VI

諸　規　程

- 福岡大学学則
- 授業科目及び単位・時間数
- 授業科目の履修等について
  年次別授業科目表（学科履修規程　第４条　別表）
- 福岡大学学科履修規程
- 福岡大学成績考査規程
- その他諸規程
  - 福岡大学における既修得単位等の取扱いに関する規程（令和６年度以前入学生）
  - 福岡大学法学部早期卒業に関する内規
  - 法学部法律学科の法律特修プログラムに関する内規
  - 法学部経営法学科の企業法務特修プログラムに関する内規
  - 福岡大学法学部における法科大学院の授業科目早期履修制度に関する申合せ
  - 福岡大学における単位互換等の取扱いに関する規程（令和６年度以前入学生）
  - 単位互換科目等の単位の認定を実施する学部・学科その他必要事項
  - 福岡大学転部・転科に関する規程
  - 福岡大学授業料その他諸納入金規程
  - 学費等納入金一覧表

福岡大学学則〔新入生（令和７年度入学生）適用〕

第１章　総　　則

第１節　目　　的

（目的）

第１条　福岡大学（以下「本学」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の規定に基づき、人文、法律、経済、商学、理学、工学、医学、薬学及びスポーツ科学に関する専門的研究及び教授を行い、学識深く教養高き人材を養成することを目的とする。

２　第２条第１項に定める各学部及び学科の人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的は、次のとおりとする。

⑴　**人文学部**は、広範な一般教養を身に付けると同時に、すべての学問の基礎となる人文学諸分野の専門知識を修得し、他者との関係への配慮や自由と責任に基づく倫理観を備えた人間を育むことを教育理念とする。この理念に基づき、社会人として人間の精神と社会のあり方を多様な価値観の中で総合的に捉え、高度技術社会において人間の原点に立って行動できる人材を養成すること、及び外国語学習を通して異文化を理解し、日本と世界を結ぶコミュニケーション能力を持った国際人を養成することを目的とする。

文化学科は、「文化の多角的、総合的理解」という学習・教育理念のもと、文化に広い関心を持つ人材を受け入れる。１年次の必修科目を通じて基本的な知識と研究方法とを修得させ、２年次以降は一つの専門領域に偏ることのない学際的なカリキュラムを通じて文化の多角的、総合的理解を身に付けた人材を育成する。文化学科は、多様な価値観が共存し、複雑化してゆく時代にあって、固定観念にとらわれない、広い視野と柔軟な発想力とを持つ有為な人材を社会に送り出すことを目的とする。

歴史学科は、古代以来国際交流の窓口であったという、本学が位置する地域の特性を生かして、九州から日本史、世界史を見直す地域に根ざす視点と、九州を東アジア史、世界史の中に位置づける国際的な視点を併せ持つ教育と研究の推進を理念とする。少人数教育を徹底して行い、導入教育において大学生としての基本的能力を涵養するとともに、専門教育では、日本史、東洋史、西洋史、考古学の各分野において高い専門性を身に付けた人材の育成を目指す。また、専門分野の枠を超えた横断的な科目履修を通じて歴史を総合的に理解する能力を涵養し、もって、専門的な知識・教養と複眼的な思考力を兼ね備えた人材の養成を目的とする。

日本語日本文学科は、日本の文化や社会の根幹をなす日本語と、その結実たる日本文学を広く深く学び、それらを国際的視点に立って捉え直すことにより、豊かな教養と深い洞察力を備え、日本語の高度なコミュニケーション能力を身に付けた広い視野を持つ人間を育むことを教育理念とする。この理念に基づき、日本語日本文学への深い理解を基盤として国際化社会で活躍し得る人材、及び専門的知識によって地域社会に貢献し得る人材の養成を目的とする。

教育・臨床心理学科は、教育と臨床心理の二つの分野の統合による人への支援や援助、人間形成とそのケアに貢献し得る総合的、実践的な力量を備えた人間を育むことを理念とする。この理念に基づき、具体的には、メンタルヘルスやストレスマネジメント、自己啓発や生涯学習、キャリア発達等の諸課題に対して、教育学と臨床心理学の知識や技法を用いてアプローチし得る能力を実社会の多様な場面で発揮できる人材を養成することを目的とする。

英語学科は、国際化や異文化との共生がますます進む状況下にあって、異文化を理解し、これに順応するとともに、国際社会、地域社会における諸問題を解決するために他者と協力しながら貢献できる人材を育むことを教育理念とする。この理念に基づき、国際社会への積極的な参画に必要な英語の運用能力を備えるとともに、言語や文化に関する広い知識と専門分野に関する深い学識を有し、かつ、的確な情報の収集・分析・考察とその結果の発信を通じて、社会に貢献することができる人材を養成することを目的とする。

ドイツ語学科は、多角的なカリキュラムにおいて、ドイツ語によるコミュニケーション能力を培う

とともに、ドイツをはじめとするドイツ語圏の国々の文化と社会、その思考方法と価値観を様々な側面から理解するための充実した教育を実施することを目指す。すなわち、複眼的思考力を身に付けることにより、国際社会において文化の枠組みを越えて他者との関係を構築し、多様な価値観を顧慮しながら人間の原点に立って行動できる人材、及び深い学識を有し、異文化間の相互理解に貢献できる国際人を育成することを目的とする。

フランス語学科は、多角的なカリキュラムにおいて、フランス語によるコミュニケーション能力を培うとともに、フランスをはじめとするフランス語圏の国々の文化と社会、その思考方法と価値観を様々な側面から理解することを教育研究の目的とする。すなわち、複眼的思考力を身に付けることにより、国際社会において文化の枠組みを越えて他者との関係を構築し、多様な価値観を顧慮しながら人間の原点に立って行動できる人材、及び異文化間の相互理解に貢献できる広い教養と深い学識をそなえた国際人を養成することを目的とする。

東アジア地域言語学科は、確実な言語運用能力の習得を基礎とし、東アジアの社会や伝統、文化、地域事情を深く洞察することで、日本を含めた東アジアを足場とした広い視野と洞察力を併せ持つ人間を育むことを教育理念とする。この理念に基づき、東アジアで有用な各種の語学力とそれを用いた地域事情の知識を通して問題の発見と解決ができる人材、地域のバランス感覚に富んだ人材、他者を尊重し様々な問題にも柔軟に対応できる人材、そして卒業後その更新が可能な人材の養成を目的とする。

⑵ **法学部**は、法学（政治学を含む。）の学修及び研究を通じて、現代社会の諸問題に積極的に取り組み、地域社会、企業活動、公共分野及び国際社会に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、広範な一般教養を身に付け、法学の専門的知識及び法的思考力を有する人材を養成することを目的とする。

法律学科は、憲法・民法・政治学などの科目の基礎的知識の習得を前提とした上で、将来の目標に向けて必要な専門科目を効果的に履修することを可能にするため、法律総合コース、公共法務コース又は総合政策コースのいずれか一つを選択できるようにし、これらのコースの授業、演習等による教育研究を通じて、法的思考力及び政策的思考力を身に付け、法曹その他の法律専門職並びに公共分野、企業及び地域社会において指導的役割を担う人材を養成することを目的とする。

経営法学科は、民法などの私法系科目の基礎的知識の習得を前提とした上で、将来の目標に向けて必要な専門科目を効果的に履修することを可能にするため、企業法コース又は国際コースのいずれかを選択できるようにし、これらのコースの授業、演習等による教育研究を通じて、法的思考力並びに企業法制に関する専門的知識及び国際的視野を身に付け、企業、地域社会及び国際社会において指導的役割を担う人材を養成することを目的とする。

⑶ **経済学部**は、経済学的知の伝承と創造により、社会の調和ある発展と人類の福祉の向上に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、経済学における論理的思考力と実証的分析能力及び歴史的理解力を向上させ、経済学的知性と豊かな人間性、国際的な視野、旺盛な行動力によって社会の進歩と繁栄に貢献できる人材を養成することを目的とする。

経済学科は、伝統的な経済学の知識と経済学的思考方法の教育により、経済全般に対する理解力を有するゼネラリストを育成することを教育理念とする。この理念に基づき、今日の経済情勢と経済学の理論と応用、経済の歴史的発展に関する学習を通して、現代社会とその背後にあるメカニズムとダイナミクスに対する理解力と洞察力を養い、近世代を担う総合力ある経済人を養成することを目的とする。

産業経済学科は、学際的実学教育により、現実社会における問題の発見と原因究明を行い、その解決策を立案し実行できるスペシャリストを育成することを教育理念とする。この理念に基づき、経済学とその関連諸学の学習を通して論理的思考力と実証的分析力を高め、さらにフィールドスタディによって地域社会や企業経営に対する洞察力を養い、実践的な問題解決力を有する人材を養成することを目的とする。

⑷ **商学部**は、大きく変化する社会的・経済的環境のもとで、商学研究を深化させ、その研究成果をもって持続可能な社会の実現に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、商学の理論、

知識及び技能並びに幅広い教養を身に付け、これらを活用して積極的に、一貫性をもって企業や組織だけではなく地域や世界の問題発見及び問題解決に当たる社会的責任感と能力を有し、他者と協働して企業、地域等の発展を担う人材を養成することを目的とする。

商学科は、商学のうち、特に流通・マーケティング、情報・サービス、交通、金融・保険、商業史の広範な分野の理論、知識及び技能を学ぶことを通して、社会的責任感を有し、地域や社会の持続的な発展に積極的に貢献できる人材を養成することを目的とする。

経営学科は、企業をはじめとする各種組織のマネジメントリーダー又は職業会計人として強い社会的責任感を有し、経営学及び会計学の専門的知識に基づいた問題発見及び問題解決の能力を持ち、協働して企業、地域等の持続的な発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

貿易学科は、商学のうち、特に貿易を中心とする国際ビジネスの実務と世界経済に関する広範な分野の理論、知識及び技能を学ぶとともに、実践的なビジネス英語を身に付けることにより、社会的責任感を有し、国際社会の持続的な発展に積極的に貢献できる人材を養成することを目的とする。

(5) **商学部第二部商学科**は、商学部の教育研究の理念に加えて、勤労学生、社会人学生、シニア層等の多様な学生も教育対象とし、リカレント教育や生涯教育の場の提供を通して、社会課題の発見及び解決に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、商学の理論、知識及び技能並びに幅広い教養を身に付け、他者と協働して企業や組織だけではなく地域や世界を持続的に発展させていくためのリーダーシップを備えた人材を養成することを目的とする。

(6) **理学部**は、自然科学と数理科学に関する分野の探究を通して社会の健全な発展に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、既知の事実と理論を学びながら、自然現象や数理を幅広い視野から理解し、論理力、分析力、創造力を修得し、総合的な視野から知識の活用ができ、豊かな人間性、社会性及び国際性を兼ね備えた活力ある人材を養成することを目的とする。

応用数学科応用数学コース及び応用数学科社会数理・情報インスティテュートコースは、数学や情報数理の理論と応用を学ぶことを通して、論理的な分析力、思考力を養うことを教育の理念とする。この理念に基づき、探求心、向上心を持ち、柔軟な発想力、豊かな創造力のもと、数学を通して社会における諸問題を解決する力を備え、社会の健全な発展に寄与する人材を養成することを目的とする。

物理科学科は、物理学とそれに関連する分野の探究を通して社会の健全な発展に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、力学・電磁気学・波動・熱力学・量子力学などに代表される物理学と、それに関連する幅広い応用分野の既知の事実と理論を学びながら、物理現象を幅広い視野から理解し、論理力、分析力、創造力及び未知の現象を解明する力を修得し、総合的な視野から知識の活用ができ、豊かな人間性、社会性及び国際性を兼ね備えた活力ある人材を養成することを目的とする。

化学科は、化学の探求を通して社会の健全な発展に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、新たな機能性物質の開発を目指す物質化学の分野及び分子レベルでの生命現象の解明を目指す生命化学の分野において、化学的現象の摂理や物質の機能性発現の原理を種々の観点から理解し、化学の知識と技術を実社会で活用し、21世紀に国内外で活躍できる人材を養成することを目的とする。

地球圏科学科は、幅広い視野と知識から地球とそこに生息する生物に関する多様な現象・問題に対処できる能力を養い、健全な未来社会の発展に貢献することを教育研究の理念とする。その実現のために、自然科学の基礎となる数学、物理、化学、生物学及び地学を幅広く学び、さらに地球・環境、生物・生命のいずれかを深く学ぶことにより、論理力、分析力、創造力及び未知の現象を解明する力を発揮し、国内外で活躍できる人材を養成することを目的とする。

(7) **工学部**は、良心に基づいた社会的責任感を有し、時代に即応した判断力と科学技術をもって社会の持続的発展に貢献する人材を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、工学・技術に求められる豊かな創造性と実務に即した応用力を育成するために、十分な基礎学力に加えて深い専門の科学技術と、幅広い教養を修得させて調和のとれた人格の発達を促すことを目的とする。

機械工学科は、幅広い教養と高度な専門知識を備え、ものづくり（機械の創造）を通して、指導的立場から、実践的な応用力と豊かな創造性を発揮して、人類の幸福と社会の福祉に貢献できる技術者

を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、確実な観察力を備え、幅広い知識により問題を的確に分析し、解決に向かって果敢に行動できる技術者を育てることを人材育成の目的とする。

電気工学科は、日々進歩する技術レベルに対応できる創造性及び課題の探求能力に優れ、かつ、コミュニケーション能力を有する人材の育成を教育研究の理念とする。この理念を達成するため、科学及び工学全般にわたる問題の理解力、判断力、解決力を養うことにより、情報・制御・環境などの分野を含めた広範囲にわたる基礎知識を修得し、社会的責務を果たすことのできる技術者を育てることを教育の目的とする。

電子情報工学科は、時代の要求に応じた新しい電子情報システムを構築することのできる技術者を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、社会の変化を正しく理解するための教養と判断力、理性を備えた技術者を養成することを目的とする。専門分野においては、電子工学と情報工学の基礎を理解し、それらを応用して電子・情報工学の技術開発に寄与できる技術者を養成することを目的とする。

化学システム工学科は、化学技術者としての幅広い教養と健全な倫理観を身に付けるとともに、化学工学分野の知識を修得し、持続可能な社会の発展に貢献する人材を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、基礎及び専門知識を修得し、それを問題解決に応用する能力、技術者として社会に対する責任を自覚する能力及び社会の進展に伴って自己変革する能力を有し、国内外での化学技術・環境技術に関連する広い分野で活躍できる柔軟な思考力と総合力を兼ね備えたエンジニアを養成することを目的とする。

社会デザイン工学科は、自然環境と調和した生活環境の創造に貢献する人材を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、地球及び地域の環境問題を直視して自然と調和しながら地震や洪水などの災害に強い社会資本整備を行う建設技術者を養成する。さらに、強い責任感と倫理感を持って次世代に豊かな生活や文化を継承し続けられる社会デザインに取り組める人材を養成することを目的とする。

建築学科は、美しく、快適で、安全で、豊かな建築空間・都市空間を創造できる人材の育成を教育研究の理念とする。この理念に基づき、建築分野に要求される社会的・技術的ニーズに適切に応えられる建築技術者としての十分な基礎学力を身に付け、高度で実践的な専門性を獲得すると同時に、調和のとれた教養を有する人格を有し、社会において指導力を発揮して、幅広く活躍・貢献できる人材を養成することを目的とする。

⑻ **医学部**は、生命の尊厳に基づいた全人教育を基盤として、社会のニーズや医療・福祉・地域に貢献できる人間性豊かな医療専門職者（医師・看護師・保健師・養護教諭・医学及び医療研究者）を養成することを目的とする。

医学科は、生命の尊厳に基づいた全人教育を基盤として、人間性豊かな臨床医の育成、地域社会への医療奉仕、重点的総合研究体系の確立を教育研究の理念とする。この理念に沿って、豊かな人間性と指導力・協調性を備え、総合的臨床能力を発揮して広く社会の医療と福祉に貢献できる医師及び高度な知識と国際的・学際的視野を持ち医学の発展に貢献できる医学研究者を養成することを目的とする。

看護学科は、生命の尊厳に基づいた心豊かで総合的な人間教育を基盤として、創造的で国際的・学際的視野に立った論理的・倫理的な看護実践能力を育成し、看護学の発展及び地域・国際社会に貢献できる高い能力を有する看護専門職者を養成することを目的とする。

⑼ **薬学部薬学科**は、医薬品の開発や安全使用に関する基礎的、臨床的先端研究の推進をもって国民の健康と福祉に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、医療技術の高度化、医薬分業の進展に伴う医薬品の安全使用及び医療の担い手としての質の高い薬剤師の育成という社会的要請に応えるため、基礎科学の総合を基盤としながら、医療人としての使命感と倫理観を十分に理解し、高度な薬学の知識を身に付け、臨床に係る高い実践的な能力を備えた薬剤師、並びに教育・研究者を養成することを目的とする。

⑽ **スポーツ科学部**は、スポーツ・運動に関する人文科学、社会科学、自然科学及び各分野を融合した

総合科学的研究を深め、それによって得られた知識を実践に生かすことを教育研究の理念とする。この理念に基づき、スポーツ界、教育界、産業界、官界、地域社会、医療分野等において、貢献し得る優秀な人材を養成することを目的とする。

スポーツ科学科は、スポーツ競技力や運動能力の向上を目指したスポーツ医科学分野の知識を有し、スポーツ界、教育界、産業界、官界等において、スポーツ医科学の知識に基づいた適切なスポーツの実践と論理的指導ができる人材を中心に、科学的トレーニング法のみならず、施設や用具等の開発、スポーツイベント等の企画・運営を含めたスポーツマネジメント等ができる人材も養成することを目的とする。

健康運動科学科は、健康運動やレクリエーション活動による心身の健康の回復、保持、増進を目指した医科学分野の知識を有し、地域社会、教育界、産業界、医療分野等において、創造的・実践的な指導を行うことができる人材を中心に、企業や地域及び医療とも連携した健康づくりマネジメント等ができる人材も養成することを目的とする。

3　本学は、学校教育法施行規則（昭和22年文科省令第11号）第165条の２の規定に基づき、前項の教育研究上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を一貫性をもって定め、公表するものとする。

⑴　卒業認定及び学位の授与の方針

⑵　教育課程の編成及び実施に関する方針

⑶　入学者の受入れに関する方針

（自己点検及び評価）

第１条の２　本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2　本学は、前項の点検及び評価の結果並びに所定の認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めるものとする。

3　自己点検及び評価に関する規程は、別に定める。

第２節　　基本組織等

（学部等）

第２条　本学に人文学部、法学部、経済学部、商学部、商学部第二部、理学部、工学部、医学部、薬学部及びスポーツ科学部を置く。

2　人文学部に文化学科、歴史学科、日本語日本文学科、教育・臨床心理学科、英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科、法学部に法律学科及び経営法学科、経済学部に経済学科及び産業経済学科、商学部に商学科、経営学科及び貿易学科、商学部第二部に商学科、理学部に応用数学科、物理科学科、化学科及び地球圏科学科、工学部に機械工学科、電気工学科、電子情報工学科、化学システム工学科、社会デザイン工学科及び建築学科、医学部に医学科及び看護学科、薬学部に薬学科、スポーツ科学部にスポーツ科学科及び健康運動科学科を置く。

（大学院）

第３条　本学に大学院を置く。

2　大学院学則は、別にこれを定める。

（附属学校）

第４条　本学に次の附属学校を置く。

⑴　福岡大学附属大濠高等学校

⑵　福岡大学附属若葉高等学校

⑶　福岡大学附属大濠中学校

2　附属学校に関する規程は、別にこれを定める。

（図書館）

第５条　本学に図書館を置く。

2　図書館に関する規程は、別にこれを定める。

（研究施設）
第６条　本学に研究所その他の研究施設を附置する。
２　研究施設に関する規程は、別にこれを定める。
（附属病院）
第７条　本学の医学部に附属病院を置く。
２　附属病院に関する規程は、別にこれを定める。
（留学生別科）
第８条　本学に留学生別科を置く。
２　留学生別科に関する規程は、別にこれを定める。

第３節　　教育研究実施組織等

（教育研究実施組織等）
第９条　本学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育職員及び事務職員等からなる教育研究を実施するための組織等を編成する。
２　本学は、前項の組織等を編成するにあたっては、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教育職員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在を明確にする。
３　第１項の組織等に関し必要な事項は、別に定める。
（授業科目の担当）
第９条の２　本学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育編成その他の学部の運営について責任を担う教育職員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら本学の教育研究に従事するものに限る。）又は１年につき８単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。
２　本学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教育職員以外の教育職員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教育職員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。
３　教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教育職員を置くことがある。
４　基幹教員に関し必要な事項は、別に定める。
（職員）
第９条の３　本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。
２　職員の職務は、学校教育法その他法令に定めるもののほか、別に定めるところによる。
（組織的な研修等）
第９条の４　本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教育職員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。
２　本学は、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。
３　本学は、指導補助者（教育職員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。
（教学協議会）
第10条　本学に本学の教学に関する重要事項を審議するため、教学協議会を置く。
２　教学協議会の構成員、審議事項その他教学協議会に関し必要な事項は、別に定める。
（教授会）
第11条　本学の各学部に教授会を置く。
２　教授会の構成員、審議事項その他教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（学長による決定）
第11条の２　学長は、本学の教育研究に関する重要な事項について、教授会等の審議を経て、最終的な決定を行う。

第２章　履　　修

第１節　　修業年限、学年、学期及び休業日

（修業年限）
第12条　修業年限は、４年とする。ただし、医学部医学科及び薬学部については、６年とする。
２　第49条に基づく科目等履修生が本学における授業科目の単位を修得し、その後に本学に入学した場合、教授会は、第33条の３の規定により本学における授業科目の単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときに、その単位数等に応じて、相当期間を修業年限の２分の１を超えない範囲で修業年限に通算することができる。
３　前項の規定は、第49条に基づく科目等履修生が本学において第33条第２項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目を修了した場合に、これを準用する。
４　前２項の規定は、再入学の場合に、これを準用する。
（在学年限）
第12条の２　学生は、８年を超えて在学することができない。ただし、医学部医学科及び薬学部については、12年を超えて在学することができない。
２　前項の規定のほか、医学部医学科及び薬学部については、同一学年に在学できる年数は２年を限度とする。ただし、医学部医学科にあっては、同一学年に２年在学した後に退学し又は除籍された者が、退学し又は除籍された学年への再入学を許可された場合には、再入学を許可された学年に限り、さらに１年を限度として在学することができる。
（学年）
第13条　学年は４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
（学期）
第14条　学年を２期に分け、学年の始めから９月13日までを前期とし、９月14日から学年の終わりまでを後期とする。
（１年間の授業期間）
第14条の２　１年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
（各授業科目の授業期間）
第14条の３　各授業科目の授業は、15週又は30週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。
（休業日）
第15条　休業日は、次のとおりとする。
⑴　日曜日
⑵　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
⑶　春季休業　４月１日から４月７日まで
⑷　夏季休業　８月４日から９月13日まで
⑸　冬季休業　12月27日から翌年１月４日まで
２　学長は、教授会の議を経て前項に定める休業日を変更することができる。
３　第１項に定めるほか、学長は特に必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。
４　第１項に定める休業日であっても、教授会が教育上必要と認める場合には、学長は、教務委員会の議を経て、授業を行うことを決定することができる。

第２節　定員、入学、転入学、編入学、転部・転科、留学、休学、退学、除籍、復学及び再入学

（入学の時期）

第16条　入学を許可する時期は、学年の始めとする。

（入学定員及び収容定員）

第17条　本学の学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学　部	学　科	入学定員（人）	収容定員（人）
人文学部	文化学科	100	400
	歴史学科	70	280
	日本語日本文学科	70	280
	教育・臨床心理学科	110	440
	英語学科	90	360
	ドイツ語学科	50	200
	フランス語学科	50	200
	東アジア地域言語学科	65	260
	計	605	2,420
法学部	法律学科	430	1,720
	経営法学科	200	800
	計	630	2,520
経済学部	経済学科	460	1,840
	産業経済学科	200	800
	計	660	2,640
商学部	商学科	245	980
	経営学科	240	960
	貿易学科	180	720
	計	665	2,660
商学部第二部	商学科	165	660
理学部	応用数学科	65	260
	物理科学科	60	240
	化学科	65	260
	地球圏科学科	60	240
	計	250	1,000
工学部	機械工学科	110	440
	電気工学科	110	440
	電子情報工学科	150	600
	化学システム工学科	110	440
	社会デザイン工学科	110	440
	建築学科	110	440
	計	700	2,800
医学部	医学科	110	660
	看護学科	110	440
	計	220	1,100
薬学部	薬学科	230	1,380
スポーツ科学部	スポーツ科学科	225	900
	健康運動科学科	70	280
	計	295	1,180
合　計		4,420	18,360

（入学資格）
第18条　本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
⑴　高等学校又は中等教育学校を卒業した者
⑵　通常の課程による12年の学校教育を修了した者
⑶　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
2　入学願書提出の年の３月末日までに前項の資格を得る見込みの者は、当該学校長の提出する調査書又はその資格を証明する書類を添えて出願することができる。
（入学の志願）
第19条　入学を志願する者は、本学所定の入学願書及び入学試験に必要な提出書類に別表第11の⑴に定める入学検定料を添えて所定の期日までに学長に提出しなければならない。
2　既に納入した入学検定料は、これを返還しない。
（入学者選抜）
第20条　入学者の選抜は、第１条第３項第３号の規定により本学が定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。
（入学手続）
第21条　合格の通知を受けた者は、本学の承認する保証人連署の入学誓書及び所定の書類に授業料等納入金（新入生にあっては入学金及び第１期分の納入金）を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。ただし、本学の留学生別科を修了し入学する者の入学金については、留学生別科入学時の入学金相当額を免除する。
2　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
3　正当な理由なくして第１項の手続を怠る者は、入学を許可しない。
4　入学手続完了後において、やむを得ず入学を辞退する場合、別に定める期日までに入学辞退届を学長に提出し受理された者に限り、入学金以外の授業料等納入金を返還することができる。
（転入学）
第22条　本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は、転入学を許可することがある。
2　本学に転入学することができる者は、他の大学に２年以上在学し、本学の定める単位数を修得している者とする。
3　転入学の時期は、学年始又は学期始とし、本人の既修の授業科目及び単位・時間数並びに在学年数については、その一部又は全部を本学において認定し、今後履修すべき授業科目及び単位・時間数並びに在学年数を決定する。
（編入学）
第23条　本学に編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は、編入学を許可することがある。
2　本学に編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
⑴　学士の学位を有する者
⑵　短期大学又は高等専門学校を卒業した者
⑶　専修学校の専門課程（文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
3　編入学の時期並びに履修すべき授業科目、単位・時間数及び在学年限については、前条の規定に準ずる。
（転部・転科）
第23条の２　学生が他の学部に転部を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は、転部を許可することがある。
2　学生が当該学部の他学科に転科を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は、転科を許可することがある。
3　転部・転科に関する規程は、別に定める。

（転学）
第24条　学生が他の大学に転学するときは、学長に届け出るものとする。
（留学）
第24条の２　学生が外国の大学又は外国の短期大学に留学しようとするときは、学長は教授会の議を経てこれを許可することができる。
２　前項の許可を得て留学した期間は、本学の修業年限に算入することができる。
３　留学に関し必要な事項については、別に定める。
（休学）
第25条　学生が病気その他のやむを得ない理由で長期にわたり欠席しようとするときは、保証人連署をもって、所定の期日までに学長に届け出て、休学することができる。ただし、入学年度の前期については、原則として休学することができない。
２　休学の１期間は、当該年度内の前期、後期又は１年間とする。ただし、医学部医学科及び薬学部は、原則として当該年度１年間とする。
３　休学の開始の時期は、前期又は後期の始めとする。
４　休学は、通算して４年を超えることができない。
５　休学期間は、在学期間に算入しない。
６　学生が疾病その他のやむを得ない事由により療養の必要ありと認められるときは、学長は、教授会の議を経て、これに休学を命ずることがある。
７　休学している者は、休学期間満了までに復学、休学又は退学のいずれかの所定の手続をしなければならない。
（復学）
第26条　休学している者が復学をしようとするときは、保証人連署をもって、所定の期日までに学長に届け出て、復学することができる。
２　復学の時期は、学期の始めとする。
（退学）
第27条　学生が退学しようとするときは、その理由を具し、保証人連署をもって、学長に届け出るものとする。
（除籍）
第28条　学長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して除籍を行う。
⑴　第42条の定めるところにより、授業料等納入金を納入しない者
⑵　成績不振等で成業の見込みがないと認められる者
⑶　正当の理由がなく、出席が常でない者
⑷　死亡した者
⑸　休学期間満了時に、正当な理由がなく復学、休学又は退学のいずれの手続も行わない者
（再入学）
第29条　本学を退学した者が再入学を願い出たときは、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。
２　再入学を願い出た者には、必要に応じて学力検査、面接を行う。
３　前２項の規定は、除籍された者が再入学を願い出た場合に、これを準用する。
４　前３項に基づく再入学の取扱いについては、別にこれを定める。

第３節　教 育 課 程 等

第１款　教育課程

（教育課程の編成方針）
第30条　教育課程の編成は、第１条第３項第１号及び第２号の規定により定める卒業認定及び学位の授与の方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に行うものとする。

2　教育課程の編成にあたっては、学部等の専攻分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（教育課程）

第31条　学部・学科の授業科目及び単位・時間数は、別表第１から別表第10までに定めるとおりとする。

2　前項の規定により掲げる授業科目のほかに学部留学生の授業科目として日本語（８単位）を置く

3　第１項のほかに自由履修単位として換算できる授業科目は、次のうちから学部が指定するものとする。

⑴　共通教育科目又は専門教育科目のうち、卒業に必要な単位数を超えて修得した科目

⑵　関連教育科目

⑶　その他、教授会が適当と認める科目

4　第１項及び第２項に定める授業科目のほかに随意科目を設けることができる。随意科目については別に定め、卒業に必要な単位数に算入しない。

5　第１項、第２項及び前項に定める授業科目のほかに、人文学部、工学部及びスポーツ科学部にあっては大学院授業科目を、法学部にあっては法科大学院授業科目を設けることができる。大学院及び法科大学院授業科目については別に定め、卒業に必要な単位数に算入しない。

（単位）

第32条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次条第１項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位として単位数を計算するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（授業の方法）

第32条の２　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2　各学部が教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（授業の計画等の明示等）

第32条の３　本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2　学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（履修の方法）

第32条の４　学生は、第１条第３項第２号の規定により定める方針に基づき、所定の授業科目を履修しなければならない。

（授業科目の登録方法）

第32条の５　学生は、履修する授業科目について、毎学期所定の期間に登録しなければならない。

2　授業科目の登録については、別に定める。

（履修科目の登録できる単位数の上限）

第32条の６　学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が１年間又１学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるものとする。

2　前項の登録できる単位数の上限は、別に定める。

（他の大学等における授業科目の履修等）

第33条　学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、学長は、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定は、第24条の２の規定により留学する場合その他学生が外国の大学又は外国の短期大学において授業科目を履修する場合について、これを準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第33条の２　学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、学長は、教授会の議を経て、前条第１項及び第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第33条の３　学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条又は短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第17条の規定により修得した単位を含む。）を、教育上有益と認めるときは、学長は、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、教育上有益と認めるときは、学長は、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、編入学及び転入学の場合を除き、第33条第１項及び前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4　前各項の規定は、外国の大学又は外国の短期大学を卒業し、又は退学した場合に、これを準用する。

（共通教育科目の認定等）

第33条の４　共通教育科目の授業科目について、第33条から前条までの規定を適用するときは、教授会に先立って、教務委員会の議を経るものとする。

（単位互換等の取扱い）

第33条の５　第33条から前条までに規定する単位数の取扱いのほか、同規定の適用を受ける学生の履修計画その他必要な事項については、別に定める。

（教職課程）

第33条の５の２　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第５条、別表第１及び別表第２に基づいて教育職員の免許状の授与を受けるための資格の取得を目的として、本学に教職課程を置く。

2　教育職員の免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な授業科目（以下「教職課程科目」という。）及び修得すべき単位等については、次の表に掲げる免許状の種類及び免許教科に応じ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところに従い、別にこれを定める。

教育職員免許法別表第１（第５条関係）

学部・学科の名称（正規の課程）		免許状の種類及び免許教科	
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
人文学部	文化学科	社会	地理歴史 公民
	歴史学科		
	日本語日本文学科	国語	国語
	教育・臨床心理学科	社会	公民
	英語学科	外国語（英語）	外国語（英語）
	ドイツ語学科	外国語（ドイツ語）	外国語（ドイツ語）
	フランス語学科	外国語（フランス語）	外国語（フランス語）
	東アジア地域言語学科	外国語（中国語） 外国語（朝鮮語）	外国語（中国語） 外国語（朝鮮語）
法学部	法律学科	社会	地理歴史 公民
	経営法学科		
経済学部	経済学科	社会	地理歴史 公民 情報
	産業経済学科		

学部・学科の名称（正規の課程）		免許状の種類及び免許教科	
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
商学部	商学科		商業 情報
	経営学科		
	貿易学科	社会	地理歴史 公民
商学部第二部	商学科	社会	地理歴史 公民 商業 情報
理学部	応用数学科	数学	数学 情報
	物理科学科	理科	理科 情報
	化学科		理科
	地球圏科学科		
工学部	機械工学科		工業
	電気工学科		
	電子情報工学科		工業 情報
	化学システム工学科		工業
	社会デザイン工学科		
	建築学科		
医学部	看護学科		看護
スポーツ科学部	スポーツ科学科	保健体育	保健体育
	健康運動科学科		

教育職員免許法別表第２（第５条関係）

学部・学科の名称（正規の課程）		免許状の種類
医学部	看護学科	養護教諭１種免許状

（博物館学芸員課程）

第33条の５の３　博物館法（昭和26年法律第285号）第５条第１項第１号に基づいて学芸員となる資格の取得を目的として、本学に博物館学芸員課程を置く。

２　学芸員となる資格の取得に必要な授業科目（以下「博物館学芸員課程科目」という。）及び修得すべき単位等については、博物館法及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の定めるところに従い、別にこれを定める。

（社会教育主事課程）

第33条の５の４　社会教育法（昭和24年法律第207号）第９条の４第１項第３号に基づいて社会教育主事となる資格の取得を目的として、本学に社会教育主事課程を置く。

２　社会教育主事となる資格の取得に必要な授業科目（以下「社会教育主事課程科目」という。）及び修得すべき単位等については、社会教育法及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）の定めるところに従い、別にこれを定める。

（日本語教員課程）

第33条の５の５　日本語教育施設の運営に関する基準（昭和63年文部省制定）第11項第２号に基づいて日本語教育施設における教員の資格の取得を目的として、本学に日本語教員課程を置く。

２　日本語教育施設における教員の資格の取得に必要な授業科目（以下「日本語教員課程科目」という。）及び修得すべき単位等については、日本語教育施設の運営に関する基準の定めるところに従い、別にこれを定める。

第２款　卒業の要件

（卒業の要件）

第33条の５の６　卒業の要件は、第12条に規定する修業年限以上在学し、かつ、福岡大学学科履修規程（以下「学科履修規程」という。）第４条の定めるところにより授業科目を履修した上で、必要な単位数を修得することとする。

２　前項の規定にかかわらず、人文学部又は法学部の学生の在学年数については、卒業の要件として当該学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認められ、かつ、本学大学院へ進学する場合には、３年以上とする。

３　第１項の卒業に必要な単位数は、124単位以上（医学部医学科にあっては188単位以上、薬学部にあっては186単位以上）の範囲において、学部・学科別に第34条に定めるとおりとする。ただし、医学科の授業科目を履修する場合その他教育上必要と認められる場合は、修得すべき単位の一部について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

４　前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第32条の２第２項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

（授業時間制をとる場合の特例）

第33条の５の７　前条第３項ただし書により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目に係る第32条第１項又は第35条の規定の適用については、第32条第１項中「単位数」とあるのは「授業時間数」と、第35条中「一の授業科目」とあるのは「授業科目」と、「単位を与えるものとする」とあるのは「修了を認定するものとする」とする。

２　授業時間数を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数をこれに相当する単位数とみなして第33条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）、第33条の２第１項又は第33条の３第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）若しくは第２項の規定を適用することができる。

（各学部の卒業要件単位数）

第34条　**人文学部各学科**の学生が修得しなければならない単位数は、次のとおりとする。

⑴　**文化学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計44単位以上、専門教育科目合計72単位以上、自由履修単位12単位以上）

⑵　**歴史学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計40単位以上、専門教育科目合計76単位以上、自由履修単位12単位以上）

⑶　**日本語日本文学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計40単位以上、専門教育科目合計76単位以上、自由履修単位12単位以上）

⑷　**教育・臨床心理学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計40単位以上、専門教育科目合計66単位以上、自由履修単位22単位以上）

⑸　**英語学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計40単位以上、専門教育科目合計76単位以上、自由履修単位12単位以上）

⑹　**ドイツ語学科**　ドイツ語圏コースの学生は総計124単位以上（共通教育科目合計40単位以上、専門教育科目合計64単位以上、自由履修単位20単位以上）、ヨーロッパ特別コースの学生は総計124単位以上（共通教育科目合計40単位以上、専門教育科目合計68単位以上、自由履修単位16単位以上）

⑺　**フランス語学科**　フランス語圏コースの学生は総計124単位以上（共通教育科目合計40単位以上、専門教育科目合計64単位以上、自由履修単位20単位以上）、ヨーロッパ特別コースの学生は総計124単位以上（共通教育科目合計40単位以上、専門教育科目合計68単位以上、自由履修単位16単位以上）

⑻　**東アジア地域言語学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計40単位以上、専門教育科目合計70単位以上、自由履修単位18単位以上）

２　**法学部**の学生は、総計124単位以上（共通教育科目合計26単位以上、専門教育科目合計72単位以上、自由履修単位26単位以上）を修得しなければならない。

３　**経済学部**各学科の学生が修得しなければならない単位数は、次のとおりとする。

⑴　**経済学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計32単位以上、専門教育科目合計76単位以上、自由履修単位20単位以上）

⑵ **産業経済学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計32単位以上、専門教育科目合計66単位以上、自由履修単位30単位以上）

4　**商学部**の学生は、総計128単位以上（共通教育科目合計34単位以上、専門教育科目合計72単位以上、自由履修単位22単位以上）を修得しなければならない。

5　**商学部第二部**の学生は、総計124単位以上（共通教育科目合計33単位以上、専門教育科目合計60単位以上、自由履修単位31単位以上）を修得しなければならない。

6　**理学部**各学科の学生が修得しなければならない単位数は、次のとおりとする。

⑴ **応用数学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計28単位以上、専門教育科目合計82単位以上、自由履修単位18単位以上）

⑵ **物理科学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計28単位以上、専門教育科目合計86単位以上、自由履修単位14単位以上）

⑶ **化学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計28単位以上、専門教育科目合計84単位以上、自由履修単位16単位以上）

⑷ **地球圏科学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計28単位以上、専門教育科目合計84単位以上、自由履修単位16単位以上）

7　**工学部**各学科の学生が修得しなければならない単位数は、次のとおりとする。ただし、共通教育科目の単位互換科目については、その修得単位を卒業及び学科履修規程第６条の６に規定する必要な修得単位数に算入しない。

⑴ **機械工学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計24単位以上、工学共通科目合計24単位以上、専門教育科目合計80単位以上）

⑵ **電気工学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計24単位以上、工学共通科目合計20単位以上、専門教育科目合計84単位以上）

⑶ **電子情報工学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計24単位以上、工学共通科目合計18単位以上、専門教育科目合計86単位以上）

⑷ **化学システム工学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計24単位以上、工学共通科目合計32単位以上、専門教育科目合計72単位以上）

⑸ **社会デザイン工学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計24単位以上、工学共通科目合計18単位以上、専門教育科目合計86単位以上）

⑹ **建築学科**　総計128単位以上（共通教育科目合計24単位以上、工学共通科目合計18単位以上、専門教育科目合計86単位以上）

8　**医学部医学科**の学生は、次に掲げる要件を満たしていなければ進級し、卒業することができない。

⑴ 各学年においては、当該学年の専門教育科目の全授業科目の単位又は時間数を修得していること。

⑵ 第４学年及び第６学年においては、前号の要件に加え、全国共用試験において一定以上の成績を修めていること。

9　**医学部**各学科の学生が修得しなければならない単位数、時間数は次のとおりとする。ただし、単位互換科目については、その修得単位を卒業及び進級に必要な修得単位数に算入しない。

⑴ **医学科**　総計50単位以上（共通教育科目合計32単位以上、専門教育科目18単位以上）及び4,047時間

⑵ **看護学科**　総計125単位以上（共通教育科目合計28単位以上、専門基礎科目合計27単位以上、専門教育科目合計70単位以上）

10　**薬学部**の学生は、総計186単位以上（共通教育科目合計28単位以上、専門教育科目合計158単位以上）を修得しなければならない。

11　**スポーツ科学部**の学生は、総計124単位以上（共通教育科目合計32単位以上、専門教育科目合計82単位以上、自由履修単位10単位以上）を修得しなければならない。ただし、単位互換科目については、その修得単位を卒業に必要な修得単位数に算入しない。

（学部留学生の卒業要件単位数）

第34条の２　学部留学生が第31条第２項の規定により設置する授業科目の単位を修得したときは、別に定

めるところにより、これを卒業に必要な単位数に算入することができる。

第４節　　学修の成果に係る評価及び卒業の認定

（評価及び単位の授与）

第35条　本学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験又は別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

２　前項の評価は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、合格となった授業科目について所定の単位を与えるものとする。

（試験）

第36条　試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

２　定期試験は、各学期末にこれを行う。ただし、医学部医学科の時間制の授業科目について所定の期日に行う場合も同様に取り扱う。

３　追試験は、病気その他やむを得ない理由によって定期試験を受けることのできなかった者に対しては、福岡大学成績考査規程（以下「成績考査規程」という。）の定めるところによりこれを行う。

４　再試験は、第２年次生（理学部の学生に限る。）及び第４年次以上の卒業見込者並びに医学部及び薬学部の学生に対しては、成績考査規程の定めるところにより、不合格科目につきこれを行う。

５　前各項に定める試験の実施及び成績の評価に関し必要な事項は、別に定める。

（卒業の認定）

第37条　卒業の認定は、第33条の５の６の要件を満たした者に対し、教授会の議を経て、学長が行う。

（学位の授与）

第38条　学長は、前条の規定により卒業の認定をした者に対し、学士の学位を授与する。

２　学位記の様式は別に定め、卒業証書を兼ねるものとする。

第39条　削除

第５節　　賞　　罰

（表彰）

第40条　学業成績並びに品行の特に優秀な者、その他業績顕著な者は、これを表彰することがある。

（懲戒）

第41条　本学の規則に違反し、学内の秩序を乱し、又は学生の本分に反する者は、学長が定める手続に基づき、これを懲戒する。

２　前項の規定による懲戒は、訓告、停学及び退学とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこれを行うことができる。

⑴　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

⑵　大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第６節　　授業料その他諸納入金

（授業料等納入金）

第42条　学生は、別に定める期日までに、別表第11の⑵に定める授業料等納入金を納入しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）の定めるところに従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められるものとして認定を受けた学生（以下「修学支援学生」という。）が所定の授業料等納入金を納入したときは、前項の納入を行ったものとみなす。

３　授業料等納入金に関する細部については、別に定める。

（受講料）

第43条　次の各号に掲げる授業科目であって、その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない授業科目を履修する者は、別表第12に定めるところに従い、受講料を納入しなければならない。

⑴　教職課程科目
⑵　博物館学芸員課程科目
⑶　社会教育主事課程科目
⑷　日本語教員課程科目
2　前項の規定にかかわらず、博物館学芸員課程科目を履修する者については、当該授業科目がその所属する学部のいずれかの学科に関して学則第31条の規定により定められている場合において、その受講料を免除する。
3　前２項の規定にかかわらず、科目等履修生として第１項各号に掲げる授業科目を履修する者は、別表第13に定めるところに従い、受講料を納入するものとする。
4　受講料に関する細部については、別に定める。
（実習費・研修費等）
第44条　実習又は研修など特別の費用を必要とする授業科目を履修する者は、別に定めるところに従い、実習・研修費等としてこれら諸費用を納入しなければならない。
第45条から第47条まで　削除
（授業料等納入金の減免）
第48条　特殊の事情ある学生に対しては、その事情により授業料等納入金の減免を行うことがある。
2　前項に規定する学生及び修学支援学生に対する授業料等納入金の減免に関し必要な事項は、別に定める。

第７節　　科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生

（科目等履修生）
第49条　本学において、特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、学長は、選考の上、科目等履修生として受入れを許可することができる。
2　科目等履修生の受講料等については、別表第13に定める。
3　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。
（研究生）
第50条　本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学長は、選考の上、研究生として受入れを許可することができる。
2　研究生の受講料等については、別表第13に定める。
3　研究生に関し必要な事項は、別に定める。
（特別聴講学生）
第51条　他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れることができる。
2　特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。
（外国人留学生）
第52条　外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、外国人留学生として受入れを許可することができる。
2　外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。
第53条　削除

第８節　　公　開　講　座

（公開講座）
第54条　本学における教育研究を広く社会に開放し、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。
2　公開講座に関し必要な事項については、別に定める。

第９節　厚　生　施　設

（厚生施設）

第55条　本学に厚生施設として学生寮その他の施設を置く。

２　前項の厚生施設に関する規程は、別にこれを定める。

附　則

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１～10　略

別表第11　入学検定料及び授業料等納入金

⑴　入学検定料（第19条第１項）

（略）

⑵　授業料等納入金（第21条第１項・第42条）

（平成31年度入学以降）

（単位　円）

区分（年額） / 学部		入学金	特別教育充実費	計	毎年納付金		計
					授業料	教育充実費	
人文学部 法学部 経済学部 商学部		190,000		190,000	730,000	180,000	910,000
商学部第二部		60,000		60,000	310,000	80,000	390,000
理学部 工学部		240,000		240,000	1,000,000	380,000	1,380,000
医学部	医学科	1,000,000	3,000,000	4,000,000	3,912,000	688,000	4,600,000
	看護学科	270,000		270,000	1,040,000	470,000	1,510,000
薬学部		400,000		400,000	1,350,000	290,000	1,640,000
スポーツ科学部		300,000		300,000	800,000	350,000	1,150,000

備考

1　この表にかかわらず、平成31年３月31日以前に入学し引続き在学する者にかかる授業料等納入金については、なお従前の例による。

2　入学金については、入学時に限り納入すべき額とする。ただし、第21条第１項ただし書の規定に該当し、その適用を受ける者については、この限りではない。

3　特別教育充実費については、入学初年度（１年次）から３年次までの各年次において納入すべき額とする。

4　薬学部の教育充実費については、入学初年度（１年次）に納入すべき額とし、２年次から６年次までの各学年において720,000円を納入しなければならない。

5　第42条第２項に定める修学支援学生の所定の授業料等納入金は、当該各学生につき、別に定める額とする。

別表第12　その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない授業科目の受講料（第43条第１項）

⑴　教職課程科目

受講料	その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない教職課程科目	全科目につき　36,000円

※　当該授業科目を博物館学芸員課程科目又は社会教育主事課程科目としてのみ履修する場合については、⑵を適用する。

⑵　博物館学芸員課程科目及び社会教育主事課程科目

受講料	その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない博物館学芸員課程科目	全科目につき　12,000円
	その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない社会教育主事課程科目	全科目につき　16,000円

※　博物館学芸員課程科目を履修する者については、当該授業科目がその所属する学部のいずれかの学科において、第31条の規定により定められているときは、その授業科目の受講料を免除する。

⑶　日本語教員課程科目

受講料	その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない日本語教員課程科目	１単位につき　1,000円

別表第13　科目等履修生及び研究生の受講料等（第43条第３項・第49条第２項・第50条第２項）

⑴　単位又は授業時間の認定を必要とする科目等履修生

選　考　料			15,000円
受　講　料	第31条の規定により、理学部、工学部、医学部看護学科又は薬学部の専門教育科目（工学部については、工学共通科目を、医学部看護学科については、専門基礎科目を含む。）としてのみ定められている授業科目		１単位につき　18,000円
	第31条の規定により、医学部医学科の専門教育科目としてのみ定められている授業科目		１単位につき又は15時間につき　40,000円
	第31条の規定により定められている上記以外の授業科目		１単位につき　12,000円
	第31条の規定により、商学部第二部の専門教育科目のうち別に定められている授業科目		20単位まで　110,000円
	第31条の規定により定められていない授業科目	本学の卒業者	１単位につき　7,000円
		その他	１単位につき　12,000円

⑵　単位の認定を必要としない科目等履修生

選　考　料		15,000円
受　講　料	第31条の規定により定められている授業科目（医学部医学科を除く。）	１単位につき　9,000円

⑶　研究生

選　考　料	医学部医学科	20,000円
	その他の学部・学科	15,000円
研究指導料	全学部・学科	月額　15,000円

授業科目及び単位・時間数

令和７年度入学生（25台）

法学部　**法律学科**

科目／分野			授業科目（単位）			
共通教育科目	総合教養科目（122単位）	人文科学	哲学A (2)	哲学B (2)	論理学A (2)	論理学B (2)
			倫理学A (2)	倫理学B (2)	宗教学A (2)	宗教学B (2)
			日本史A (2)	日本史B (2)	東洋史A (2)	東洋史B (2)
			西洋史A (2)	西洋史B (2)	日本文学A (2)	日本文学B (2)
			アジアの文学A (2)	アジアの文学B (2)	西洋文学A (2)	西洋文学B (2)
			人文地理学 (2)	芸術A (2)	芸術B (2)	日本教育史 (2)
			西洋教育史 (2)			
		社会科学	法学A (2)	法学B (2)	政治学A (2)	政治学B (2)
			経済学A (2)	経済学B (2)	商学A (2)	商学B (2)
			社会学A (2)	社会学B (2)	教育論A (2)	教育論B (2)
			教育の原理・課程論 (2)	地理学A (2)	地理学B (2)	地誌学 (2)
			心理学A (2)	心理学B (2)	文化人類学A (2)	文化人類学B (2)
		自然科学	数学入門 (2)	基礎数学 (2)	統計入門 (2)	物理科学入門 (2)
			物理の世界 (2)	自然界と物質の化学 (2)	生活と環境の化学 (2)	地球圏科学入門 (2)
			新しい地球観 (2)	自然地理学 (2)	ミクロの生物科学 (2)	マクロの生物科学 (2)
			自然科学入門 (2)	自然科学と人間 (2)		
		総合系列科目	福岡大学で考える現代社会 (2)			
		学修基盤科目	データサイエンス・AI入門 (2)			
	外国語科目（58単位）	第1	※Practical English (3)	※Core English (3)	Advanced English (2)	海外英語研修 (2)
		第2	ドイツ語Ⅰ (2-4)	ドイツ語Ⅱ (2-4)	フランス語Ⅰ (2-4)	フランス語Ⅱ (2-4)
			中国語Ⅰ (2-4)	中国語Ⅱ (2-4)	ロシア語Ⅰ (2-4)	ロシア語Ⅱ (2-4)
			スペイン語Ⅰ (2-4)	スペイン語Ⅱ (2-4)	朝鮮語Ⅰ (2-4)	朝鮮語Ⅱ (2-4)
	保健体育科目（4単位）		※生涯スポーツ演習 (2)	※生涯スポーツ論 (2)		
	単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目			
専門教育科目	必修科目（8単位）		憲法Ⅰ (2)	憲法Ⅱ (2)	民法入門 (2)	民法総則 (2)
	選択必修科目（72単位）		憲法特講 (4)	債権法Ⅰ (2)	債権法Ⅱ (2)	物権法Ⅰ (2)
			民法特講Ⅰ (4)	民法特講Ⅱ (4)	民法特講Ⅲ (4)	刑法Ⅰ (4)
			刑事法特講Ⅰ (4)	刑事法特講Ⅱ (4)	会社法Ⅰ (2)	会社法Ⅱ (2)
			政治学入門 (2)	政治学原論 (4)	裁判制度概論 (2)	法学部入門ゼミ (2)
			基礎ゼミ (4)	演習Ⅰ (4)	演習Ⅱ (4)	演習Ⅱa (4)
			演習Ⅱb (4)	演習Ⅲ (4)		
	選択科目（276単位）		憲法Ⅲ (2)	行政法Ⅰ (4)	行政法Ⅱ (4)	地方自治法 (2)
			税法ⅠA (2)	税法ⅠB (2)	税法ⅡA (2)	税法ⅡB (2)
			比較憲法 (2)	債権法Ⅲ (2)	物権法Ⅱ (2)	親族法 (2)
			相続法 (2)	刑法Ⅱ (4)	商法総則 (2)	商行為法 (2)
			手形・小切手法 (2)	保険法 (2)	海商法 (2)	金融商品取引法 (2)
			企業金融法 (2)	民事訴訟法Ⅰ (2)	民事訴訟法Ⅱ (2)	民事執行・保全法 (2)
			倒産処理法 (2)	刑事訴訟法 (4)	国際法総論 (4)	国際法各論 (4)
			国際私法 (4)	国際関係論 (4)	国際取引法 (2)	国際民事手続法 (2)
			日本政治外交史 (2)	西洋政治史 (4)	政治思想史 (4)	政治過程論 (4)
			行政学 (4)	経済法 (4)	ミクロ経済学概論 (2)	マクロ経済学概論 (2)
			労働法 (4)	社会保障法 (4)	情報法 (2)	環境法 (2)
			消費者法 (2)	刑事政策 (4)	公共政策概論 (2)	政策過程論 (2)
			政策評価論 (2)	都市政策 (2)	九州地域政策 (2)	福祉国家論 (2)
			社会福祉概論 (2)	地域福祉論 (2)	児童福祉論 (2)	NPO論 (2)
			マスメディア論 (2)	不動産登記法 (2)	商業登記法 (2)	知的財産法 (4)
			法社会学 (4)	法哲学 (4)	日本法制史 (4)	西洋法制史 (4)
			東洋法制史 (4)	ローマ法 (4)	近代日本法史 (2)	英米法 (2)
			ドイツ法 (2)	フランス法 (2)	情報処理論A (2)	情報処理論B (2)
			法医学 (2)	警察活動の理論と実務 (2)	特別講義A (2)	特別講義B (2)
			特別講義C (2)	特別講義D (2)	特別講義E (2)	キャリアプランニング (2)
			アメリカ法セミナーⅠ (4)	アメリカ法セミナーⅡ (4)	アメリカ法セミナーⅢ (4)	アジア法セミナーⅠ (4)
			アジア法セミナーⅡ (4)	ドイツ法セミナーⅠ (4)	ドイツ法セミナーⅡ (4)	フランス法セミナーⅠ (4)
			フランス法セミナーⅡ (4)	行政特別演習Ⅰ (4)	行政特別演習Ⅱ (4)	政策特別演習Ⅰ (4)
			政策特別演習Ⅱ (4)	大学院連携特別演習Ⅰ (4)	大学院連携特別演習Ⅱ (4)	卒業論文 (2)
			概説日本史 (2)	概説外国史 (2)	概説社会学 (2)	概説哲学 (2)
関連教育科目			他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目			

令和７年度入学生（25台）

法学部　**経営法学科**

分野＼科目			授業科目（単位）			
共通教育科目	総合教養科目（122単位）	人文科学	哲学A (2)	哲学B (2)	論理学A (2)	論理学B (2)
			倫理学A (2)	倫理学B (2)	宗教学A (2)	宗教学B (2)
			日本史A (2)	日本史B (2)	東洋史A (2)	東洋史B (2)
			西洋史A (2)	西洋史B (2)	日本文学A (2)	日本文学B (2)
			アジアの文学A (2)	アジアの文学B (2)	西洋文学A (2)	西洋文学B (2)
			人文地理学 (2)	芸術A (2)	芸術B (2)	日本教育史 (2)
			西洋教育史 (2)			
		社会科学	法学A (2)	法学B (2)	政治学A (2)	政治学B (2)
			経済学A (2)	経済学B (2)	商学A (2)	商学B (2)
			社会学A (2)	社会学B (2)	教育論A (2)	教育論B (2)
			教育の原理・課程論 (2)	地理学A (2)	地理学B (2)	地誌学 (2)
			心理学A (2)	心理学B (2)	文化人類学A (2)	文化人類学B (2)
		自然科学	数学入門 (2)	基礎数学 (2)	統計入門 (2)	物理科学入門 (2)
			物理の世界 (2)	自然界と物質の化学 (2)	生活と環境の化学 (2)	地球圏科学入門 (2)
			新しい地球観 (2)	自然地理学 (2)	ミクロの生物科学 (2)	マクロの生物科学 (2)
			自然科学入門 (2)	自然科学と人間 (2)		
		総合系列科目	福岡大学で考える現代社会 (2)			
		学修基盤科目	データサイエンス・AI入門 (2)			
	外国語科目（58単位）	第1	※Practical English (3)	※Core English (3)	Advanced English (2)	海外英語研修 (2)
		第2	ドイツ語Ⅰ (2-4)	ドイツ語Ⅱ (2-4)	フランス語Ⅰ (2-4)	フランス語Ⅱ (2-4)
			中国語Ⅰ (2-4)	中国語Ⅱ (2-4)	ロシア語Ⅰ (2-4)	ロシア語Ⅱ (2-4)
			スペイン語Ⅰ (2-4)	スペイン語Ⅱ (2-4)	朝鮮語Ⅰ (2-4)	朝鮮語Ⅱ (2-4)
	保健体育科目（4単位）		※生涯スポーツ演習 (2)	※生涯スポーツ論 (2)		
	単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目			
専門教育科目	必修科目（4単位）		民法入門 (2)	民法総則 (2)		
	選択必修科目（74単位）		憲法Ⅰ (2)	憲法Ⅱ (2)	債権法Ⅰ (2)	債権法Ⅱ (2)
			物権法Ⅰ (2)	民法特講Ⅰ (4)	民法特講Ⅱ (4)	民法特講Ⅲ (4)
			企業法入門 (2)	企業法総論 (2)	企業取引法 (2)	会社法Ⅰ (2)
			会社法Ⅱ (2)	国際関係学入門 (2)	裁判制度概論 (2)	法学部入門ゼミ (2)
			パワーアップゼミ (4)	演習Ⅰ (4)	演習Ⅱ (4)	演習Ⅱa (4)
			演習Ⅱb (4)	演習Ⅲ (4)	国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ (4)	国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ (2)
			国際コミュニケーション海外研修 (2)	企業法務特別演習 (4)		
	選択科目（236単位）		行政法Ⅰ (4)	税法ⅠA (2)	税法ⅠB (2)	税法ⅡA (2)
			税法ⅡB (2)	債権法Ⅲ (2)	物権法Ⅱ (2)	親族法 (2)
			相続法 (2)	刑法Ⅰ (4)	企業取引決済法 (2)	企業金融法 (2)
			金融商品取引法 (2)	保険法 (2)	海商法 (2)	知的財産法 (4)
			中小企業と法 (2)	ベンチャー起業と法 (2)	商事法総合講義 (2)	民事訴訟法Ⅰ (2)
			民事訴訟法Ⅱ (2)	民事執行・保全法 (2)	倒産処理法 (2)	国際法総論 (4)
			国際法各論 (4)	国際私法 (4)	国際関係論 (4)	国際取引法 (2)
			国際知的財産法 (2)	国際民事手続法 (2)	国際経済法 (4)	国際税法 (2)
			外国法政論 (2)	アジア太平洋関係論 (2)	経済法 (4)	労働法 (4)
			社会保障法 (4)	環境法 (2)	比較憲法 (2)	消費者法 (2)
			観光法 (2)	不動産登記法 (2)	商業登記法 (2)	英米法 (2)
			アジア法 (2)	ドイツ法 (2)	フランス法 (2)	EU法 (2)
			政治学入門 (2)	政治学原論 (4)	西洋政治史 (4)	NPO論 (2)
			マスメディア論 (2)	法社会学 (4)	法哲学 (4)	西洋法制史 (4)
			東洋法制史 (4)	ローマ法 (4)	近代日本法史 (2)	外交史通論 (2)
			情報処理論A (2)	情報処理論B (2)	警察活動の理論と実務 (2)	特別講義A (2)
			特別講義B (2)	特別講義C (2)	特別講義D (2)	特別講義E (2)
			キャリアプランニング (2)	インターンシップ (2)	海外法政事情Ⅰ (2)	海外法政事情Ⅱ (2)
			海外法政研修 (2)	アメリカ法セミナーⅠ (4)	アメリカ法セミナーⅡ (4)	アメリカ法セミナーⅢ (4)
			アジア法セミナーⅠ (4)	アジア法セミナーⅡ (4)	ドイツ法セミナーⅠ (4)	ドイツ法セミナーⅡ (4)
			フランス法セミナーⅠ (4)	フランス法セミナーⅡ (4)	大学院連携特別演習Ⅰ (4)	大学院連携特別演習Ⅱ (4)
			卒業論文 (2)	概説日本史 (2)	概説外国史 (2)	概説社会学 (2)
			概説哲学 (2)			
関連教育科目			他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目			

授業科目の履修等について

福岡大学学科履修規程　第２条（抜粋）

令和７年度入学生（JJ25台）法学部　法律学科

《卒業要件》

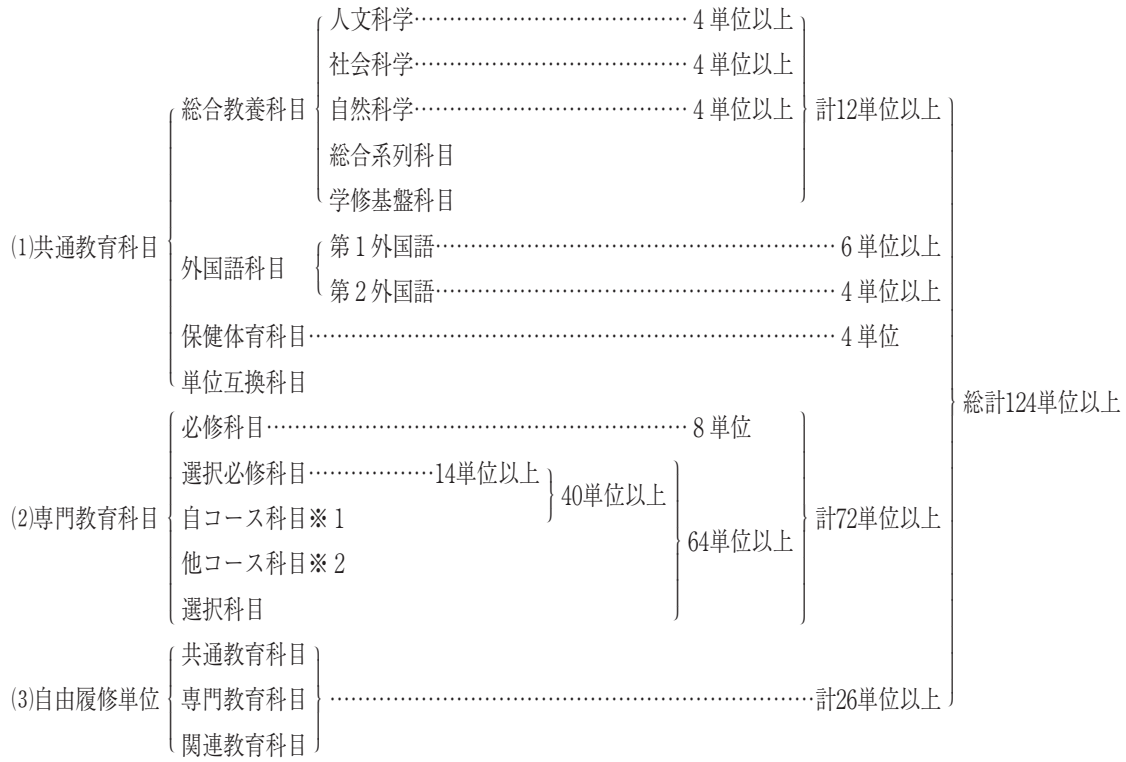

※１　各自が所属するコースの「コース科目」

※２　各自が所属するコース以外の「コース科目」

※イメージ図

（注）　１．法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。

２．同一外国語について、第２外国語４単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから４単位以上を修得しなければならない。

３．第２外国語を２単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。

４．自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和７年度入学生（JJ25台）法学部　法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第４条 別表》

※印は必修

			第１・２・３・４年次			
			授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学Ａ	2	哲学Ｂ	2
			倫理学Ａ	2	倫理学Ｂ	2
			日本史Ａ	2	西洋史Ｂ	2
			西洋史Ａ	2	アジアの文学Ｂ	2
			アジアの文学Ａ	2	芸術Ａ	2
			人文地理学	2		
			西洋教育史	2		
		社会科学	法学Ａ	2	法学Ｂ	2
			経済学Ａ	2	経済学Ｂ	2
			社会学Ａ	2	社会学Ｂ	2
			教育の原理・課程論	2	地理学Ａ	2
			心理学Ａ	2	心理学Ｂ	2
		自然科学	数学入門	2	基礎数学	2
			物理の世界	2	自然界と物質の化学	2
			新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2
			自然科学と人間	2	自然地理学（第３年次配当）	2
		総合系列科目	福岡大学で考える現代社会	2		
		学修基盤科目	データサイエンス・ＡＩ入門	2		

			第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	外国語科目	第１	※Practical English Ⅰ	1	※Practical English Ⅲ	1				
			※Practical English Ⅱ	1	※Core English Ⅲ	1				
			※Core English Ⅰ	1	Advanced English Ⅰ	1				
			※Core English Ⅱ	1	Advanced English Ⅱ	1				
					海外英語研修	2				
		第２	ドイツ語ⅠＡ	2	ドイツ語ⅡＡ	2				
			ドイツ語ⅠＢ	2	ドイツ語ⅡＢ	2				
			フランス語ⅠＡ	2	フランス語ⅡＡ	2				
			フランス語ⅠＢ	2	フランス語ⅡＢ	2				
			中国語ⅠＡ	2	中国語ⅡＡ	2				
			中国語ⅠＢ	2	中国語ⅡＢ	2				
			ロシア語ⅠＡ	2	ロシア語ⅡＡ	2				
			ロシア語ⅠＢ	2	ロシア語ⅡＢ	2				
			スペイン語ⅠＡ	2	スペイン語ⅡＡ	2				
			スペイン語ⅠＢ	2	スペイン語ⅡＢ	2				
			朝鮮語ⅠＡ	2	朝鮮語ⅡＡ	2				
			朝鮮語ⅠＢ	2	朝鮮語ⅡＢ	2				
	保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
			※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
	単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目		憲法Ⅰ	2						
			憲法Ⅱ	2						
			民法入門	2						
			民法総則	2						
	選択必修科目		政治学入門	2	債権法Ⅰ	2	憲法特講	4	演習Ⅱａ	4
			裁判制度概論	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅱ	4	演習Ⅱｂ	4
			法学部入門ゼミ	2	物権法Ⅰ	2	民法特講Ⅲ	4		
			基礎ゼミ	4	刑法Ⅰ	4	刑事法特講Ⅱ	4		
					会社法Ⅰ	2				
					会社法Ⅱ	2				
					民法特講Ⅰ	4				
					刑事法特講Ⅰ	4				
					政治学原論	4				
					演習Ⅰ	4	演習Ⅱ	4	演習Ⅲ	4
	コース科目	法律総合コース			憲法Ⅲ	2	債権法Ⅲ	2	税法ⅠＡ	2
					行政法Ⅰ	4	相続法	2	税法ⅠＢ	2
					物権法Ⅱ	2	民事訴訟法Ⅰ	2	税法ⅡＡ	2
					親族法	2	民事訴訟法Ⅱ	2	税法ⅡＢ	2
					商法総則	2	刑法Ⅱ	4	民事執行・保全法	2
					商行為法	2	刑事訴訟法	4	倒産処理法	2
					経済法	4	手形・小切手法	2	不動産登記法	2
					労働法	4	金融商品取引法	2	商業登記法	2
					消費者法	2	企業金融法	2	国際私法	4
					社会学	4	保険法	2	国際取引法	2
							海商法	2	国際民事手続法	2
							知的財産法	4	法哲学	4
		公共法務コース			憲法Ⅲ	2	行政法Ⅱ	4	税法ⅠＡ	2
					行政法Ⅰ	4	地方自治法	2	税法ⅠＢ	2
					物権法Ⅱ	2	比較憲法	2	社会保障法	4
					親族法	2	債権法Ⅲ	2	環境法	2
					国際法総論	4	相続法	2	情報法	2
					国際関係論	4	民事訴訟法Ⅰ	2	政治過程論	4
					経済法	4	民事訴訟法Ⅱ	2	行政学	4
					ミクロ経済学概論	2	刑法Ⅱ	4	法哲学	4
					マクロ経済学概論	2	刑事訴訟法	4	行政特別演習Ⅰ	4
							刑事政策	4	行政特別演習Ⅱ	4
							国際法各論	4		
		総合政策コース			行政法Ⅰ	4	行政法Ⅱ	4	都市政策	2
					労働法	4	地方自治法	2	九州地域政策	2
					国際関係論	4	社会保障法	4	福祉国家論	2
					ミクロ経済学概論	2	環境法	2	社会福祉概論	2
					マクロ経済学概論	2	情報法	2	地域福祉論	2
					日本政治外交史	2	政治過程論	4	ＮＰＯ論	2
					西洋政治史	4	行政学	4	マスメディア論	2
					政策過程論	2	政治思想史	4	政策特別演習Ⅰ	4
							政策評価論	2	政策特別演習Ⅱ	4
		選択科目	公共政策概論	2	情報処理論Ａ	2	日本法制史	4	アジア法セミナーⅡ	4
			アメリカ法セミナーⅠ	4	情報処理論Ｂ	2	西洋法制史	4	ドイツ法セミナーⅡ	4
			特別講義Ａ	2	英米法	2	東洋法制史	4	フランス法セミナーⅡ	4
					ドイツ法	2	ローマ法	4	アメリカ法セミナーⅢ	4
					フランス法	2	近代日本法史	2		
					キャリアプランニング	2	児童福祉論	2		
					アジア法セミナーⅠ	4	法医学	2		
					ドイツ法セミナーⅠ	4	警察活動の理論と実務	2		
					フランス法セミナーⅠ	4	特別講義ＣＤ	2		
					アメリカ法セミナーⅡ	4	特別講義ＣＤ	2		
					概説日本史	2	特別講義Ｅ	2		
					概説外国史	2				
					概説社会学	2			大学院連携特別演習Ⅰ	4
					概説哲学	2			大学院連携特別演習Ⅱ	4
					特別講義Ｂ	2			卒業論文	2
	関連教育科目		他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

（注）⑴　専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
⑵　自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和６年度入学生（JJ24台）法学部　法律学科

《卒業要件》

（注）　１．法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
２．同一外国語について、第２外国語４単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから４単位以上を修得しなければならない。
３．第２外国語を２単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
４．自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和６年度入学生（JJ24台）法学部　法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第４条 別表》

※印は必修

			第１・２・３・４年次			
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
			倫理学A	2	倫理学B	2	宗教学A	2	宗教学B	2
			日本史A	2	日本史B	2	東洋史A	2	東洋史B	2
			西洋史A	2	西洋史B	2	日本文学A	2	日本文学B	2
			アジアの文学A	2	アジアの文学B	2	西洋文学A	2	西洋文学B	2
			人文地理学	2	芸術A	2	芸術B	2	日本教育史	2
			西洋教育史	2						
		社会科学	法学A	2	法学B	2	政治学A	2	政治学B	2
			経済学A	2	経済学B	2	商学A	2	商学B	2
			社会学A	2	社会学B	2	教育論A	2	教育論B	2
			教育の原理・課程論	2	地理学A	2	地理学B	2	地誌学	2
			心理学A	2	心理学B	2	文化人類学A	2	文化人類学B	2
		自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2
			物理の世界	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2
			新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然科学入門	2
			自然科学と人間	2	自然地理学（第３年次配当）	2				
		総合系列科目	福岡大学で考える現代社会	2						
		学修基盤科目	〔データサイエンス・ＡＩ入門〕	2						
			第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
		外国語科目 第１	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅢ	1				
			※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅣ	1				
					海外英語研修	2				
		外国語科目 第２	ドイツ語ⅠA	2	ドイツ語ⅡA	2				
			ドイツ語ⅠB	2	ドイツ語ⅡB	2				
			フランス語ⅠA	2	フランス語ⅡA	2				
			フランス語ⅠB	2	フランス語ⅡB	2				
			中国語ⅠA	2	中国語ⅡA	2				
			中国語ⅠB	2	中国語ⅡB	2				
			ロシア語ⅠA	2	ロシア語ⅡA	2				
			ロシア語ⅠB	2	ロシア語ⅡB	2				
			スペイン語ⅠA	2	スペイン語ⅡA	2				
			スペイン語ⅠB	2	スペイン語ⅡB	2				
			朝鮮語ⅠA	2	朝鮮語ⅡA	2				
			朝鮮語ⅠB	2	朝鮮語ⅡB	2				
		保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
			※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
		単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目		必修科目	憲法Ⅰ	2						
			憲法Ⅱ	2						
			民法入門	2						
			民法総則	2						
		選択必修科目	政治学入門	2	債権法Ⅰ	2	憲法特講	4	演習Ⅱa	4
			裁判制度概論	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅱ	4	演習Ⅱb	4
			法学部入門ゼミ	2	物権法Ⅰ	2	民法特講Ⅲ	4		
			基礎ゼミ	4	刑法Ⅰ	4	刑事法特講Ⅱ	4		
					会社法Ⅰ	2				
					会社法Ⅱ	2				
					民法特講Ⅰ	4				
					刑事法特講Ⅰ	4				
					政治学原論	4				
					演習Ⅰ	4	演習Ⅱ	4	演習Ⅲ	4
	コース科目	法律総合コース			憲法Ⅲ	2	債権法Ⅲ	2	税法ⅠA	2
					行政法Ⅰ	4	相続法	2	税法ⅠB	2
					物権法Ⅱ	2	民事訴訟法Ⅰ	2	税法ⅡA	2
					親族法	2	民事訴訟法Ⅱ	2	税法ⅡB	2
					商法総則	2	刑法Ⅱ	4	民事執行・保全法	2
					商行為法	2	刑事訴訟法	4	倒産処理法	2
					経済法	4	手形・小切手法	2	不動産登記法	2
					労働法	4	金融商品取引法	2	商業登記法	2
					消費者法	2	企業金融法	2	国際私法	4
					社会学	4	保険法	2	国際取引法	2
							海商法	2	国際民事手続法	2
							知的財産法	4	法哲学	4
		公共法務コース			憲法Ⅲ	2	行政法Ⅱ	4	税法ⅠA	2
					行政法Ⅰ	4	地方自治法	2	税法ⅠB	2
					物権法Ⅱ	2	比較憲法	2	社会保障法	4
					親族法	2	債権法Ⅲ	2	環境法	2
					国際法総論	4	相続法	2	情報法	2
					国際関係論	4	民事訴訟法Ⅰ	2	政治過程論	4
					経済法	4	民事訴訟法Ⅱ	2	行政学	4
					ミクロ経済学概論	2	刑法Ⅱ	4	法哲学	4
					マクロ経済学概論	2	刑事訴訟法	4	行政特別演習Ⅰ	4
							刑事政策	4	行政特別演習Ⅱ	4
							国際法各論	4		
		総合政策コース			行政法Ⅰ	4	行政法Ⅱ	4	都市政策	2
					労働法	4	地方自治法	2	九州地域政策	2
					国際関係論	4	社会保障法	4	福祉国家論	2
					ミクロ経済学概論	2	環境法	2	社会福祉概論	2
					マクロ経済学概論	2	情報法	2	地域福祉論	2
					日本政治外交史	2	政治過程論	4	NPO論	2
					西洋政治史	4	行政学	4	マスメディア論	2
					政策過程論	2	政治思想史	4	政策特別演習Ⅰ	4
							政策評価論	2	政策特別演習Ⅱ	4
		選択科目	公共政策概論	2	情報処理論A	2	日本法制史	4	アジア法セミナーⅡ	4
			アメリカ法セミナーⅠ	4	情報処理論B	2	西洋法制史	4	ドイツ法セミナーⅡ	4
			特別講義A	2	英米法	2	東洋法制史	4	フランス法セミナーⅡ	4
					ドイツ法	2	ローマ法	4	アメリカ法セミナーⅢ	4
					〔フランス法〕	2	近代日本法史	2		
					キャリアプランニング	2	児童福祉論	2		
					アジア法セミナーⅠ	4	法医学	2		
					〔ドイツ法セミナーⅠ〕	4	警察活動の理論と実務	2		
					〔フランス法セミナーⅠ〕	4	特別講義C	2		
					アメリカ法セミナーⅡ	4	特別講義CDE	2		
					概説日本史	2	特別講義E	2		
					概説外国史	2				
					概説社会学	2			大学院連携特別演習Ⅰ	4
					概説哲学	2			大学院連携特別演習Ⅱ	4
					特別講義B	2			卒業論文	2
関連教育科目			他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

（注）⑴　専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
⑵　自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
⑶　〔　〕内は、今年度休講。

令和５年度入学生（JJ23台）法学部　法律学科

《卒業要件》

※１　各自が所属するコースの「コース科目」

※２　各自が所属するコース以外の「コース科目」

※イメージ図

（注）　１．法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。

２．同一外国語について、第２外国語４単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから４単位以上を修得しなければならない。

３．第２外国語を２単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。

４．自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和５年度入学生（JJ23台）法学部　法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第４条 別表》

※印は必修

			第１・２・３・４年次			
			授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2
			倫理学A	2	倫理学B	2
			日本史A	2	日本史B	2
			西洋史A	2	西洋史B	2
			アジアの文学A	2	アジアの文学B	2
			人文地理学	2	芸術A	2
			西洋教育史	2		
		社会科学	法学A	2	法学B	2
			経済学A	2	経済学B	2
			社会学A	2	社会学B	2
			教育の原理・課程論	2	地理学A	2
			心理学A	2	心理学B	2
		自然科学	数学入門	2	基礎数学	2
			物理の世界	2	自然界と物質の化学	2
			新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2
			自然科学と人間	2	自然地理学（第３年次配当）	2
		総合系列科目	福岡大学で考える現代社会	2		
		学修基盤科目	〔データサイエンス・ＡＩ入門〕	2		

			第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	外国語科目	第１	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅢ	1				
			※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅣ	1				
					海外英語研修	2				
		第２	ドイツ語ⅠA	2	ドイツ語ⅡA	2				
			ドイツ語ⅠB	2	ドイツ語ⅡB	2				
			フランス語ⅠA	2	フランス語ⅡA	2				
			フランス語ⅠB	2	フランス語ⅡB	2				
			中国語ⅠA	2	中国語ⅡA	2				
			中国語ⅠB	2	中国語ⅡB	2				
			ロシア語ⅠA	2	ロシア語ⅡA	2				
			ロシア語ⅠB	2	ロシア語ⅡB	2				
			スペイン語ⅠA	2	スペイン語ⅡA	2				
			スペイン語ⅠB	2	スペイン語ⅡB	2				
			朝鮮語ⅠA	2	朝鮮語ⅡA	2				
			朝鮮語ⅠB	2	朝鮮語ⅡB	2				
	保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
			※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
	単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目		憲法Ⅰ	2						
			憲法Ⅱ	2						
			民法入門	2						
			民法総則	2						
	選択必修科目		政治学入門	2	債権法Ⅰ	2	憲法特講	4	演習Ⅱa	4
			裁判制度概論	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅱ	4	〔演習Ⅱb〕	4
			法学部入門ゼミ	2	物権法Ⅰ	2	民法特講Ⅲ	4		
			基礎ゼミ	4	刑法Ⅰ	4	刑事法特講Ⅱ	4		
					会社法Ⅰ	2				
					会社法Ⅱ	2				
					民法特講Ⅰ	4				
					刑事法特講Ⅰ	4				
					政治学原論	4				
					演習Ⅰ	4	演習Ⅱ	4	演習Ⅲ	4
	コース科目	法律総合コース			憲法Ⅲ	2	債権法Ⅲ	2	税法ⅠA	2
					行政法Ⅰ	4	相続法	2	税法ⅠB	2
					物権法Ⅱ	2	民事訴訟法Ⅰ	2	税法ⅡA	2
					親族法	2	民事訴訟法Ⅱ	2	〔税法ⅡB〕	2
					商法総則	2	刑法Ⅱ	4	民事執行・保全法	2
					商行為法	2	刑事訴訟法	4	倒産処理法	2
					経済法	4	〔手形・小切手法〕	2	不動産登記法	2
					労働法	4	金融商品取引法	2	商業登記法	2
					消費者法	4	企業金融法	2	国際私法	4
					社会学	4	保険法	2	国際取引法	2
							海商法	2	国際民事手続法	2
							知的財産法	4	法哲学	4
		公共法務コース			憲法Ⅲ	2	行政法Ⅱ	4	税法ⅠA	2
					行政法Ⅰ	4	地方自治法	2	税法ⅠB	2
					物権法Ⅱ	2	比較憲法	2	社会保障法	4
					親族法	2	債権法Ⅲ	2	環境法	2
					国際法総論	4	相続法	2	情報法	2
					国際関係論	4	民事訴訟法Ⅰ	2	政治過程論	4
					経済法	4	民事訴訟法Ⅱ	2	行政学	4
					ミクロ経済学概論	2	刑法Ⅱ	4	法哲学	4
					マクロ経済学概論	2	刑事訴訟法	4	行政特別演習Ⅰ	4
							刑事政策	4	〔行政特別演習Ⅱ〕	4
							国際法各論	4		
		総合政策コース			行政法Ⅰ	4	行政法Ⅱ	4	〔都市政策〕	2
					労働法	4	地方自治法	2	九州地域政策	2
					国際関係論	4	社会保障法	4	福祉国家論	2
					ミクロ経済学概論	2	環境法	2	社会福祉概論	2
					マクロ経済学概論	2	情報法	2	地域福祉論	2
					日本政治外交史	2	政治過程論	4	NPO論	2
					西洋政治史	4	行政学	4	マスメディア論	2
					政策過程論	2	政治思想史	4	〔政策特別演習Ⅰ〕	4
							政策評価論	2	政策特別演習Ⅱ	4
		選択科目	公共政策概論	2	情報処理論A	2	〔日本法制史〕	4	〔アジア法セミナーⅡ〕	4
			アメリカ法セミナーⅠ	4	情報処理論B	2	西洋法制史	4	〔ドイツ法セミナーⅡ〕	4
			特別講義A	2	英米法	2	〔東洋法制史〕	4	〔フランス法セミナーⅡ〕	4
					ドイツ法	2	ローマ法	4	〔アメリカ法セミナーⅢ〕	4
					〔フランス法〕	2	近代日本法史	2		
					キャリアプランニング	2	児童福祉論	2		
					アジア法セミナーⅠ	4	法医学	2		
					〔ドイツ法セミナーⅠ〕	4	警察活動の理論と実務	2		
					〔フランス法セミナーⅠ〕	4	特別講義C	2		
					アメリカ法セミナーⅡ	4	特別講義D	2		
					概説日本史	2	〔特別講義E〕	2		
					概説外国史	2				
					概説社会学	2			大学院連携特別演習Ⅰ	4
					概説哲学	2			大学院連携特別演習Ⅱ	4
					特別講義B	2			卒業論文	2
	関連教育科目		他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

（注）⑴　専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
⑵　自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
⑶　〔　〕内は、今年度休講。

令和４年度入学生（JJ22台）法学部　法律学科

《卒業要件》

（注）　１．法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
２．同一外国語について、第２外国語４単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから４単位以上を修得しなければならない。
３．第２外国語を２単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
４．自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和４年度入学生（JJ22台）法学部　法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第４条 別表》

※印は必修

			第１・２・３・４年次			
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学Ａ 2 倫理学Ａ 2 日本史Ａ 2 西洋史Ａ 2 アジアの文学Ａ 2 人文地理学 2 西洋教育史 2		哲学Ｂ 2 倫理学Ｂ 2 日本史Ｂ 2 西洋史Ｂ 2 アジアの文学Ｂ 2 芸術Ａ 2		論理学Ａ 2 宗教学Ａ 2 東洋史Ａ 2 日本文学Ａ 2 西洋文学Ａ 2 芸術Ｂ 2		論理学Ｂ 2 宗教学Ｂ 2 東洋史Ｂ 2 日本文学Ｂ 2 西洋文学Ｂ 2 日本教育史 2	
		社会科学	法学Ａ 2 経済学Ａ 2 社会学Ａ 2 教育の原理・課程論 2 心理学Ａ 2		法学Ｂ 2 経済学Ｂ 2 社会学Ｂ 2 地理学Ａ 2 心理学Ｂ 2		政治学Ａ 2 商学Ａ 2 教育論Ａ 2 地理学Ｂ 2 文化人類学Ａ 2		政治学Ｂ 2 商学Ｂ 2 教育論Ｂ 2 地誌学 2 文化人類学Ｂ 2	
		自然科学	数学入門 2 物理の世界 2 新しい地球観 2 自然科学と人間 2		基礎数学 2 自然界と物質の化学 2 ミクロの生物科学 2 自然地理学〔第３年次配当〕 2		統計入門 2 生活と環境の化学 2 マクロの生物科学 2		物理科学入門 2 地球圏科学入門 2 自然科学入門 2	
		総合系列科目	地球環境 2		〔生命・健康と医療〕 2		国際化と日本 2		〔科学・技術・情報と社会〕 2	
		学修基盤科目	〔データサイエンス・ＡＩ入門〕 2							
			第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
	外国語科目	第１	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅡ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅢ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅣ 1		※インターミディエイト・イングリッシュⅠ 1 ※インターミディエイト・イングリッシュⅡ 1 ※インターミディエイト・イングリッシュⅢ 1 ※インターミディエイト・イングリッシュⅣ 1 海外英語研修 2		アドバンスト・イングリッシュⅠ 1 アドバンスト・イングリッシュⅡ 1			
		第２	┌ドイツ語ⅠＡ 2 └ドイツ語ⅠＢ 2 ┌フランス語ⅠＡ 2 └フランス語ⅠＢ 2 ┌中国語ⅠＡ 2 └中国語ⅠＢ 2 ┌ロシア語ⅠＡ 2 └ロシア語ⅠＢ 2 ┌スペイン語ⅠＡ 2 └スペイン語ⅠＢ 2 ┌朝鮮語ⅠＡ 2 └朝鮮語ⅠＢ 2		ドイツ語ⅡＡ 2 ドイツ語ⅡＢ 2 フランス語ⅡＡ 2 フランス語ⅡＢ 2 中国語ⅡＡ 2 中国語ⅡＢ 2 ロシア語ⅡＡ 2 ロシア語ⅡＢ 2 スペイン語ⅡＡ 2 スペイン語ⅡＢ 2 朝鮮語ⅡＡ 2 朝鮮語ⅡＢ 2					
	保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ 1 ※生涯スポーツ演習Ⅱ 1		※生涯スポーツ論 2					
	単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目		憲法Ⅰ 2 憲法Ⅱ 2 民法入門 2 民法総則 2							
	選択必修科目		政治学入門 2 裁判制度概論 2 法学部入門ゼミ 2 基礎ゼミ 4		債権法Ⅰ 2 債権法Ⅱ 2 物権法Ⅰ 2 刑法Ⅰ 4 会社法Ⅰ 2 会社法Ⅱ 2 民法特講Ⅰ 4 刑事法特講Ⅰ 4 政治学原論 4 演習Ⅰ 4		憲法特講 4 民法特講Ⅱ 4 民法特講Ⅲ 4 刑事法特講Ⅱ 4 演習Ⅱ 4		演習Ⅱａ 4 〔演習Ⅱｂ〕 4 演習Ⅲ 4	
	コース科目	法律総合コース			憲法Ⅲ 2 行政法Ⅰ 4 物権法Ⅱ 2 親族法 2 商法総則 2 商行為法 2 経済法 4 労働法 4 消費者法 2 法社会学 4		債権法Ⅲ 2 相続法 2 民事訴訟法Ⅰ 2 民事訴訟法Ⅱ 2 刑法Ⅱ 4 刑事訴訟法 4 〔手形・小切手法〕 2 金融商品取引法 2 企業金融法 2 保険法 2 海商法 2 知的財産法 4		税法ⅠＡ 2 税法ⅠＢ 2 税法ⅡＡ 2 〔税法ⅡＢ〕 2 民事執行・保全法 2 倒産処理法 2 不動産登記法 2 商業登記法 2 国際私法 4 国際取引法 2 国際民事手続法 2 法哲学 4	
		公共法務コース			憲法Ⅲ 2 行政法Ⅰ 4 物権法Ⅱ 2 親族法 2 国際法総論 4 国際関係論 4 経済法 4 ミクロ経済学概論 2 マクロ経済学概論 2		行政法Ⅱ 4 地方自治法 2 比較憲法 2 債権法Ⅲ 2 相続法 2 民事訴訟法Ⅰ 2 民事訴訟法Ⅱ 2 刑法Ⅱ 4 刑事訴訟法 4 刑事政策 4 国際法各論 4		税法ⅠＡ 2 税法ⅠＢ 2 社会保障法 4 環境法 2 情報法 2 政治過程論 4 行政学 4 法哲学 4 行政特別演習Ⅰ 4 〔行政特別演習Ⅱ〕 4	
		総合政策コース			行政法Ⅰ 4 労働法 4 国際関係論 4 ミクロ経済学概論 2 マクロ経済学概論 2 日本政治外交史 2 西洋政治史 4 政策過程論 2		行政法Ⅱ 4 地方自治法 2 社会保障法 4 環境法 2 情報法 2 政治過程論 4 行政学 4 政治思想史 4 政策評価論 2		〔都市政策〕 2 九州地域政策 2 福祉国家論 2 社会福祉概論 2 地域福祉論 2 ＮＰＯ論 2 マスメディア論 2 〔政策特別演習Ⅰ〕 4 政策特別演習Ⅱ 4	
	選択科目		公共政策概論 2 〔世界外交史〕 4 アメリカ法セミナーⅠ 4		情報処理論Ａ 2 情報処理論Ｂ 2 英米法 2 ドイツ法 2 〔フランス法〕 2 キャリアプランニング 2 アジア法セミナーⅠ 4 〔ドイツ法セミナーⅠ〕 4 〔フランス法セミナーⅠ〕 4 アメリカ法セミナーⅡ 4 概説日本史 2 概説外国史 2 概説社会学 2 概説哲学 2		〔日本法制史〕 4 西洋法制史 4 〔東洋法制史〕 4 ローマ法 4 近代日本法史 2 児童福祉論 2 法医学 2 警察活動の理論と実務 2 特別講義 2-10 〔アジア法セミナーⅡ〕 4		〔ドイツ法セミナーⅡ〕 4 〔フランス法セミナーⅡ〕 4 〔アメリカ法セミナーⅢ〕 4 大学院連携特別演習Ⅰ 4 大学院連携特別演習Ⅱ 4 卒業論文 2	
関連教育科目			他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

（注）(1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
(2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
(3) 〔 〕内は、今年度休講。

令和３年度入学生（JJ21台）法学部　法律学科

《卒業要件》

- ⑴共通教育科目
  - 総合教養科目（計12単位以上）
    - 人文科学……４単位以上
    - 社会科学……４単位以上
    - 自然科学……４単位以上
    - 総合系列科目
  - 外国語科目
    - 第１外国語……８単位以上
    - 第２外国語……４単位以上
  - 保健体育科目……４単位
  - 単位互換科目
- ⑵専門教育科目（計72単位以上）
  - 必修科目……８単位
  - 選択必修科目……14単位以上
  - 自コース科目※１
  - 他コース科目※２
  - 選択科目

  （選択必修科目14単位以上＋自コース科目＋他コース科目＋選択科目：40単位以上／64単位以上）
- ⑶自由履修単位
  - 共通教育科目
  - 専門教育科目
  - 関連教育科目

  ……計24単位以上

（⑴共通教育科目＋⑵専門教育科目＋⑶自由履修単位：総計124単位以上）

※１　各自が所属するコースの「コース科目」

※２　各自が所属するコース以外の「コース科目」

（注）　１．法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。

２．同一外国語について、第２外国語４単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから４単位以上を修得しなければならない。

３．第２外国語を２単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。

４．自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和３年度入学生（JJ21台）法学部　法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第４条 別表》

※印は必修

			第１・２・３・４年次			
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
			倫理学A	2	倫理学B	2	宗教学A	2	宗教学B	2
			日本史A	2	日本史B	2	東洋史A	2	東洋史B	2
			西洋史A	2	西洋史B	2	日本文学A	2	日本文学B	2
			アジアの文学A	2	アジアの文学B	2	西洋文学A	2	西洋文学B	2
			人文地理学	2	芸術A	2	芸術B	2	日本教育史	2
			西洋教育史	2						
		社会科学	法学A	2	法学B	2	政治学A	2	政治学B	2
			経済学A	2	経済学B	2	商学A	2	商学B	2
			社会学A	2	社会学B	2	教育論A	2	教育論B	2
			教育の原理・課程論	2	地理学A	2	地理学B	2	地誌学	2
			心理学A	2	心理学B	2	文化人類学A	2	文化人類学B	2
		自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2
			物理の世界	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2
			新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然科学入門	2
			自然科学と人間	2	自然地理学（第３年次配当）	2				
		総合系列科目	地球環境	2	〔生命・健康と医療〕	2	国際化と日本	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2
			第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
	外国語科目	第１	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅢ	1				
			※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅣ	1				
					海外英語研修	2				
		第２	ドイツ語ⅠA	2	ドイツ語ⅡA	2				
			ドイツ語ⅠB	2	ドイツ語ⅡB	2				
			フランス語ⅠA	2	フランス語ⅡA	2				
			フランス語ⅠB	2	フランス語ⅡB	2				
			中国語ⅠA	2	中国語ⅡA	2				
			中国語ⅠB	2	中国語ⅡB	2				
			ロシア語ⅠA	2	ロシア語ⅡA	2				
			ロシア語ⅠB	2	ロシア語ⅡB	2				
			スペイン語ⅠA	2	スペイン語ⅡA	2				
			スペイン語ⅠB	2	スペイン語ⅡB	2				
			朝鮮語ⅠA	2	朝鮮語ⅡA	2				
			朝鮮語ⅠB	2	朝鮮語ⅡB	2				
	保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
			※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
	単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目		憲法Ⅰ	2						
			憲法Ⅱ	2						
			民法入門	2						
			民法総則	2						
	選択必修科目		政治学入門	2	債権法Ⅰ	2	憲法特講	4	演習Ⅱa	4
			裁判制度概論	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅱ	4	〔演習Ⅱb〕	4
			法学部入門ゼミ	2	物権法Ⅰ	2	民法特講Ⅲ	4		
			基礎ゼミ	4	刑法Ⅰ	4	刑事法特講Ⅱ	4		
					会社法Ⅰ	2				
					会社法Ⅱ	2				
					民法特講Ⅰ	4				
					刑事法特講Ⅰ	4				
					政治学原論	4				
					演習Ⅰ	4	演習Ⅱ	4	演習Ⅲ	4
	コース科目	法律総合コース			憲法Ⅲ	2	債権法Ⅲ	2	税法ⅠA	2
					行政法Ⅰ	4	相続法	2	税法ⅠB	2
					物権法Ⅱ	2	民事訴訟法Ⅰ	2	税法ⅡA	2
					親族法	2	民事訴訟法Ⅱ	2	〔税法ⅡB〕	2
					商法総則	2	刑法Ⅱ	4	民事執行・保全法	2
					商行為法	2	刑事訴訟法	4	倒産処理法	2
					経済法	4	〔手形・小切手法〕	2	不動産登記法	2
					労働法	4	金融商品取引法	2	商業登記法	2
					消費者法	2	企業金融法	2	国際私法	4
					社会学	4	保険法	2	国際取引法	2
							海商法	2	国際民事手続法	2
							知的財産法	4	法哲学	4
		公共法務コース			憲法Ⅲ	2	行政法Ⅱ	4	税法ⅠA	2
					行政法Ⅰ	4	地方自治法	2	税法ⅠB	2
					物権法Ⅱ	2	比較憲法	2	社会保障法	4
					親族法	2	債権法Ⅲ	2	環境法	2
					国際法総論	4	相続法	2	情報法	2
					国際関係論	4	民事訴訟法Ⅰ	2	政治過程論	4
					経済法	4	民事訴訟法Ⅱ	2	行政学	4
					ミクロ経済学概論	2	刑法Ⅱ	4	法哲学	4
					マクロ経済学概論	2	刑事訴訟法	4	行政特別演習Ⅰ	4
							刑事政策	4	〔行政特別演習Ⅱ〕	4
							国際法各論	4		
		総合政策コース			行政法Ⅰ	4	行政法Ⅱ	4	〔都市政策〕	2
					労働法	4	地方自治法	2	九州地域政策	2
					国際関係論	4	社会保障法	4	福祉国家論	2
					ミクロ経済学概論	2	環境法	2	社会福祉概論	2
					マクロ経済学概論	2	情報法	2	地域福祉論	2
					日本政治外交史	2	政治過程論	4	NPO論	2
					西洋政治史	4	行政学	4	マスメディア論	2
					政策過程論	2	政治思想史	4	〔政策特別演習Ⅰ〕	4
							政策評価論	2	政策特別演習Ⅱ	4
		選択科目	公共政策概論	2	情報処理論A	2	〔日本法制史〕	4	〔ドイツ法セミナーⅡ〕	4
			〔世界外交史〕	4	情報処理論B	2	西洋法制史	4	〔フランス法セミナーⅡ〕	4
			アメリカ法セミナーⅠ	4	英米法	2	〔東洋法制史〕	4	〔アメリカ法セミナーⅢ〕	4
					ドイツ法	2	ローマ法	4		
					〔フランス法〕	2	近代日本法史	2		
					キャリアプランニング	2	児童福祉論	2		
					アジア法セミナーⅠ	4	法医学	2		
					〔ドイツ法セミナーⅠ〕	4	警察活動の理論と実務	2		
					〔フランス法セミナーⅠ〕	4	特別講義	2-10		
					アメリカ法セミナーⅡ	4	〔アジア法セミナーⅡ〕	4		
					概説日本史	2				
					概説外国史	2			大学院連携特別演習Ⅰ	4
					概説社会学	2			大学院連携特別演習Ⅱ	4
					概説哲学	2			卒業論文	2
	関連教育科目		他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

（注）⑴　専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
⑵　自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
⑶　〔　〕内は、今年度休講。

令和２年度入学生（JJ20台）法学部　法律学科

《卒業要件》

- ⑴共通教育科目
  - 総合教養科目（計12単位以上）
    - 人文科学……４単位以上
    - 社会科学……４単位以上
    - 自然科学……４単位以上
    - 総合系列科目
  - 外国語科目
    - 第１外国語……８単位以上
    - 第２外国語……４単位以上
  - 保健体育科目……４単位
  - 単位互換科目
- ⑵専門教育科目（計72単位以上）
  - 必修科目……８単位
  - 選択必修科目……14単位以上
  - 自コース科目※１
  - 他コース科目※２
  - 選択科目

  （選択必修科目14単位以上＋自コース科目＋他コース科目＋選択科目：40単位以上／64単位以上）
- ⑶自由履修単位
  - 共通教育科目
  - 専門教育科目
  - 関連教育科目

  ……計24単位以上

（⑴共通教育科目＋⑵専門教育科目＋⑶自由履修単位：総計124単位以上）

※１　各自が所属するコースの「コース科目」

※２　各自が所属するコース以外の「コース科目」

（注）　１．法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。

２．同一外国語について、第２外国語４単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから４単位以上を修得しなければならない。

３．第２外国語を２単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。

４．自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和２年度入学生（JJ20台）法学部　法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第４条 別表》

※印は必修

			第１・２・３・４年次			
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学Ａ	2	哲学Ｂ	2	論理学Ａ	2	論理学Ｂ	2
			倫理学Ａ	2	倫理学Ｂ	2	宗教学Ａ	2	宗教学Ｂ	2
			日本史Ａ	2	日本史Ｂ	2	東洋史Ａ	2	東洋史Ｂ	2
			西洋史Ａ	2	西洋史Ｂ	2	日本文学Ａ	2	日本文学Ｂ	2
			アジアの文学Ａ	2	アジアの文学Ｂ	2	西洋文学Ａ	2	西洋文学Ｂ	2
			人文地理学	2	芸術Ａ	2	芸術Ｂ	2	日本教育史	2
			西洋教育史	2						
		社会科学	法学Ａ	2	法学Ｂ	2	政治学Ａ	2	政治学Ｂ	2
			経済学Ａ	2	経済学Ｂ	2	商学Ａ	2	商学Ｂ	2
			社会学Ａ	2	社会学Ｂ	2	教育論Ａ	2	教育論Ｂ	2
			教育の原理・課程論	2	地理学Ａ	2	地理学Ｂ	2	地誌学	2
			心理学Ａ	2	心理学Ｂ	2	文化人類学Ａ	2	文化人類学Ｂ	2
		自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2
			物理の世界	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2
			新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然科学入門	2
			自然科学と人間	2	自然地理学（第３年次配当）	2				
		総合系列科目	地球環境	2	〔生命・健康と医療〕	2	国際化と日本	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2
			第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
		外国語科目 第１	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅢ	1				
			※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅣ	1				
					海外英語研修	2				
		外国語科目 第２	ドイツ語ⅠＡ	2	ドイツ語ⅡＡ	2				
			ドイツ語ⅠＢ	2	ドイツ語ⅡＢ	2				
			フランス語ⅠＡ	2	フランス語ⅡＡ	2				
			フランス語ⅠＢ	2	フランス語ⅡＢ	2				
			中国語ⅠＡ	2	中国語ⅡＡ	2				
			中国語ⅠＢ	2	中国語ⅡＢ	2				
			ロシア語ⅠＡ	2	ロシア語ⅡＡ	2				
			ロシア語ⅠＢ	2	ロシア語ⅡＢ	2				
			スペイン語ⅠＡ	2	スペイン語ⅡＡ	2				
			スペイン語ⅠＢ	2	スペイン語ⅡＢ	2				
			朝鮮語ⅠＡ	2	朝鮮語ⅡＡ	2				
			朝鮮語ⅠＢ	2	朝鮮語ⅡＢ	2				
		保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
			※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
		単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目		必修科目	憲法Ⅰ	2						
			憲法Ⅱ	2						
			民法入門	2						
			民法総則	2						
		選択必修科目	政治学入門	2	債権法Ⅰ	2	憲法特講	4	演習Ⅱａ	4
			裁判制度概論	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅱ	4	〔演習Ⅱｂ〕	4
			法学部入門ゼミ	2	物権法Ⅰ	2	民法特講Ⅲ	4		
			基礎ゼミ	4	刑法Ⅰ	4	刑事法特講Ⅱ	4		
					会社法Ⅰ	2				
					会社法Ⅱ	2				
					民法特講Ⅰ	4				
					刑事法特講Ⅰ	4				
					政治学原論	4				
					演習Ⅰ	4	演習Ⅱ	4	演習Ⅲ	4
		コース科目 法律総合コース			憲法Ⅲ	2	債権法Ⅲ	2	税法ⅠＡ	2
					行政法Ⅰ	4	相続法	2	税法ⅠＢ	2
					物権法Ⅱ	2	民事訴訟法Ⅰ	2	税法ⅡＡ	2
					親族法	2	民事訴訟法Ⅱ	2	〔税法ⅡＢ〕	2
					商法総則	2	刑法Ⅱ	4	民事執行・保全法	2
					商行為法	2	刑事訴訟法	4	倒産処理法	2
					経済法	4	〔手形・小切手法〕	2	不動産登記法	2
					労働法	4	金融商品取引法	2	商業登記法	2
					消費者法	2	企業金融法	2	国際私法	4
					法社会学	4	保険法	2	国際取引法	2
							海商法	2	国際民事手続法	2
							知的財産法	4	法哲学	4
		コース科目 公共法務コース			憲法Ⅲ	2	行政法Ⅱ	4	税法ⅠＡ	2
					行政法Ⅰ	4	地方自治法	2	税法ⅠＢ	2
					物権法Ⅱ	2	比較憲法	2	社会保障法	4
					親族法	2	債権法Ⅲ	2	環境法	2
					国際法総論	4	相続法	2	情報法	2
					国際関係論	4	民事訴訟法Ⅰ	2	政治過程論	4
					経済法	4	民事訴訟法Ⅱ	2	行政学	4
					ミクロ経済学概論	2	刑法Ⅱ	4	法哲学	4
					マクロ経済学概論	2	刑事訴訟法	4	行政特別演習Ⅰ	4
							刑事政策	4	〔行政特別演習Ⅱ〕	4
							国際法各論	4		
		コース科目 総合政策コース			行政法Ⅰ	4	行政法Ⅱ	4	〔都市政策〕	2
					労働法	4	地方自治法	2	九州地域政策	2
					国際関係論	4	社会保障法	4	福祉国家論	2
					ミクロ経済学概論	2	環境法	2	社会福祉概論	2
					マクロ経済学概論	2	情報法	2	地域福祉論	2
					日本政治外交史	2	政治過程論	4	ＮＰＯ論	2
					西洋政治史	4	行政学	4	マスメディア論	2
					政策過程論	2	政治思想史	4	〔政策特別演習Ⅰ〕	4
							政策評価論	2	政策特別演習Ⅱ	4
		選択科目	公共政策概論	2	情報処理論Ａ	2	〔日本法制史〕	4	〔ドイツ法セミナーⅡ〕	4
			〔世界外交史〕	4	情報処理論Ｂ	2	西洋法制史	4	〔フランス法セミナーⅡ〕	4
			アメリカ法セミナーⅠ	4	英米法	2	〔東洋法制史〕	4	〔アメリカ法セミナーⅢ〕	4
					ドイツ法	2	ローマ法	4		
					〔フランス法〕	2	近代日本法史	2		
					キャリアプランニング	2	児童福祉論	2		
					アジア法セミナーⅠ	4	法医学	2		
					〔ドイツ法セミナーⅠ〕	4	警察活動の理論と実務	2		
					〔フランス法セミナーⅠ〕	4	特別講義	2-10		
					アメリカ法セミナーⅡ	4	〔アジア法セミナーⅡ〕	4		
					概説日本史	2				
					概説外国史	2			大学院連携特別演習Ⅰ	4
					概説社会学	2			大学院連携特別演習Ⅱ	4
					概説哲学	2			卒業論文	2
		関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

（注）(1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
(2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
(3) 〔 〕内は、今年度休講。

平成31年度入学生（JJ19台）法学部　法律学科

《卒業要件》

- 総計124単位以上
  - ⑴共通教育科目
    - 総合教養科目（計12単位以上）
      - 人文科学……4単位以上
      - 社会科学……4単位以上
      - 自然科学……4単位以上
      - 総合系列科目
    - 外国語科目
      - 第1外国語……8単位以上
      - 第2外国語……4単位以上
    - 保健体育科目……4単位
    - 単位互換科目
  - ⑵専門教育科目（計72単位以上）
    - 必修科目……8単位
    - 選択必修科目……14単位以上
    - 自コース科目※1
    - 他コース科目※2
    - 選択科目

    （40単位以上／64単位以上）
  - ⑶自由履修単位
    - 共通教育科目
    - 専門教育科目
    - 関連教育科目

    ……計24単位以上

※1　各自が所属するコースの「コース科目」

※2　各自が所属するコース以外の「コース科目」

（注）　1．法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2．同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3．第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4．自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成31年度入学生（JJ19台）法学部　法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第４条 別表》

※印は必修

			第１・２・３・４年次							
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学Ａ	2	哲学Ｂ	2	論理学Ａ	2	論理学Ｂ	2
			倫理学Ａ	2	倫理学Ｂ	2	宗教学Ａ	2	宗教学Ｂ	2
			日本史Ａ	2	日本史Ｂ	2	東洋史Ａ	2	東洋史Ｂ	2
			西洋史Ａ	2	西洋史Ｂ	2	日本文学Ａ	2	日本文学Ｂ	2
			アジアの文学Ａ	2	アジアの文学Ｂ	2	西洋文学Ａ	2	西洋文学Ｂ	2
			人文地理学	2	芸術Ａ	2	芸術Ｂ	2	日本教育史	2
			西洋教育史	2						
		社会科学	法学Ａ	2	法学Ｂ	2	政治学Ａ	2	政治学Ｂ	2
			経済学Ａ	2	経済学Ｂ	2	商学Ａ	2	商学Ｂ	2
			社会学Ａ	2	社会学Ｂ	2	教育論Ａ	2	教育論Ｂ	2
			教育の原理・課程論	2	地理学Ａ	2	地理学Ｂ	2	地誌学	2
			心理学Ａ	2	心理学Ｂ	2	文化人類学Ａ	2	文化人類学Ｂ	2
		自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2
			物理の世界	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2
			新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然科学入門	2
			自然科学と人間	2	自然地理学（第３年次配当）	2				
		総合系列科目	地球環境	2	〔生命・健康と医療〕	2	国際化と日本	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2
			第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
	外国語科目	第１	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅢ	1				
			※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅣ	1				
					海外英語研修	2				
		第２	ドイツ語ⅠＡ	2	ドイツ語ⅡＡ	2				
			ドイツ語ⅠＢ	2	ドイツ語ⅡＢ	2				
			フランス語ⅠＡ	2	フランス語ⅡＡ	2				
			フランス語ⅠＢ	2	フランス語ⅡＢ	2				
			中国語ⅠＡ	2	中国語ⅡＡ	2				
			中国語ⅠＢ	2	中国語ⅡＢ	2				
			ロシア語ⅠＡ	2	ロシア語ⅡＡ	2				
			ロシア語ⅠＢ	2	ロシア語ⅡＢ	2				
			スペイン語ⅠＡ	2	スペイン語ⅡＡ	2				
			スペイン語ⅠＢ	2	スペイン語ⅡＢ	2				
			朝鮮語ⅠＡ	2	朝鮮語ⅡＡ	2				
			朝鮮語ⅠＢ	2	朝鮮語ⅡＢ	2				
	保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
			※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
	単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目		憲法Ⅰ	2						
			憲法Ⅱ	2						
			民法入門	2						
			民法総則	2						
	選択必修科目		政治学入門	2	債権各論	4	民事訴訟法	4	演習Ⅱａ	4
			裁判制度概論	2	物権法Ⅰ	4	刑事訴訟法	4	〔演習Ⅱｂ〕	4
			法学部入門ゼミ	2	刑法Ⅰ	4	憲法特講	4		
			基礎ゼミ	4	会社法	4	民法特講Ⅱ	4		
					民法特講Ⅰ	4	民法特講Ⅲ	4		
					刑事法特講Ⅰ	4	刑事法特講Ⅱ	4		
					政治学原論	4				
					演習Ⅰ	4	演習Ⅱ	4	演習Ⅲ	4
	コース科目	法律総合コース			憲法Ⅲ	2	〔債権総論〕	4	税法Ⅰ	4
					行政法Ⅰ	4	相続法	2	〔税法Ⅱ〕	4
					親族法	2	刑法Ⅱ	4	民事執行・保全法	2
					商法総則	2	〔手形・小切手法〕	2	倒産処理法	2
					商行為法	2	金融商品取引法	2	不動産登記法	2
					経済法	4	企業金融法	2	商業登記法	2
					労働法	4	保険法	2	国際私法	4
					消費者法	2	海商法	2	国際取引法	2
					法社会学	4	知的財産法	4	国際民事手続法	2
									法哲学	4
		公共法務コース			憲法Ⅲ	2	行政法Ⅱ	4	税法Ⅰ	4
					行政法Ⅰ	4	地方自治法	2	社会保障法	4
					親族法	2	比較憲法	2	環境法	2
					国際法総論	4	〔債権総論〕	4	情報法	2
					国際関係論	4	相続法	2	政治過程論	4
					経済法	4	刑法Ⅱ	4	行政学	4
					経済原論	4	刑事政策	4	法哲学	4
							国際法各論	4	行政特別演習Ⅰ	4
									〔行政特別演習Ⅱ〕	4
		総合政策コース			行政法Ⅰ	4	行政法Ⅱ	4	〔都市政策〕	2
					労働法	4	地方自治法	2	九州地域政策	2
					国際関係論	4	社会保障法	4	福祉国家論	2
					経済原論	4	環境法	2	社会福祉概論	2
					日本政治外交史	2	情報法	2	地域福祉論	2
					西洋政治史	4	政治過程論	4	ＮＰＯ論	2
					政策過程論	2	行政学	4	マスメディア論	2
							政治思想史	4	〔政策特別演習Ⅰ〕	4
							政策評価論	2	政策特別演習Ⅱ	4
							〔労働政策〕	2		
	選択科目		公共政策概論	2	情報処理論Ａ	2	〔日本法制史〕	4	〔フランス法セミナーⅡ〕	4
			〔世界外交史〕	4	情報処理論Ｂ	2	西洋法制史	4	〔アメリカ法セミナーⅢ〕	4
			アメリカ法セミナーⅠ	4	英米法	2	〔東洋法制史〕	4		
					ドイツ法	2	ローマ法	4		
					〔フランス法〕	2	近代日本法史	2		
					キャリアプランニング	2	児童福祉論	2		
					アジア法セミナーⅠ	4	法医学	2		
					〔ドイツ法セミナーⅠ〕	4	警察活動の理論と実務	2		
					〔フランス法セミナーⅠ〕	4	特別講義	2-10		
					アメリカ法セミナーⅡ	4	〔アジア法セミナーⅡ〕	4		
					概説日本史	2	〔ドイツ法セミナーⅡ〕	4		
					概説外国史	2			大学院連携特別演習Ⅰ	4
					概説社会学	2			大学院連携特別演習Ⅱ	4
					概説哲学	2			卒業論文	2
	関連教育科目		他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

（注）⑴　専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
⑵　自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
⑶　〔　〕内は、今年度休講。

令和７年度入学生（JB25台）法学部　経営法学科

《卒業要件》

（注）　1．経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2．同一外国語について、第２外国語４単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから４単位以上を修得しなければならない。
3．第２外国語を２単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4．自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和７年度入学生（JB25台）法学部　経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第４条 別表》

※印は必修

			第１・２・３・４年次							
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学Ａ	2	哲学Ｂ	2	論理学Ａ	2	論理学Ｂ	2
			倫理学Ａ	2	倫理学Ｂ	2	宗教学Ａ	2	宗教学Ｂ	2
			日本史Ａ	2	日本史Ｂ	2	東洋史Ａ	2	東洋史Ｂ	2
			西洋史Ａ	2	西洋史Ｂ	2	日本文学Ａ	2	日本文学Ｂ	2
			アジアの文学Ａ	2	アジアの文学Ｂ	2	西洋文学Ａ	2	西洋文学Ｂ	2
			人文地理学	2	芸術Ａ	2	芸術Ｂ	2	日本教育史	2
			西洋教育史	2						
		社会科学	法学Ａ	2	法学Ｂ	2	政治学Ａ	2	政治学Ｂ	2
			経済学Ａ	2	経済学Ｂ	2	商学Ａ	2	商学Ｂ	2
			社会学Ａ	2	社会学Ｂ	2	教育論Ａ	2	教育論Ｂ	2
			教育の原理・課程論	2	地理学Ａ	2	地理学Ｂ	2	地誌学	2
			心理学Ａ	2	心理学Ｂ	2	文化人類学Ａ	2	文化人類学Ｂ	2
		自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2
			物理の世界	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2
			新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然科学入門	2
			自然科学と人間	2	自然地理学（第３年次配当）	2				
		総合系列科目	福岡大学で考える現代社会	2						
		学修基盤科目	データサイエンス・ＡＩ入門	2						

			第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	外国語科目	第１	※Practical English Ⅰ	1	※Practical English Ⅲ	1				
			※Practical English Ⅱ	1	※Core English Ⅲ	1				
			※Core English Ⅰ	1	Advanced English Ⅰ	1				
			※Core English Ⅱ	1	Advanced English Ⅱ	1				
					海外英語研修	2				
		第２	ドイツ語ⅠＡ	2	ドイツ語ⅡＡ	2				
			ドイツ語ⅠＢ	2	ドイツ語ⅡＢ	2				
			フランス語ⅠＡ	2	フランス語ⅡＡ	2				
			フランス語ⅠＢ	2	フランス語ⅡＢ	2				
			中国語ⅠＡ	2	中国語ⅡＡ	2				
			中国語ⅠＢ	2	中国語ⅡＢ	2				
			ロシア語ⅠＡ	2	ロシア語ⅡＡ	2				
			ロシア語ⅠＢ	2	ロシア語ⅡＢ	2				
			スペイン語ⅠＡ	2	スペイン語ⅡＡ	2				
			スペイン語ⅠＢ	2	スペイン語ⅡＢ	2				
			朝鮮語ⅠＡ	2	朝鮮語ⅡＡ	2				
			朝鮮語ⅠＢ	2	朝鮮語ⅡＢ	2				
	保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
			※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
	単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目		民法入門	2						
			民法総則	2						
	選択必修科目		憲法Ⅰ	2	債権法Ⅰ	2	民法特講Ⅱ	4		
			憲法Ⅱ	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅲ	4		
			裁判制度概論	2	物権法Ⅰ	2	演習Ⅱａ	4		
			企業法入門	2	会社法Ⅰ	2	演習Ⅱｂ	4		
			国際関係学入門	2	会社法Ⅱ	2	企業法務特別演習	4		
			法学部入門ゼミ	2	企業法総論	2				
			パワーアップゼミ	4	企業取引法	2				
			国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ	4	民法特講Ⅰ	4				
			国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ	2	演習Ⅰ	4				
			国際コミュニケーション海外研修	2			演習Ⅱ	4	演習Ⅲ	4
	コース科目	企業法コース			行政法Ⅰ	4	債権法Ⅲ	2	商業登記法	2
					物権法Ⅱ	2	相続法	2	民事執行・保全法	2
					親族法	2	民事訴訟法Ⅰ	2	倒産処理法	2
					経済法	4	民事訴訟法Ⅱ	2	税法ⅠＡ	2
					労働法	4	企業金融法	2	税法ⅠＢ	2
					ベンチャー起業と法	2	企業取引決済法	2	税法ⅡＡ	2
					消費者法	2	商事法総合講義	2	税法ⅡＢ	2
					海外法政事情Ⅰ	2	金融商品取引法	2	環境法	2
					海外法政事情Ⅱ	2	保険法	2	観光法	2
					海外法政研修	2	中小企業と法	2	インターンシップ	2
							知的財産法	4		
							社会保障法	4		
							不動産登記法	2		
		国際コース			国際法総論	4	国際法各論	4	外交史通論	2
					国際関係論	4	国際私法	4	アジア法セミナーⅡ	4
					外国法政論	2	国際取引法	2	ドイツ法セミナーⅡ	4
					英米法	2	国際知的財産法	2	フランス法セミナーⅡ	4
					ドイツ法	2	国際民事手続法	2	アメリカ法セミナーⅢ	4
					フランス法	2	国際経済法	4	インターンシップ	2
					アジア法	2	国際税法	2		
					EU法	2	アジア太平洋関係論	2		
					西洋政治史	4	海商法	2		
					海外法政事情Ⅰ	2	知的財産法	4		
					海外法政事情Ⅱ	2	環境法	2		
					海外法政研修	2	比較憲法	2		
					アジア法セミナーⅠ	4	観光法	2		
					ドイツ法セミナーⅠ	4	ＮＰＯ論	2		
					フランス法セミナーⅠ	4	マスメディア論	2		
					アメリカ法セミナーⅡ	4	西洋法制史	4		
		選択科目	政治学入門	2	刑法Ⅰ	4	法哲学	4		
			アメリカ法セミナーⅠ	4	政治学原論	4	東洋法制史	4		
			特別講義Ａ	2	法社会学	4	ローマ法	4		
					情報処理論Ａ	2	近代日本法史	2		
					情報処理論Ｂ	2	警察活動の理論と実務	2		
					キャリアプランニング	2	特別講義Ｃ	2		
					概説日本史	2	特別講義Ｄ	2		
					概説外国史	2	特別講義Ｅ	2		
					概説社会学	2			大学院連携特別演習Ⅰ	4
					概説哲学	2			大学院連携特別演習Ⅱ	4
					特別講義Ｂ	2			卒業論文	2
関連教育科目			他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

（注）（1）専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
（2）自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和６年度入学生（JB24台）法学部　経営法学科

《卒業要件》

（注）　1．経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2．同一外国語について、第２外国語４単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから４単位以上を修得しなければならない。
3．第２外国語を２単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4．自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和６年度入学生（JB24台）法学部　経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第４条 別表》

※印は必修

			第１・２・３・４年次							
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
			倫理学A	2	倫理学B	2	宗教学A	2	宗教学B	2
			日本史A	2	日本史B	2	東洋史A	2	東洋史B	2
			西洋史A	2	西洋史B	2	日本文学A	2	日本文学B	2
			アジアの文学A	2	アジアの文学B	2	西洋文学A	2	西洋文学B	2
			人文地理学	2	芸術A	2	芸術B	2	日本教育史	2
			西洋教育史	2						
		社会科学	法学A	2	法学B	2	政治学A	2	政治学B	2
			経済学A	2	経済学B	2	商学A	2	商学B	2
			社会学A	2	社会学B	2	教育論A	2	教育論B	2
			教育の原理・課程論	2	地理学A	2	地理学B	2	地誌学	2
			心理学A	2	心理学B	2	文化人類学A	2	文化人類学B	2
		自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2
			物理の世界	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2
			新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然科学入門	2
			自然科学と人間	2	自然地理学（第３年次配当）	2				
		総合系列科目	福岡大学で考える現代社会	2						
		学修基盤科目	〔データサイエンス・ＡＩ入門〕	2						
			第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
	外国語科目	第１	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅢ	1				
			※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅣ	1				
					海外英語研修	2				
		第２	ドイツ語ⅠA	2	ドイツ語ⅡA	2				
			ドイツ語ⅠB	2	ドイツ語ⅡB	2				
			フランス語ⅠA	2	フランス語ⅡA	2				
			フランス語ⅠB	2	フランス語ⅡB	2				
			中国語ⅠA	2	中国語ⅡA	2				
			中国語ⅠB	2	中国語ⅡB	2				
			ロシア語ⅠA	2	ロシア語ⅡA	2				
			ロシア語ⅠB	2	ロシア語ⅡB	2				
			スペイン語ⅠA	2	スペイン語ⅡA	2				
			スペイン語ⅠB	2	スペイン語ⅡB	2				
			朝鮮語ⅠA	2	朝鮮語ⅡA	2				
			朝鮮語ⅠB	2	朝鮮語ⅡB	2				
	保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
			※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
	単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目		民法入門	2						
			民法総則	2						
	選択必修科目		憲法Ⅰ	2	債権法Ⅰ	2	民法特講Ⅱ	4		
			憲法Ⅱ	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅲ	4		
			裁判制度概論	2	物権法Ⅰ	2	演習Ⅱａ	4		
			企業法入門	2	会社法Ⅰ	2	演習Ⅱｂ	4		
			国際関係学入門	2	会社法Ⅱ	2	企業法務特別演習	4		
			法学部入門ゼミ	2	企業法総論	2				
			パワーアップゼミ	4	企業取引法	2				
			国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ	4	民法特講Ⅰ	4				
			国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ	2	演習Ⅰ	4				
			国際コミュニケーション海外研修	2			演習Ⅱ	4	演習Ⅲ	4
	コース科目	企業法コース			行政法Ⅰ	4	債権法Ⅲ	2	商業登記法	2
					物権法Ⅱ	2	相続法	2	民事執行・保全法	2
					親族法	2	民事訴訟法Ⅰ	2	倒産処理法	2
					経済法	4	民事訴訟法Ⅱ	2	税法ⅠA	2
					労働法	4	企業金融法	2	税法ⅠB	2
					ベンチャー起業と法	2	企業取引決済法	2	税法ⅡA	2
					消費者法	2	商事法総合講義	2	税法ⅡB	2
					海外法政事情Ⅰ	2	金融商品取引法	2	環境法	2
					〔海外法政事情Ⅱ〕	2	保険法	2	観光法	2
					海外法政研修	2	中小企業と法	2	インターンシップ	2
							知的財産法	4		
							社会保障法	4		
							不動産登記法	2		
		国際コース			国際法総論	4	国際法各論	4	外交史通論	2
					国際関係論	4	国際私法	4	アジア法セミナーⅡ	4
					外国法政論	2	国際取引法	2	ドイツ法セミナーⅡ	4
					英米法	2	国際知的財産法	2	フランス法セミナーⅡ	4
					ドイツ法	2	国際民事手続法	2	アメリカ法セミナーⅢ	4
					〔フランス法〕	2	国際経済法	4	インターンシップ	2
					アジア法	2	国際税法	2		
					EU法	2	アジア太平洋関係論	2		
					西洋政治史	4	海商法	2		
					海外法政事情Ⅰ	2	知的財産法	4		
					〔海外法政事情Ⅱ〕	2	環境法	2		
					海外法政研修	2	比較憲法	2		
					アジア法セミナーⅠ	4	観光法	2		
					〔ドイツ法セミナーⅠ〕	4	ＮＰＯ論	2		
					〔フランス法セミナーⅠ〕	4	マスメディア論	2		
					アメリカ法セミナーⅡ	4	西洋法制史	4		
		選択科目	政治学入門	2	刑法Ⅰ	4	法哲学	4		
			アメリカ法セミナーⅠ	4	政治学原論	4	東洋法制史	4		
			特別講義Ａ	2	法社会学	4	ローマ法	4		
					情報処理論Ａ	2	近代日本法史	2		
					情報処理論Ｂ	2	警察活動の理論と実務	2		
					キャリアプランニング	2	特別講義Ｃ	2		
					概説日本史	2	特別講義Ｄ	2		
					概説外国史	2	特別講義Ｅ	2		
					概説社会学	2			大学院連携特別演習Ⅰ	4
					概説哲学	2			大学院連携特別演習Ⅱ	4
					特別講義Ｂ	2			卒業論文	2
関連教育科目			他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

（注）(1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
(2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
(3) 〔 〕内は、今年度休講。

令和５年度入学生（JB23台）法学部　経営法学科

《卒業要件》

※１　各自が所属するコースの「コース科目」

※２　各自が所属するコース以外の「コース科目」

※イメージ図

（注）　１．経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。

２．同一外国語について、第２外国語４単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから４単位以上を修得しなければならない。

３．第２外国語を２単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。

４．自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和５年度入学生（JB23台）法学部　経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第４条 別表》

※印は必修

			第１・２・３・４年次			
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
			倫理学A	2	倫理学B	2	宗教学A	2	宗教学B	2
			日本史A	2	日本史B	2	東洋史A	2	東洋史B	2
			西洋史A	2	西洋史B	2	日本文学A	2	日本文学B	2
			アジアの文学A	2	アジアの文学B	2	西洋文学A	2	西洋文学B	2
			人文地理学	2	芸術A	2	芸術B	2	日本教育史	2
			西洋教育史	2						
		社会科学	法学A	2	法学B	2	政治学A	2	政治学B	2
			経済学A	2	経済学B	2	商学A	2	商学B	2
			社会学A	2	社会学B	2	教育論A	2	教育論B	2
			教育の原理・課程論	2	地理学A	2	地理学B	2	地誌学	2
			心理学A	2	心理学B	2	文化人類学A	2	文化人類学B	2
		自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2
			物理の世界	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2
			新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然科学入門	2
			自然科学と人間	2	自然地理学（第３年次配当）	2				
		総合系列科目	福岡大学で考える現代社会	2						
		学修基盤科目	〔データサイエンス・ＡＩ入門〕	2						

			第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	外国語科目	第１	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅢ	1				
			※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅣ	1				
					海外英語研修	2				
		第２	ドイツ語ⅠA	2	ドイツ語ⅡA	2				
			ドイツ語ⅠB	2	ドイツ語ⅡB	2				
			フランス語ⅠA	2	フランス語ⅡA	2				
			フランス語ⅠB	2	フランス語ⅡB	2				
			中国語ⅠA	2	中国語ⅡA	2				
			中国語ⅠB	2	中国語ⅡB	2				
			ロシア語ⅠA	2	ロシア語ⅡA	2				
			ロシア語ⅠB	2	ロシア語ⅡB	2				
			スペイン語ⅠA	2	スペイン語ⅡA	2				
			スペイン語ⅠB	2	スペイン語ⅡB	2				
			朝鮮語ⅠA	2	朝鮮語ⅡA	2				
			朝鮮語ⅠB	2	朝鮮語ⅡB	2				
	保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
			※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
	単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目		民法入門	2						
			民法総則	2						
	選択必修科目		憲法Ⅰ	2	債権法Ⅰ	2	民法特講Ⅱ	4		
			憲法Ⅱ	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅲ	4		
			裁判制度概論	2	物権法Ⅰ	2	演習Ⅱａ	4		
			企業法入門	2	会社法Ⅰ	2	〔演習Ⅱｂ〕	4		
			国際関係学入門	2	会社法Ⅱ	2	企業法務特別演習	4		
			法学部入門ゼミ	2	企業法総論	2				
			パワーアップゼミ	4	企業取引法	2				
			国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ	4	民法特講Ⅰ	4				
			国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ	2	演習Ⅰ	4				
			国際コミュニケーション海外研修	2			演習Ⅱ	4	演習Ⅲ	4
	コース科目	企業法コース			行政法Ⅰ	4	債権法Ⅲ	2	商業登記法	2
					物権法Ⅱ	2	相続法	2	民事執行・保全法	2
					親族法	2	民事訴訟法Ⅰ	2	倒産処理法	2
					経済法	4	民事訴訟法Ⅱ	2	税法ⅠA	2
					労働法	4	企業金融法	2	税法ⅠB	2
					ベンチャー起業と法	2	企業取引決済法	2	税法ⅡA	2
					消費者法	2	商事法総合講義	2	〔税法ⅡB〕	2
					海外法政事情Ⅰ	2	金融商品取引法	2	環境法	2
					〔海外法政事情Ⅱ〕	2	保険法	2	観光法	2
					海外法政研修	2	中小企業と法	2	インターンシップ	2
							知的財産法	4		
							社会保障法	4		
							不動産登記法	2		
		国際コース			国際法総論	4	国際法各論	4	外交史通論	2
					国際関係論	4	国際私法	4	〔アジア法セミナーⅡ〕	4
					外国法政論	2	国際取引法	2	〔ドイツ法セミナーⅡ〕	4
					英米法	2	国際知的財産法	2	〔フランス法セミナーⅡ〕	4
					ドイツ法	2	国際民事手続法	2	〔アメリカ法セミナーⅢ〕	4
					〔フランス法〕	2	国際経済法	4	インターンシップ	2
					アジア法	2	国際税法	2		
					EU法	2	アジア太平洋関係論	2		
					西洋政治史	4	海商法	2		
					海外法政事情Ⅰ	2	知的財産法	4		
					〔海外法政事情Ⅱ〕	2	環境法	2		
					海外法政研修	2	比較憲法	2		
					アジア法セミナーⅠ	4	観光法	2		
					〔ドイツ法セミナーⅠ〕	4	ＮＰＯ論	2		
					〔フランス法セミナーⅠ〕	4	マスメディア論	2		
					アメリカ法セミナーⅡ	4	西洋法制史	4		
		選択科目	政治学入門	2	刑法Ⅰ	4	法哲学	4		
			アメリカ法セミナーⅠ	4	政治学原論	4	〔東洋法制史〕	4		
			特別講義Ａ	2	法社会学	4	ローマ法	4		
					情報処理論Ａ	2	近代日本法史	2		
					情報処理論Ｂ	2	警察活動の理論と実務	2		
					キャリアプランニング	2	特別講義Ｃ	2		
					概説日本史	2	特別講義Ｄ	2		
					概説外国史	2	〔特別講義Ｅ〕	2		
					概説社会学	2			大学院連携特別演習Ⅰ	4
					概説哲学	2			大学院連携特別演習Ⅱ	4
					特別講義Ｂ	2			卒業論文	2
	関連教育科目		他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

（注）(1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
(2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
(3) 〔 〕内は、今年度休講。

令和４年度入学生（JB22台）法学部　経営法学科

《卒業要件》

※１　各自が所属するコースの「コース科目」

※２　各自が所属するコース以外の「コース科目」

※イメージ図

（注）　１．経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。

２．同一外国語について、第２外国語４単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから４単位以上を修得しなければならない。

３．第２外国語を２単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。

４．自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和４年度入学生（JB22台）法学部　経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第４条 別表》

※印は必修

			第１・２・３・４年次							
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
			倫理学A	2	倫理学B	2	宗教学A	2	宗教学B	2
			日本史A	2	日本史B	2	東洋史A	2	東洋史B	2
			西洋史A	2	西洋史B	2	日本文学A	2	日本文学B	2
			アジアの文学A	2	アジアの文学B	2	西洋文学A	2	西洋文学B	2
			人文地理学	2	芸術A	2	芸術B	2	日本教育史	2
			西洋教育史	2						
		社会科学	法学A	2	法学B	2	政治学A	2	政治学B	2
			経済学A	2	経済学B	2	商学A	2	商学B	2
			社会学A	2	社会学B	2	教育論A	2	教育論B	2
			教育の原理・課程論	2	地理学A	2	地理学B	2	地誌学	2
			心理学A	2	心理学B	2	文化人類学A	2	文化人類学B	2
		自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2
			物理の世界	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2
			新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然科学入門	2
			自然科学と人間	2	自然地理学（第３年次配当）	2				
		総合系列科目	地球環境	2	〔生命・健康と医療〕	2	国際化と日本	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2
		学修基盤科目	〔データサイエンス・ＡＩ入門〕	2						
			第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
	外国語科目	第１	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅢ	1				
			※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅣ	1				
					海外英語研修	2				
		第２	ドイツ語ⅠA	2	ドイツ語ⅡA	2				
			ドイツ語ⅠB	2	ドイツ語ⅡB	2				
			フランス語ⅠA	2	フランス語ⅡA	2				
			フランス語ⅠB	2	フランス語ⅡB	2				
			中国語ⅠA	2	中国語ⅡA	2				
			中国語ⅠB	2	中国語ⅡB	2				
			ロシア語ⅠA	2	ロシア語ⅡA	2				
			ロシア語ⅠB	2	ロシア語ⅡB	2				
			スペイン語ⅠA	2	スペイン語ⅡA	2				
			スペイン語ⅠB	2	スペイン語ⅡB	2				
			朝鮮語ⅠA	2	朝鮮語ⅡA	2				
			朝鮮語ⅠB	2	朝鮮語ⅡB	2				
	保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
			※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
	単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目		民法入門	2						
			民法総則	2						
	選択必修科目		憲法Ⅰ	2	債権法Ⅰ	2	民法特講Ⅱ	4		
			憲法Ⅱ	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅲ	4		
			裁判制度概論	2	物権法Ⅰ	2	演習Ⅱａ	4		
			企業法入門	2	会社法Ⅰ	2	〔演習Ⅱｂ〕	4		
			法学部入門ゼミ	2	会社法Ⅱ	2	企業法務特別演習	4		
			パワーアップゼミ	4	企業法総論	2				
			国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ	4	企業取引法	2				
			国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ	2	民法特講Ⅰ	4				
			国際コミュニケーション海外研修	2	演習Ⅰ	4	演習Ⅱ	4	演習Ⅲ	4
	コース科目	企業法コース			行政法Ⅰ	4	債権法Ⅲ	2	商業登記法	2
					物権法Ⅱ	2	相続法	2	民事執行・保全法	2
					親族法	2	民事訴訟法Ⅰ	2	倒産処理法	2
					経済法	4	民事訴訟法Ⅱ	2	税法ⅠA	2
					労働法	4	企業金融法	2	税法ⅠB	2
					ベンチャー起業と法	2	企業取引決済法	2	税法ⅡA	2
					消費者法	2	商事法総合講義	2	〔税法ⅡB〕	2
					海外法政事情Ⅰ	2	金融商品取引法	2	環境法	2
					〔海外法政事情Ⅱ〕	2	保険法	2	観光法	2
					海外法政研修	2	中小企業と法	2	インターンシップ	2
							知的財産法	4		
							社会保障法	4		
							不動産登記法	2		
		国際コース			国際法総論	4	国際法各論	4	〔アジア法セミナーⅡ〕	4
					国際関係論	4	国際私法	4	〔ドイツ法セミナーⅡ〕	4
					外国法政論	2	国際取引法	2	〔フランス法セミナーⅡ〕	4
					英米法	2	国際知的財産法	2	〔アメリカ法セミナーⅢ〕	4
					ドイツ法	2	国際民事手続法	2	インターンシップ	2
					〔フランス法〕	2	国際経済法	4		
					アジア法	2	国際税法	2		
					EU法	2	アジア太平洋関係論	2		
					西洋政治史	4	海商法	2		
					海外法政事情Ⅰ	2	知的財産法	4		
					〔海外法政事情Ⅱ〕	2	環境法	2		
					海外法政研修	2	比較憲法	2		
					アジア法セミナーⅠ	4	観光法	2		
					〔ドイツ法セミナーⅠ〕	4	ＮＰＯ論	2		
					〔フランス法セミナーⅠ〕	4	マスメディア論	2		
					アメリカ法セミナーⅡ	4	西洋法制史	4		
		選択科目	政治学入門	2	刑法Ⅰ	4	法哲学	4		
			〔世界外交史〕	4	政治学原論	4	〔東洋法制史〕	4		
			アメリカ法セミナーⅠ	4	法社会学	4	ローマ法	4		
					情報処理論Ａ	2	近代日本法史	2		
					情報処理論Ｂ	2	警察活動の理論と実務	2		
					キャリアプランニング	2	特別講義	2-10		
					概説日本史	2				
					概説外国史	2			大学院連携特別演習Ⅰ	4
					概説社会学	2			大学院連携特別演習Ⅱ	4
					概説哲学	2			卒業論文	2
	関連教育科目		他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

（注）(1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
(2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
(3) 〔 〕内は、今年度休講。

令和３年度入学生（JB21台）法学部　経営法学科

《卒業要件》

- ⑴共通教育科目
  - 総合教養科目
    - 人文科学……４単位以上
    - 社会科学……４単位以上
    - 自然科学……４単位以上
    - 総合系列科目

    ｝計12単位以上
  - 外国語科目
    - 第１外国語……８単位以上
    - 第２外国語……４単位以上
  - 保健体育科目……４単位
  - 単位互換科目
- ⑵専門教育科目
  - 必修科目……４単位
  - 選択必修科目……14単位以上
  - 自コース科目※１
  - 他コース科目※２
  - 選択科目

  ｝40単位以上

  ｝68単位以上

  ｝計72単位以上
- ⑶自由履修単位
  - 共通教育科目
  - 専門教育科目
  - 関連教育科目

  ……計24単位以上

｝総計124単位以上

※１　各自が所属するコースの「コース科目」

※２　各自が所属するコース以外の「コース科目」

（注）　１．経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。

２．同一外国語について、第２外国語４単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから４単位以上を修得しなければならない。

３．第２外国語を２単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。

４．自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和３年度入学生（JB21台）法学部　経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第４条 別表》

※印は必修

			第１・２・３・４年次			
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
			倫理学A	2	倫理学B	2	宗教学A	2	宗教学B	2
			日本史A	2	日本史B	2	東洋史A	2	東洋史B	2
			西洋史A	2	西洋史B	2	日本文学A	2	日本文学B	2
			アジアの文学A	2	アジアの文学B	2	西洋文学A	2	西洋文学B	2
			人文地理学	2	芸術A	2	芸術B	2	日本教育史	2
			西洋教育史	2						
		社会科学	法学A	2	法学B	2	政治学A	2	政治学B	2
			経済学A	2	経済学B	2	商学A	2	商学B	2
			社会学A	2	社会学B	2	教育論A	2	教育論B	2
			教育の原理・課程論	2	地理学A	2	地理学B	2	地誌学	2
			心理学A	2	心理学B	2	文化人類学A	2	文化人類学B	2
		自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2
			物理の世界	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2
			新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然科学入門	2
			自然科学と人間	2	自然地理学（第３年次配当）	2				
		総合系列科目	地球環境	2	〔生命・健康と医療〕	2	国際化と日本	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2

			第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	外国語科目	第１	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅢ	1				
			※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅣ	1				
					海外英語研修	2				
		第２	┌ドイツ語ⅠA	2	ドイツ語ⅡA	2				
			└ドイツ語ⅠB	2	ドイツ語ⅡB	2				
			┌フランス語ⅠA	2	フランス語ⅡA	2				
			└フランス語ⅠB	2	フランス語ⅡB	2				
			┌中国語ⅠA	2	中国語ⅡA	2				
			└中国語ⅠB	2	中国語ⅡB	2				
			┌ロシア語ⅠA	2	ロシア語ⅡA	2				
			└ロシア語ⅠB	2	ロシア語ⅡB	2				
			┌スペイン語ⅠA	2	スペイン語ⅡA	2				
			└スペイン語ⅠB	2	スペイン語ⅡB	2				
			┌朝鮮語ⅠA	2	朝鮮語ⅡA	2				
			└朝鮮語ⅠB	2	朝鮮語ⅡB	2				
	保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
			※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
	単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目		民法入門	2						
			民法総則	2						
	選択必修科目		憲法Ⅰ	2	債権法Ⅰ	2	民法特講Ⅱ	4		
			憲法Ⅱ	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅲ	4		
			裁判制度概論	2	物権法Ⅰ	2	演習Ⅱa	4		
			企業法入門	2	会社法Ⅰ	2	〔演習Ⅱb〕	4		
			法学部入門ゼミ	2	会社法Ⅱ	2	企業法務特別演習	4		
			パワーアップゼミ	4	企業法総論	2				
			国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ	4	企業取引法	2				
			国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ	2	民法特講Ⅰ	4				
			国際コミュニケーション海外研修	2	演習Ⅰ	4	演習Ⅱ	4	演習Ⅲ	4
	コース科目	企業法コース			行政法Ⅰ	4	債権法Ⅲ	2	商業登記法	2
					物権法Ⅱ	2	相続法	2	民事執行・保全法	2
					親族法	2	民事訴訟法Ⅰ	2	倒産処理法	2
					経済法	4	民事訴訟法Ⅱ	2	税法ⅠA	2
					労働法	4	企業金融法	2	税法ⅠB	2
					ベンチャー起業と法	2	企業取引決済法	2	税法ⅡA	2
					消費者法	2	商事法総合講義	2	〔税法ⅡB〕	2
					海外法政事情Ⅰ	2	金融商品取引法	2	環境法	2
					〔海外法政事情Ⅱ〕	2	保険法	2	観光法	2
					海外法政研修	2	中小企業と法	2	インターンシップ	2
							知的財産法	4		
							社会保障法	4		
							不動産登記法	2		
		国際コース			国際法総論	4	国際法各論	4	〔アジア法セミナーⅡ〕	4
					国際関係論	4	国際私法	4	〔ドイツ法セミナーⅡ〕	4
					外国法政論	2	国際取引法	2	〔フランス法セミナーⅡ〕	4
					英米法	2	国際知的財産法	2	〔アメリカ法セミナーⅢ〕	4
					ドイツ法	2	国際民事手続法	2	インターンシップ	2
					〔フランス法〕	2	国際経済法	4		
					アジア法	2	国際税法	2		
					EU法	2	アジア太平洋関係論	2		
					西洋政治史	4	海商法	2		
					海外法政事情Ⅰ	2	知的財産法	4		
					〔海外法政事情Ⅱ〕	2	環境法	2		
					海外法政研修	2	比較憲法	2		
					アジア法セミナーⅠ	4	観光法	2		
					〔ドイツ法セミナーⅠ〕	4	NPO論	2		
					〔フランス法セミナーⅠ〕	4	マスメディア論	2		
					アメリカ法セミナーⅡ	4	西洋法制史	4		
		選択科目	政治学入門	2	刑法Ⅰ	4	法哲学	4		
			〔世界外交史〕	4	政治学原論	4	〔東洋法制史〕	4		
			アメリカ法セミナーⅠ	4	法社会学	4	ローマ法	4		
					情報処理論A	2	近代日本法史	2		
					情報処理論B	2	警察活動の理論と実務	2		
					キャリアプランニング	2	特別講義 2-10			
					概説日本史	2				
					概説外国史	2			大学院連携特別演習Ⅰ	4
					概説社会学	2			大学院連携特別演習Ⅱ	4
					概説哲学	2			卒業論文	2
	関連教育科目		他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

（注）(1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
(2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
(3) 〔 〕内は、今年度休講。

令和２年度入学生（JB20台）法学部　経営法学科

《卒業要件》

- ⑴共通教育科目
  - 総合教養科目
    - 人文科学……４単位以上
    - 社会科学……４単位以上
    - 自然科学……４単位以上
    - 総合系列科目

    } 計12単位以上
  - 外国語科目
    - 第１外国語……８単位以上
    - 第２外国語……４単位以上
  - 保健体育科目……４単位
  - 単位互換科目
- ⑵専門教育科目
  - 必修科目……４単位
  - 選択必修科目……14単位以上
  - 自コース科目※１
  - 他コース科目※２
  - 選択科目

  } 40単位以上 } 68単位以上 } 計72単位以上
- ⑶自由履修単位
  - 共通教育科目
  - 専門教育科目
  - 関連教育科目

  } ……計24単位以上

} 総計124単位以上

※１　各自が所属するコースの「コース科目」

※２　各自が所属するコース以外の「コース科目」

（注）　１．経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
２．同一外国語について、第２外国語４単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから４単位以上を修得しなければならない。
３．第２外国語を２単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
４．自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和２年度入学生（JB20台）法学部　経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第４条 別表》

※印は必修

			第１・２・３・４年次							
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
			倫理学A	2	倫理学B	2	宗教学A	2	宗教学B	2
			日本史A	2	日本史B	2	東洋史A	2	東洋史B	2
			西洋史A	2	西洋史B	2	日本文学A	2	日本文学B	2
			アジアの文学A	2	アジアの文学B	2	西洋文学A	2	西洋文学B	2
			人文地理学	2	芸術A	2	芸術B	2	日本教育史	2
			西洋教育史	2						
		社会科学	法学A	2	法学B	2	政治学A	2	政治学B	2
			経済学A	2	経済学B	2	商学A	2	商学B	2
			社会学A	2	社会学B	2	教育論A	2	教育論B	2
			教育の原理・課程論	2	地理学A	2	地理学B	2	地誌学	2
			心理学A	2	心理学B	2	文化人類学A	2	文化人類学B	2
		自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2
			物理の世界	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2
			新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然科学入門	2
			自然科学と人間	2	自然地理学（第３年次配当）	2				
		総合系列科目	地球環境	2	〔生命・健康と医療〕	2	国際化と日本	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2

			第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	外国語科目	第１	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅢ	1				
			※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅣ	1				
					海外英語研修	2				
		第２	ドイツ語ⅠA	2	ドイツ語ⅡA	2				
			ドイツ語ⅠB	2	ドイツ語ⅡB	2				
			フランス語ⅠA	2	フランス語ⅡA	2				
			フランス語ⅠB	2	フランス語ⅡB	2				
			中国語ⅠA	2	中国語ⅡA	2				
			中国語ⅠB	2	中国語ⅡB	2				
			ロシア語ⅠA	2	ロシア語ⅡA	2				
			ロシア語ⅠB	2	ロシア語ⅡB	2				
			スペイン語ⅠA	2	スペイン語ⅡA	2				
			スペイン語ⅠB	2	スペイン語ⅡB	2				
			朝鮮語ⅠA	2	朝鮮語ⅡA	2				
			朝鮮語ⅠB	2	朝鮮語ⅡB	2				
	保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
			※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
	単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目		民法入門	2						
			民法総則	2						
	選択必修科目		憲法Ⅰ	2	債権法Ⅰ	2	民法特講Ⅱ	4		
			憲法Ⅱ	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅲ	4		
			裁判制度概論	2	物権法Ⅰ	2	演習Ⅱa	4		
			企業法入門	2	会社法Ⅰ	2	〔演習Ⅱb〕	4		
			法学部入門ゼミ	2	会社法Ⅱ	2	企業法務特別演習	4		
			パワーアップゼミ	4	企業法総論	2				
			国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ	4	企業取引法	2				
			国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ	2	民法特講Ⅰ	4				
			国際コミュニケーション海外研修	2	演習Ⅰ	4	演習Ⅱ	4	演習Ⅲ	4
	コース科目	企業法コース			行政法Ⅰ	4	債権法Ⅲ	2	商業登記法	2
					物権法Ⅱ	2	相続法	2	民事執行・保全法	2
					親族法	2	民事訴訟法Ⅰ	2	倒産処理法	2
					経済法	4	民事訴訟法Ⅱ	2	税法ⅠA	2
					労働法	4	企業金融法	2	税法ⅠB	2
					ベンチャー起業と法	2	企業取引決済法	2	税法ⅡA	2
					消費者法	2	商事法総合講義	2	〔税法ⅡB〕	2
					海外法政事情Ⅰ	2	金融商品取引法	2	環境法	2
					〔海外法政事情Ⅱ〕	2	保険法	2	観光法	2
					海外法政研修	2	中小企業と法	2	インターンシップ	2
							知的財産法	4		
							社会保障法	4		
							不動産登記法	2		
		国際コース			国際法総論	4	国際法各論	4	〔アジア法セミナーⅡ〕	4
					国際関係論	4	国際私法	4	〔ドイツ法セミナーⅡ〕	4
					外国法政論	2	国際取引法	2	〔フランス法セミナーⅡ〕	4
					英米法	2	国際知的財産法	2	〔アメリカ法セミナーⅢ〕	4
					ドイツ法	2	国際民事手続法	2	インターンシップ	2
					〔フランス法〕	2	国際経済法	4		
					アジア法	2	国際税法	2		
					EU法	2	アジア太平洋関係論	2		
					西洋政治史	4	海商法	2		
					海外法政事情Ⅰ	2	知的財産法	4		
					〔海外法政事情Ⅱ〕	2	環境法	2		
					海外法政研修	2	比較憲法	2		
					アジア法セミナーⅠ	4	観光法	2		
					〔ドイツ法セミナーⅠ〕	4	NPO論	2		
					〔フランス法セミナーⅠ〕	4	マスメディア論	2		
					アメリカ法セミナーⅡ	4	西洋法制史	4		
		選択科目	政治学入門	2	刑法Ⅰ	4	法哲学	4		
			〔世界外交史〕	4	政治学原論	4	〔東洋法制史〕	4		
			アメリカ法セミナーⅠ	4	法社会学	4	ローマ法	4		
					情報処理論A	2	近代日本法史	2		
					情報処理論B	2	警察活動の理論と実務	2		
					キャリアプランニング	2	特別講義 2-10			
					概説日本史	2				
					概説外国史	2			大学院連携特別演習Ⅰ	4
					概説社会学	2			大学院連携特別演習Ⅱ	4
					概説哲学	2			卒業論文	2
	関連教育科目		他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

（注）(1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
(2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
(3) 〔 〕内は、今年度休講。

平成31年度入学生（JB19台）法学部　経営法学科

《卒業要件》

- ⑴共通教育科目
  - 総合教養科目（計12単位以上）
    - 人文科学……4単位以上
    - 社会科学……4単位以上
    - 自然科学……4単位以上
    - 総合系列科目
  - 外国語科目
    - 第1外国語……8単位以上
    - 第2外国語……4単位以上
  - 保健体育科目……4単位
  - 単位互換科目
- ⑵専門教育科目（計72単位以上）
  - 必修科目……4単位
  - 選択必修科目……14単位以上
  - 自コース科目※1
  - 他コース科目※2
  - 選択科目

  （40単位以上／68単位以上）
- ⑶自由履修単位
  - 共通教育科目
  - 専門教育科目
  - 関連教育科目

  ……計24単位以上

（総計124単位以上）

※1　各自が所属するコースの「コース科目」

※2　各自が所属するコース以外の「コース科目」

（注）　1．経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2．同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3．第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4．自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成31年度入学生（JB19台）法学部　経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第４条 別表》

※印は必修

			第１・２・３・４年次							
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学Ａ	2	哲学Ｂ	2	論理学Ａ	2	論理学Ｂ	2
			倫理学Ａ	2	倫理学Ｂ	2	宗教学Ａ	2	宗教学Ｂ	2
			日本史Ａ	2	日本史Ｂ	2	東洋史Ａ	2	東洋史Ｂ	2
			西洋史Ａ	2	西洋史Ｂ	2	日本文学Ａ	2	日本文学Ｂ	2
			アジアの文学Ａ	2	アジアの文学Ｂ	2	西洋文学Ａ	2	西洋文学Ｂ	2
			人文地理学	2	芸術Ａ	2	芸術Ｂ	2	日本教育史	2
			西洋教育史	2						
		社会科学	法学Ａ	2	法学Ｂ	2	政治学Ａ	2	政治学Ｂ	2
			経済学Ａ	2	経済学Ｂ	2	商学Ａ	2	商学Ｂ	2
			社会学Ａ	2	社会学Ｂ	2	教育論Ａ	2	教育論Ｂ	2
			教育の原理・課程論	2	地理学Ａ	2	地理学Ｂ	2	地誌学	2
			心理学Ａ	2	心理学Ｂ	2	文化人類学Ａ	2	文化人類学Ｂ	2
		自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2
			物理の世界	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2
			新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然科学入門	2
			自然科学と人間	2	自然地理学（第３年次配当）	2				
		総合系列科目	地球環境	2	〔生命・健康と医療〕	2	国際化と日本	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2

			第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	外国語科目	第１	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
			※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅢ	1				
			※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターミディエイト・イングリッシュⅣ	1				
					海外英語研修	2				
		第２	ドイツ語ⅠＡ	2	ドイツ語ⅡＡ	2				
			ドイツ語ⅠＢ	2	ドイツ語ⅡＢ	2				
			フランス語ⅠＡ	2	フランス語ⅡＡ	2				
			フランス語ⅠＢ	2	フランス語ⅡＢ	2				
			中国語ⅠＡ	2	中国語ⅡＡ	2				
			中国語ⅠＢ	2	中国語ⅡＢ	2				
			ロシア語ⅠＡ	2	ロシア語ⅡＡ	2				
			ロシア語ⅠＢ	2	ロシア語ⅡＢ	2				
			スペイン語ⅠＡ	2	スペイン語ⅡＡ	2				
			スペイン語ⅠＢ	2	スペイン語ⅡＢ	2				
			朝鮮語ⅠＡ	2	朝鮮語ⅡＡ	2				
			朝鮮語ⅠＢ	2	朝鮮語ⅡＢ	2				
	保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
			※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
	単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目		民法入門	2						
			民法総則	2						
	選択必修科目		憲法Ⅰ	2	債権各論	4	民法特講Ⅱ	4		
			憲法Ⅱ	2	物権法	4	民法特講Ⅲ	4		
			裁判制度概論	2	会社法	4	演習Ⅱａ	4		
			企業実務と法	2	企業法総論	2	〔演習Ⅱｂ〕	4		
			法学部入門ゼミ	2	企業取引法	2	企業法務特別演習	4		
			パワーアップゼミ	4	民法特講Ⅰ	4				
			国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ	4	演習Ⅰ	4				
			国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ	2						
			国際コミュニケーション海外研修	2			演習Ⅱ	4	演習Ⅲ	4
	コース科目	ビジネスマネージメント			行政法Ⅰ	4	〔債権総論〕	4	商業登記法	2
					親族法	2	相続法	2	民事執行・保全法	2
					経済法	4	民事訴訟法	4	倒産処理法	2
					労働法	4	企業金融法	2	税法Ⅰ	4
					ベンチャー起業と法	2	企業取引決済法	2	〔税法Ⅱ〕	4
					消費者法	2	商事法総合講義	2	環境法	2
					〔アメリカ法政事情〕	2	金融商品取引法	2	観光法	2
					〔アメリカ海外研修〕	2	保険法	2	インターンシップ	2
					〔アジア法政事情〕	2	中小企業と法	2		
					〔アジア海外研修〕	2	知的財産法	4		
					〔ＥＵ法政事情〕	2	社会保障法	4		
					〔ＥＵ海外研修〕	2	不動産登記法	2		
		コースインターナショナルスタディ			国際法総論	4	国際法各論	4	西洋法制史	4
					国際関係論	4	国際私法	4	インターンシップ	2
					外国法政論	2	国際取引法	2		
					英米法	2	国際知的財産法	2		
					ドイツ法	2	国際民事手続法	2		
					〔フランス法〕	2	国際経済法	4		
					アジア法	2	国際税法	2		
					ＥＵ法	2	アジア太平洋関係論	2		
					西洋政治史	4	海商法	2		
					〔アメリカ法政事情〕	2	知的財産法	4		
					〔アメリカ海外研修〕	2	環境法	2		
					〔アジア法政事情〕	2	比較憲法	2		
					〔アジア海外研修〕	2	観光法	2		
					〔ＥＵ法政事情〕	2	ＮＰＯ論	2		
					〔ＥＵ海外研修〕	2	マスメディア論	2		
	選択科目		政治学入門	2	刑法Ⅰ	4	法哲学	4		
			〔世界外交史〕	4	政治学原論	4	〔東洋法制史〕	4		
			アメリカ法セミナーⅠ	4	法社会学	4	ローマ法	4		
					情報処理論Ａ	2	近代日本法史	2		
					情報処理論Ｂ	2	警察活動の理論と実務	2		
					キャリアプランニング	2	特別講義	2-10		
					アジア法セミナーⅠ	4	〔アジア法セミナーⅡ〕	4		
					〔ドイツ法セミナーⅠ〕	4	〔ドイツ法セミナーⅡ〕	4		
					〔フランス法セミナーⅠ〕	4	〔フランス法セミナーⅡ〕	4		
					アメリカ法セミナーⅡ	4	〔アメリカ法セミナーⅢ〕	4		
					概説日本史	2				
					概説外国史	2			大学院連携特別演習Ⅰ	4
					概説社会学	2			大学院連携特別演習Ⅱ	4
					概説哲学	2			卒業論文	2
	関連教育科目		他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

（注）（1）専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
（2）自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
（3）〔　〕内は、今年度休講。

福岡大学学科履修規程

令和７年度入学生（25台）

第１章

（趣旨）

第１条　福岡大学（以下「本学」という。）の各学科において、卒業認定を得るための授業科目の履修は、福岡大学学則第31条から第34条までの規定及びこの規程の定めるところによる。

（授業科目の種類）

第１条の２　授業科目の種類は、次の各号に掲げる履修の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　必修科目　卒業の認定及び学位の授与にあたり、単位の修得が必須である授業科目

⑵　選択必修科目　各学科が指定する授業科目群から選択し、所定の単位数を修得する必要のある授業科目

⑶　選択科目　各学科の定めるところにより、前２号に定める授業科目以外の授業科目で、進級要件又は卒業要件の単位数に算入することができる授業科目

（開講科目の種類と期間）

第１条の３　授業科目は、次の各号に掲げる開講期間区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　通年開講科目　１年間継続の授業科目

⑵　前期開講科目　前期開講前期完結の授業科目

⑶　後期開講科目　後期開講後期完結の授業科目

⑷　臨時開講科目　集中的に講義を行う授業科目等

（開講の基準）

第１条の４　授業科目は、各学科が定める年次に開講する。ただし、教育上特段の事情があると認められる場合は、開講しないことがある。

第２章　授業科目の履修等

（授業科目の履修）

第２条　人文学部（文化学科、歴史学科、日本語日本文学科、教育・臨床心理学科、英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

２　法学部（法律学科、経営法学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

３　経済学部（経済学科、産業経済学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

４　商学部（商学科、経営学科、貿易学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

５　商学部第二部（商学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

６　理学部（応用数学科、物理科学科、化学科、地球圏科学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

７　工学部（機械工学科、電気工学科、電子情報工学科、化学システム工学科、社会デザイン工学科、建築学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

８　医学部医学科の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位・時間を、医学部看護学科の学生は、

所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）
9　薬学部（薬学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）
10　スポーツ科学部（スポーツ科学科・健康運動科学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）
（学部留学生の外国語科目の履修）
第２条の２　学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である授業科目を履修することはできない。
（授業科目の単位数）
第３条　各授業科目の単位数は、授業科目に応じ、次の基準による。（学則第32条参照）
⑴　講義・演習・外国語については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。
⑵　実験・実習・実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。
⑶　講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前２号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって１単位とする。
⑷　卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。
（履修の順序）
第４条　各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。
（年間履修単位数の上限）
第５条　人文学部の学生が１年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。
２　法学部の学生が１年間に履修する単位数は、原則として第１年次、第２年次、第３年次各40単位、第４年次48単位を超えてはならない。ただし、第２年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について４単位を限度として40単位を超えることができ、第３年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について８単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が２年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。
３　経済学部の学生が１年間に履修する単位数は、原則として第１年次、第２年次、第３年次各42単位、第４年次46単位を超えてはならない。
４　商学部の学生が１年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
⑴　商学部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として第１年次、第２年次、第３年次各42単位、第４年次46単位を超えてはならない。
⑵　商学部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第１年次、第２年次、第３年次各48単位、第４年次46単位を超えてはならない。また、第３年次については、第２年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第１年次にプログラムの学生でなくなった者が第２年次に履修する単位数は、第１年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第２年次にプログラムの学生でなくなった者が第３年次に履修する単位数は、第２年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。
５　商学部第二部の学生が１年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
⑴　商学部第二部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として41単位を超えてはならない。
⑵　商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、

原則として第１年次、第２年次、第３年次、第４年次各48単位を超えてはならない。また、第３年次については、第２年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第１年次にプログラムの学生でなくなった者が第２年次に履修する単位数は、第１年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第２年次にプログラムの学生でなくなった者が第３年次に履修する単位数は、第２年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6　理学部の学生が１年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

⑴　応用数学科応用数学コースの学生は、原則として第１年次44単位、第２年次、第３年次、第４年次各40単位を超えてはならない。

⑵　応用数学科社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、原則として第１年次、第２年次、第３年次各46単位、第４年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第６条の５第１項第１号又は第６条の５第２項第１号に該当する者は、46単位まで履修することができる。

⑶　物理科学科及び化学科の学生は、原則として第１年次、第２年次、第３年次各48単位、第４年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第６条の５第１項第２号・３号又は第６条の５第２項第２号・３号に該当する者は、48単位まで履修することができる。

⑷　地球圏科学科の学生は、原則として第１年次、第２年次、第３年次各49単位、第４年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第６条の５第１項第４号又は第６条の５第２項第４号に該当する者は、49単位まで履修することができる。

7　工学部の学生が１年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。

8　医学部の学生が１年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

⑴　医学科の学生は原則として、第１学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。

⑵　看護学科の学生は原則として、第１年次、第２年次各48単位、第３年次37単位、第４年次30単位を超えてはならない。

9　薬学部の学生が１年間に履修する単位数は、原則として第１年次49単位、第２年次49単位、第３年次49単位、第４年次38単位、第５年次37単位、第６年次29単位を超えてはならない。

10　スポーツ科学部の学生が１年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。

11　外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

（医学科の原級措置）

第５条の２　医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に設置している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。

（薬学部の原級措置）

第５条の３　薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第５条第９項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2　薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

（人文学部の履修要件）

第６条　人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

⑴　ドイツ語学科の学生は、２年以上在学し、ドイツ語ＩＡ及びドイツ語ＩＢの計４単位を修得していなければ、第３・４年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。

⑵　フランス語学科の学生は、２年以上在学し、フランス語ＩＡ及びフランス語ＩＢの計４単位を修得していなければ、第３・４年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。

⑶　ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、１年以上在学し、前年度の専門教育科目

のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
2　人文学部の英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科の学生は、多言語強化プログラムを履修することができる。
3　多言語強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。多言語強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

（法学部の履修要件）

第6条の2　法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
2　前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
3　第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

（経済学部の履修要件）

第6条の3　経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。
2　起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
3　地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

（商学部及び商学部第二部の履修要件）

第6条の4　商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
2　商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
3　商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
4　商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

（理学部の履修要件）

第6条の5　理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。
⑴　応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
⑵　物理科学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上
⑶　化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上⑷地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
⑷　地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科

目の実験科目については、必修科目２単位及び選択科目４単位以上を修得していること。

２　理学部の学生は、３年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第４年次開講科目の登録をすることができない。

⑴　応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第３年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第３年次までの必修科目26単位を含む92単位以上を修得していなければ、第４年次開講の全科目の登録をすることができない。

⑵　物理科学科の学生は、専門教育科目の必修実験科目６単位及び物理科学研究の２単位並びに共通教育科目の外国語科目６単位を含む100単位以上を修得していなければ、第４年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

⑶　化学科の学生は、専門教育科目の第３年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目８単位を含む100単位以上を修得していなければ、第４年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

⑷　地球圏科学科の学生は、専門教育科目のコース別の必修科目10単位及び共通教育科目の外国語科目６単位を含む100単位以上を修得していなければ、第４年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

（工学部の履修要件）

第６条の６　工学部の学生は、２年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第３年次開講科目の登録をすることはできない。

２　工学部の学生は、３年以上在学し、第１・２年次必修の第１外国語科目６単位、選択必修の第２外国語科目４単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第４年次開講科目の登録をすることはできない。

３　第１項の60単位・第２項の100単位に算入する総合教養科目、第１外国語科目、第２外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

⑴　総合教養科目は、12単位までとする。

⑵　第１項の60単位に算入するのは、第１外国語科目の必修科目６単位、第２外国語科目の選択必修科目４単位までとする。また、第２項の100単位に算入するのは、第１外国語科目の必修科目６単位、第２外国語科目の選択必修科目４単位までとする。

⑶　工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は32単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

（医学部の履修要件）

第６条の７　医学部医学科の学生は、第１学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から６単位以上、自然科学から６単位以上、計12単位以上、必修の外国語科目６単位、保健体育科目２単位、合計32単位以上、専門教育科目については18単位、総計50単位以上を修得しなければ、第２学年に進級することができない。ただし、48単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第２学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第２学年で修得しなければならない。

２　医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は３年次後期の実習科目を履修することができない。

⑴　第１年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より２単位以上、必修の外国語科目４単位、必修の保健体育科目２単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の８単位、合計43単位以上を修得していなければ第２年次に進級することができない。

⑵　第２年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より４単位以上、必修の外国語科目６単位、選択必修の外国語科目より２単位、これ以外の外国語科目より２単位以上、必修の保健体育科目２単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合

計88単位以上を修得していなければ第３年次に進級することができない。

⑶　第３年次前期終了時において、第３年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の１単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の１単位を修得していなければ、第３年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第３年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

⑷　第３年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より４単位以上、必修の外国語科目６単位、選択必修の外国語科目より２単位、これ以外の外国語科目より２単位以上、必修の保健体育科目２単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の１単位、合計116単位以上を修得していなければ第４年次に進級することができない。

（薬学部の履修要件）

第６条の８　薬学部の学生は、第１年次から第５年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

⑴　第１年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から２単位以上を含め計20単位以上、専門教育科目について、１年次の必修科目１単位、１年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から９単位以上、臨床薬学から３単位以上を含め計15単位以上、合計36単位以上を修得していなければならない。

⑵　第２年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から６単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、１年次科目16単位以上、２年次の必修科目５単位、２年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から16単位以上、衛生薬学から２単位以上、医療薬学から４単位以上、臨床薬学から１単位以上を含め計27単位以上、合計48単位以上、総計74単位以上を修得していなければならない。

⑶　第３年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目６単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、１年次科目16単位以上、２年次科目32単位以上、３年次の必修科目７単位、３年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から４単位以上、衛生薬学から４単位以上、医療薬学から10単位以上、臨床薬学から３単位以上を含め計25単位以上、合計80単位以上、総計108単位以上を修得していなければならない。

⑷　第４年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目６単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、１年次科目16単位以上、２年次科目32単位以上、３年次科目32単位以上、４年次の必修科目13単位、４年次の選択必修科目のうち、衛生薬学から２単位以上、医療薬学から８単位以上、臨床薬学から２単位以上を含め計14単位以上、合計107単位以上、総計135単位以上を修得していなければならない。

⑸　第５年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目６単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、１年次科目16単位以上、２年次科目32単位以上、３年次科目32単位以上、４年次科目27単位以上、５年次の必修科目32単位、計139単位以上、合計167単位以上を修得していなければならない。

２　薬学部のクリニカルファーマシスト養成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第２条第９項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第３章　授業科目の登録

（登録）

第７条　学生は、学年が始まるときは、履修する授業科目の登録を行わなければならない。

２　学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

（登録時の制限）
第７条の２　同一名称の授業科目は、同一学期に複数の授業科目を登録することができない。
２　授業科目は、同一の授業時間に複数の授業科目を登録することができない。
３　既に単位を修得した授業科目は、在学中に再度登録することができない。
４　在籍する年次より上位年次に設置している授業科目は、登録することができない。
（登録の撤回等）
第８条　登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。
⑴　前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続をした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、２科目かつ８単位以内で登録の撤回をする場合
⑵　後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続をした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合
（登録制限）
第９条　授業科目の履修にあたり、教育効果に鑑み、先着、抽選、登録要件等により、登録の人数を制限する場合がある。
２　前項の授業科目は、学部・学科、共通教育センター又は教職課程教育センターが各別に定めるものとする。

第４章　雑　　則

（補則）
第10条　この規程の細則その他履修に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の４年次生（５年次以上も含む）及び薬学部の６年次生（７年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

〝既得単位数と学科履修規程第５条（理学部は第５条と第６条の５、工学部は第５条と第６条の６、薬学部は第５条と第６条の８）〟により登録した単位数との和が学科履修規程第２条を満足している者を卒業見込者という。

24台以前入学生適用の福岡大学学科履修規程については、以下に記載している該当年の QR コードより参照してください。なお、25台入学生適用の条文第５条第２項に関しては、24台以前入学生も同じです。

令和６年度入学生（24台）

URL：https://fukuoka-u.box.com/s/cv7rqtc9lpxqlketyz5e7dkqjqwqzfdv

令和５年度入学生（23台）

URL：https://fukuoka-u.box.com/s/spkxmcdr9ke5gj5e8go37leibto4t2p0

令和４年度入学生（22台）

URL：https://fukuoka-u.box.com/s/zb0o9gs5nel3px80q5lm0v8e4njgz35s

令和３年度入学生（21台）

URL：https://fukuoka-u.box.com/s/peqc6w7p9as4ebk7v18vtfebowtl9stg

令和２年度入学生（20台）

URL：https://fukuoka-u.box.com/s/sr1ex2mos0a6pfg84c0spyu7lxtl12t4

平成31年度入学生（19台）

URL：https://fukuoka-u.box.com/s/9gzyjpjbs159h5y87uec39a1zus4c38u

福岡大学成績考査規程

第１条　この規程は、福岡大学学則（以下「学則」という。）に定める成績考査及び試験（定期試験、追試験、再試験をいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　各授業科目の成績の評価は、試験のほか、その他の適切な方法により行う。ただし、成績の評価には、平素の学習状況を考慮することができる。

２　前項本文に規定するその他の適切な方法により成績評価を行う授業科目とは、次の各号のいずれかに該当するものとし、試験による成績評価を行わないものとする。

⑴　教授会等において、演習、演習及び論文、実習、実験、実技その他これに準ずるものと認められたもの

⑵　教授会等において、開講期間内に適切な成績評価を行うことが可能と認められたもの

⑶　その他教務委員会が認めた方法により行うもの

３　開講期間が通年の授業科目の成績評価を行うときは、各学期の成績を考慮する。

４　授業科目を履修し、合格の成績評価を得た学生には、その授業科目所定の単位を与える。ただし、各学期の授業料等納入金又は各授業科目の受講料を納入していないときは、当該各学期又は当該各授業科目についての成績評価を行わない。

５　第２項各号の授業科目の細部は、別に定める。

第３条　成績評価は評点をもって行い、成績通知は評点又は秀(A)、優(B)、良(C)、可(D)、不可(F)、放棄(H)の成績評語をもって行う。ただし、教務委員会が認める授業科目（評点による成績評価を行わない授業科目に限る。）については、評点及び成績評語によらず、合否のみにより成績評価及び成績通知を行うことができる。

２　次の各号に掲げる成績評語は、当該各号に定める評点等を基準に区分する。

⑴　秀(A)　100点から90点まで

⑵　優(B)　89点から80点まで

⑶　良(C)　79点から70点まで

⑷　可(D)　69点から60点まで

⑸　不可(F)　59点以下

⑹　放棄(H)　試験の放棄又は成績評価不能

３　第１項本文の規定により成績評価を行う授業科目は、前項の成績評語が秀(A)、優(B)、良(C)及び可(D)であるものを合格とし、不可(F)であるものを不合格とする。

４　履修した授業科目のうち、第１項本文の規定により成績評価を行うものについては、評点等に応じ、次に掲げる GP 評点を与える。

⑴　100点から90点まで　＝　4.0

⑵　89点から80点まで　＝　3.0

⑶　79点から70点まで　＝　2.0

⑷　69点から60点まで　＝　1.0

⑸　59点以下及び試験の放棄又は成績評価不能　＝　0.0

５　履修した評点により成績評価を行う各授業科目の GP 評点に当該各授業科目の単位数を乗じて算出した値の総和を履修登録した授業科目の総単位数で除した値を、GPA 評価とする。ただし、福岡大学（以下「本学」という。）における授業科目の履修により修得したものとみなして単位を認定した授業科目及び合否のみにより成績評価を行う授業科目については、GPA 評価の対象としない。

第４条　成績評価にあたり、学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

⑴　試験を受けようとする授業科目をその学年において登録していないとき。

⑵　受験中に学生証を所持していないとき。

⑶　試験開始後20分以上遅刻したとき。

2　試験開始後30分以上経過し、試験監督が認めたときは、試験場から退室することができる。
第４条の２　学生は、試験を受験するにあたり、次の事項に従わなければならない。
⑴　試験監督の指示に従うこと。
⑵　受験中は、常時学生証を机上に提示すること。
⑶　受験中は、携帯電話、スマートフォン等の電子通信機器を机上に置かないほか、身の回りに置かないこと。
⑷　不正行為又は不正行為とみなされるおそれのある行為をしないこと。
⑸　答案用紙は、解答の有無に関わらず試験場外に持ち出さないこと。
第５条　受験中に不正行為を行った者に対しては、当該期間（前期又は後期）に完結する全授業科目及び通年で実施する全授業科目を放棄とみなす。
2　前項で放棄とみなした科目については、追試験の対象としない。
第５条の２　受験中に答案を持ち出した者に対しては、その受験科目を放棄とみなす。
2　前項で放棄とみなした科目については、追試験の対象としない。
第５条の３　医学部医学科の時間制の授業科目については、出席時間数が授業を行った時間数の３分の２に満たない場合、原則として試験を受けることができない。
2　医学部看護学科の専門基礎科目及び専門教育科目の講義・演習科目については、出席回数が実施授業回数の３分の２に満たない場合、原則として試験を受けることができない。その場合、当該授業科目の成績評語は放棄とし、追試験の対象としない。また、専門教育科目の実習科目については、出席回数が実施授業回数の４分の３に満たない場合、原則として成績評価を受けることができない。その場合も当該科目の成績評語は放棄とする。
第６条　病気その他やむを得ない理由によって定期試験を受験することができなかった者に対しては、本人の願出により追試験を行うことがある。
2　追試験の願出は、所定の書式により、病気の場合には医師の診断書を、病気以外のやむを得ない理由の場合には証明書を添え、定期試験終了後５日以内に学生課に提出しなければならない。
第７条　追試験は、定期試験終了後本学が定める日に１回だけ行う。
第８条　追試験を受験した者の評価は、80点を限度とする。ただし、情状によりこの制限を免除し、又は緩和することがある。
第９条　合格点の成績評価を得た授業科目は、再履修することができない。
第10条　授業科目の再履修により合格点を得た場合は、その合格点をもって以前の不合格点に代える。
第11条　追試験の受験料は１科目につき2,000円とする。ただし、情状によりこれを減額又は免除することがある。
2　いったん納めた受験料は、これを返還しない。
第12条　次の者に対しては、本人の願出により当該年度に受験した定期試験の授業科目について、学年末に再試験を行うことがある。
⑴　第４年次以上（薬学部は第６年次以上）の卒業見込者にして、既得単位数と新たに登録した単位数との和が卒業に必要な単位数に達し、かつ、その必要単位数のうち８単位以内の不合格点を得た者（後期の追試験の結果、不合格点を得た者を除く。）
⑵　教職課程、博物館学芸員課程、社会教育主事課程及び日本語教員課程資格取得を目的とする場合、第４年次以上の卒業見込者にして、既得単位数と新たに登録した単位数との和が各課程の資格取得に必要な単位数に達し、かつ、その必要単位数のうち各課程につき４単位以内の不合格点を得た者（当該学科の卒業に必要な単位数に算入しない科目に限る。）。ただし、後期の追試験の結果、不合格点を得た者を除く。
⑶　理学部の第２年次生にして、不合格の成績評価を得た者（後期の追試験の結果、不合格点を得た者を除く。）
⑷　医学部医学科の学生にして、次のいずれかに該当する者
ア　単位制の授業科目（共通教育科目の後期追試験の結果不合格点を得た授業科目及び専門教育科目の追試験の結果不合格点を得た授業科目を除く。）について、15単位以内の不合格を得た者

イ　第２学年、第５学年及び第６学年の専門教育科目（追試験の結果不合格点を得た授業科目を除く。）について、不合格点を得た者

ウ　第３学年及び第４学年の専門教育科目（追試験の結果不合格を得た授業科目を除く。）について、不合格点を得た授業科目数が当該各学年に設置している授業科目数の60パーセント以内である者

⑸　医学部看護学科の第１年次生から第３年次生については、次のとおりとする。

ア　第１年次生及び第２年次生にして、不合格の成績評価を得た者で、再試験により、進級の見込みのある者。ただし、各年次８単位以内とする（各年次の後期の追試験の結果、不合格点を得た授業科目を除く。）。

イ　第３年次生にして、前期に開講する専門基礎科目及び専門教育科目について不合格の成績評価を得た者で、再試験により、第３年次後期に開講する看護学実習科目の履修見込みのある者。ただし、８単位以内（前期の追試験の結果、不合格点を得た授業科目を除く。）とし、本項柱書きの規定にかかわらず再試験は前期末に実施する。

⑹　薬学部の第１年次生から第５年次生にして不合格の成績評価を得た者で、再試験により、進級の見込みのある者（後期の追試験の結果、不合格点を得た者を除く。）

第13条　再試験の願出は、前条第１号については、卒業に必要な最小限度の単位数（８単位以内）、同条第２号については、各課程の資格取得に必要な最小限度の単位数（４単位以内）とし、成績発表後所定の期日までに、願書を各学部等の教務担当事務課（室）に提出しなければならない。

２　理学部学生の再試験の願出は、前条第３号については、８単位以内とし、成績発表後所定の期日までに願書を教務三課に提出しなければならない。

３　医学部医学科学生の再試験の願出は、成績発表後所定の期日までに、願書を医学部事務課に提出しなければならない。

４　医学部看護学科学生の再試験の願出は、前条第５号アについては、成績発表後所定の期日までに、同号イについては、別途定める日までに願書を医学部事務課に提出しなければならない。

５　薬学部学生の再試験の願出は、前条第１号については、卒業に必要な最小限度の単位数（８単位以内）、同条第６号については、進級に必要な最小限度の単位数（８単位以内かつ４科目以内）とし、成績発表後所定の期日までに願書を教務三課に提出しなければならない。ただし、同号の第３年次生については、共通教育科目の再試験は行わない。また、専門教育科目については、再試験の結果、上位年次に進級できない者は、その再試験を無効とする。

第14条　再試験の得点は、60点を限度とする。

第15条　再試験の受験料は１単位につき1,000円とする。ただし、医学部医学科の時間制の専門教育科目は、１科目につき4,000円とする。

２　いったん納めた受験料は、これを返還しない。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

福岡大学における既修得単位等の取扱いに関する規程

第１条　福岡大学学則（以下「学則」という。）第34条の３第１項又は第34条の４第１項（学則第34条の３第４項又は第34条の４第６項により準用される場合を含む。）により修得したものとみなすことのできる単位及び学則第34条の３の２第１項又は第34条の４第２項（学則第34条の３の２第４項又は第34条の４第６項により準用される場合を含む。）により認定することのできる単位の取扱いについては、学則第34条の３から第34条の４の２までに定めるほか、この規程による。

２　この規程は、学則第33条第２項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目について、これを準用する。

第２条　学則第34条の３の２の規定により、本学において単位を認定することのできる学修は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　大学の専攻科における学修

⑵　高等専門学校の課程における学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

⑶　専修学校の専門課程のうち修業年限が２年以上のものにおける学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

⑷　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第６条別表第三備考第４号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学、短期大学等が行う講習又は公開講座における学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

⑸　社会教育法（昭和24年法律第207号）第９条の５の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学、短期大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

⑹　図書館法（昭和25年法律第118号）第６条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

⑺　学校図書館法（昭和28年法律第185号）第５条第３項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

⑻　青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

⑼　アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テスティング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトーイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

ア　審査を行うものが国又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定による法人その他の団体であること。

イ　審査の内容が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。

ウ　審査が全国的な規模において、毎年１回以上行われるものであること。

エ　審査の実施方法が、適切かつ公正であること。

２　前項に基づいて当該学修をもって単位を認定する授業科目が共通教育科目である場合については、教授会に先立って、教務委員会の議を経るものとする。

第３条　学則第34条の３第１項又は第34条の３の２第１項（学則第34条の３第４項又は第34条の３の２第４項により準用される場合を含む。）の規定に基づく単位の取扱いを受けようとする者は、各年度にお

いて１月20日までに単位修得申請書（所定書式）に学業成績証明書（高等専門学校、専修学校専門課程等にあっては授業科目等の内容を明記したものを添付すること。）等を添えて、教務部長に提出すべきものとする。ただし、本学との協定等により学生が他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなす場合及び本学との協定等により学生が外国の大学又は短期大学において行った学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する場合については、この限りではない。

２　学則第34条の４第１項又は第２項（学則第34条の４第６項により準用される場合を含む。）の規定に基づく単位の取扱いを受けようとする者は、入学した年度の４月20日までに単位修得申請書（所定書式）に学業成績証明書（高等専門学校、専修学校専門課程等にあっては授業科目等の内容を明記したものを添付すること。）等を添えて、教務部長に提出すべきものとする。

第４条　教務部長は、学則第34条の３第３項、第34条の３の２第３項及び第34条の４第５項に定める場合（学則第34条の３第４項、第34条の３の２第４項又は第34条の４第６項により準用される場合を含む。）には教務委員会の議を経たうえで、前条に基づく申請書を申請者である学生が所属する学部の教授会に回付するものとする。

第５条　学則第34条の３第１項又は第34条の４第１項（学則第34条の３第４項又は第34条の４第６項により準用される場合を含む。）により単位を修得したものとみなす場合及び学則第34条の３の２第１項又は第34条の４第２項（学則第34条の３の２第４項又は第34条の４第６項により準用される場合を含む。）により単位を認定する場合に、教授会は、本学におけるいずれの授業科目について単位を取得したものとみなし、又は認定するのかを特定しなければならない。ただし、他の大学又は短期大学（以下この条において「他大学等」という。）との協定に基づき、学生が他大学等で開講された授業科目（本学及び他大学等において共同で開講する授業科目を含む。）の修得単位の取扱いについては、この限りでない。

２　前項に基づいて本学におけるいずれの授業科目について単位を修得したものとみなし、又は認定するのかを特定するにあたっては、学生が他の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の授業時間数又は学生が行った短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修又はその他別に定める学修（学則第34条の３の２第４項により準用される場合にあっては、本学との協定等により学生が外国の大学又は短期大学において行った学修）の時間数を考慮すべきものとする。

第６条　学科履修規程第５条によって定められた当該年度において履修できる単位数を超えて、学則第34条の３第１項及び第34条の３の２第１項（学則第34条の３第４項又は第34条の３の２第４項により準用される場合を含む。）により単位を修得したものとみなし、又は単位を認定することはできないものとする。

第７条　学則第34条の４第２項（学則第34条の４第６項により準用される場合を含む。）により単位の認定を受けようとする者は、その対象となる学修が学則第34条の４第１項（学則第34条の４第６項により準用される場合を含む。）に規定する本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位として認定されていないことの証明書等を提出しなければならない。

第８条　編入学及び転入学の場合に、学則第34条の４第１項及び第２項（学則第34条の４第６項により準用される場合を含む。）により単位を修得したものとみなし、又は認定することのできる単位数については、教務委員会の申合せによって定めるものとする。

第９条　学則第34条の３第１項又は第34条の４第１項（学則第34条の３第４項又は第34条の４第６項により準用される場合を含む。）により単位を修得したものとみなされた本学における授業科目及び学則第34条の３の２第１項又は第34条の４第２項（学則第34条の３の２第４項又は第34条の４第６項により準用される場合を含む。）により単位を認定された本学における授業科目は、特待生の選考にあたって考慮しない。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

福岡大学法学部早期卒業に関する内規

（趣　　旨）

第１条　この内規に基づく早期卒業は、福岡大学学則第33条の５の６第２項に基づき、本学法学部に入学して３年間在学した学生が、本学部の卒業要件として定める単位を優秀な成績で修得し、かつ、本学大学院への進学が確定している場合に、在学３年目の年度終了時での卒業を認める制度である。この制度は、成績優秀で意欲のある学生に対して、早期に本学大学院への進学機会を与えることを目的とする。

（早期卒業の認定）

第２条　早期卒業の認定を受けることができる者は、３年間在学し、その終了時において次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

⑴　本人が早期卒業を希望していること。

⑵　本学大学院への進学が確定していること。

⑶　卒業に必要な124単位以上を修得していること。

⑷　３年間の成績評価の平均点が85点以上又は福岡大学成績考査規程第３条第５項に基づき算出された３年間のGPA評価が3.0以上であること。

２　早期卒業の認定を希望する者は、在学３年目の所定の期間内に出願書類を提出し、書類審査及び面接審査を受けなければならない。

３　早期卒業の認定は、法学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。

（早期卒業予定者の承認）

第３条　早期卒業を希望する者は、在学２年目の終了時までの所定の期間内に学長に願い出なければならない。ただし、早期卒業を希望する者が出願した次の年度に休学したときは、当該出願を取り消す。

２　早期卒業を希望する者は、在学２年目の終了時において、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

⑴　在学２年目までの修得単位数が78単位以上であること。

⑵　在学２年目までの成績評価の平均点が85点以上又は福岡大学成績考査規程第３条第５項に基づき算出された在学２年目までのGPA評価が3.0以上であること。

３　第１項に規定する願い出を行うにあたり、早期卒業を希望する者は、所定の出願書類を提出しなければならない。

４　早期卒業を希望する者は、法学部教授会において早期卒業予定者とすることの承認を受けなければならない。

（早期卒業予定者の科目履修）

第４条　早期卒業予定者は、在学３年目において、福岡大学学科履修規程第５条第２項に定める１年間に履修できる単位数（以下「登録上限単位数」という。）を超えて、４年次にのみ配当している科目（以下「４年次科目」という。）を含む48単位を履修することができる。

２　早期卒業予定者は、科目履修にあたって法学部教授会が指名する教員の指導を受けるとともに、修学計画書を提出しなければならない。

（早期卒業の辞退及び早期卒業の要件を満たさない場合の措置）

第５条　早期卒業予定者が早期卒業を辞退する場合、単位の認定を受けていない登録上限単位数を超えた科目の登録を取り消す。

２　法学部教授会が在学３年目の前期終了時において第２条第１項に定める要件を満たすことができないと判断した場合、早期卒業予定を取り消すとともに、単位の認定を受けていない登録上限単位数を超えた科目の登録を取り消す。

３　前２項の規定を適用する場合は、登録科目のうち先に４年次科目の登録を取り消し、次に本人の選択するその他の科目の登録を取り消す。

４　在学３年目の終了時において第２条第１項に定める要件を満たさなかった場合は、在学４年目において、専門教育科目を４単位以上登録しなければならない。

5　早期卒業の辞退及び早期卒業の要件を満たさない場合において、早期卒業予定の取消し又は登録科目の取消しをするときは、法学部教授会において承認を受けなければならない。

（早期卒業認定に必要な大学院入学関係書類の提出）

第６条　この内規に基づき、早期卒業の認定を希望する者は、第２条第２項に定める出願書類を学長に提出するにあたり、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　本学大学院への合格を証明する書類

⑵　本学大学院に必ず入学する旨の本人の誓約書

（休学期間のある者に関する特則）

第７条　休学期間のある者については、第１条中「３年間」とあるのは「３年以上」と、第２条中「３年間」とあるのは「在学３年目の終了する日を含む年度までの期間」と、第３条中「在学２年目」とあるのは「在学２年目の終了する日を含む年度」と、第４条及び第５条中「在学３年目」とあるのは「在学３年目の終了する日を含む年度」と、第５条中「在学４年目」とあるのは「在学４年目の終了する日を含む年度」と読み替えて、各同条の規定を適用する。

附　則

この内規は、令和７年４月１日から施行する。

法学部法律学科の法律特修プログラムに関する内規

【令和５年度以降入学生適用】

第１章　総則

（趣　　旨）

第１条　福岡大学学科履修規程第６条の２に規定する法学部法律学科の法律特修プログラム（以下「プログラム」という。）については、この内規に定めるところによる。

（目　　的）

第２条　プログラムは、法曹、研究者、公務員、法律系資格の取得等を目指す意欲ある成績優秀な学生を対象に、少人数かつ双方向型の授業科目を提供することにより、法科大学院及び法学系大学院への進学、公務員試験、法律系資格試験等に対応できる法的知識を身に付けること、かつ、社会に生起する諸問題を解決できる法的思考力を有する人材を養成することを目的とする。

（クラスの設置）

第３条　前条の目的を達成するため、プログラムに一般クラス及び法曹連携基礎クラス（以下「法曹クラス」という。）を置く。

２　前項のクラスの履修内容等は、次の各号に掲げるクラスに応じ、当該各号に掲げるものとする。

⑴　一般クラス　法曹、研究者、公務員、法律系資格の取得等を目指す学生が、特講科目及び特別演習科目の授業を通じて、憲法、行政法、民法及び刑法を体系的かつ段階的に履修する。

⑵　法曹クラス　法学部における教育及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）第６条第１項に基づき法曹養成連携協定を締結する法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）における教育との円滑な接続を図るため、連携法第６条第２項に定める連携法曹基礎課程（法曹コース）として設置し、法科大学院の既修者コースへの進学を目指す学生が、法学部と連携法科大学院の協力の下で編成する教育課程を体系的かつ段階的に履修し、修了者には連携法科大学院の既修者コース入学試験の特別選抜の受験資格が与えられることを内容とする。

３　プログラムの履修者は、法学部法律学科に在籍する学生とし、一般クラス又は法曹クラスのいずれかのクラスにおいて履修しなければならない。

第２章　一般クラス

（履　　修）

第４条　一般クラスのプログラムの履修開始の時期は、在学２年目又は在学３年目の学年の始めとする。

２　一般クラスのプログラムの履修を希望する者は、在学１年目終了時又は在学２年目終了時の所定の期間内にプログラム（一般クラス）履修願を提出しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、法学部教授会が認めるときは、プログラムの開始時期を在学２年目又は在学３年目の後期の始めとすることができる。

４　一般クラスの履修者の選考は、法学部教授会がこれを行う。

５　前項の選考における基準は、次の各号の出願年次の区分に応じ、原則として当該各号に掲げるいずれかの要件を満たすこととする。

⑴　在学１年目終了時に出願する者

ア　第１年次までに履修した専門教育科目における必修科目の平均点が80点以上

イ　第１年次までに履修した全授業科目（教職課程科目及び合否のみで成績評価を行う科目を除く。）の平均点が80点以上

⑵　在学２年目終了時に出願する者

ア　第２年次までに履修した専門教育科目の平均点が80点以上

イ　第２年次までに履修した全授業科目（教職課程科目及び合否のみで成績評価を行う科目を除く。）の平均点が80点以上

6　第３項の規定により後期から開始するプログラムの履修者の選考基準は、前項の基準に準じ、法学部教授会において都度定めるものとする。

（履修の撤回）

第５条　一般クラスの履修者は、２年次又は３年次の後期試験終了後の所定の期間内に届け出ることにより、プログラムの履修を撤回することができる。

（修　　了）

第６条　一般クラスの履修者（法曹クラスの履修者のうち、第９条第１項各号に掲げる修了要件を満たすことができなかった者を含む。）が、福岡大学学則（以下「学則」という。）第34条第２項に定める必要な単位を修得し、かつ、「憲法特講」、「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」、「刑事法特講Ⅰ」、「刑事法特講Ⅱ」、「行政特別演習Ⅰ」、「行政特別演習Ⅱ」の授業科目のうちから５科目以上の単位を修得したときは、法学部教授会の議を経て、プログラムを修了したと認めるものとする。

2　前項の規定により一般クラスのプログラムを修了した者には、法学部長が当該クラスのプログラムの修了証を授与する。

第３章　法曹連携基礎クラス

（履　　修）

第７条　法曹クラスのプログラムの履修開始の時期は、在学２年目又は在学３年目の学年の始めとする。

2　法曹クラスのプログラムの履修を希望する者は、在学１年目終了時又は在学２年目終了時の所定の期間内にプログラム（法曹クラス）履修願を提出しなければならない。この場合において、一般クラスを第２希望とすることができる。

3　第１項の規定にかかわらず、法学部教授会が認めるときは、プログラムの開始時期を在学２年目又は在学３年目の後期の始めとすることができる。

4　法曹クラスの定員は、各学年につき10人以内とする。

5　法曹クラスの履修者の選考は、第２項の出願年次の区分に応じ、第４条第５項に定める各要件を満たす者のうちから、成績及び必要に応じて実施する筆記試験又は面接試験の結果に基づき、法学部教授会がこれを行う。

6　前項の選考において不合格となった者が第２項後段の規定により一般クラスを第２希望としていた場合において、第４条第５項に定める各要件を満たし、かつ、法学部教授会が承認したときは、一般クラスを履修する。

7　第３項の規定により後期から開始するプログラムの履修者の選考基準は、第５項の基準に準じ、法学部教授会において都度定めるものとする。

（履修の撤回及び一般クラスへの変更）

第８条　法曹クラスの履修者は、２年次又は３年次の後期試験終了後の所定の期間内に届け出ることにより、プログラムの履修の撤回又は一般クラスへの変更を行うことができる。

（修　　了）

第９条　法曹クラスの履修者が、学則第34条第２項に定める必要な単位を修得し、かつ、次の各号に掲げる全ての要件を満たしたときは、法学部教授会の議を経て、法曹クラスのプログラムを修了したと認めるものとする。

⑴　「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」、「行政法Ⅰ」、「民法入門」、「民法総則」、「債権法Ⅰ」、「債権法Ⅱ」、「債権法Ⅲ」、「物権法Ⅰ」、「物権法Ⅱ」、「親族法」、「相続法」、「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「憲法特講」、「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」、「刑事法特講Ⅰ」、「刑事法特講Ⅱ」、「行政特別演習Ⅰ」の全ての単位を修得すること。

⑵　「憲法Ⅲ」、「会社法Ⅰ」、「会社法Ⅱ」、「商法総則」、「商行為法」、「経済法」、「労働法」、「消費者法」、「演習Ⅰ」のうちから６単位以上を修得すること。

⑶　「行政法Ⅱ」、「刑事訴訟法」、「知的財産法」、「民事執行・保全法」、「倒産処理法」、「不動産登記法」、「商業登記法」、「国際私法」、「演習Ⅱ」、「演習Ⅱａ」、「演習Ⅱｂ」、「行政特別演習Ⅱ」のうちから６単位以上を修得すること。

⑷ 「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「憲法特講」、「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」、「刑事法特講Ⅰ」、「刑事法特講Ⅱ」、「行政特別演習Ⅰ」の全科目の評点の平均が90点以上であること。

2　前項の規定により法曹クラスのプログラムを修了した者には、法学部長が当該クラスのプログラムの修了証を授与する。

附　則

この内規は、令和７年４月１日から施行し、令和５年度入学生から適用する。

法学部法律学科の法律特修プログラムに関する内規

【令和２年度から令和４年度入学生適用】

第１章　総則

（趣　　旨）

第１条　福岡大学学科履修規程第６条の２に規定する法学部法律学科の法律特修プログラム（以下「プログラム」という。）については、この内規に定めるところによる。

（目　　的）

第２条　プログラムは、法曹、研究者、公務員、法律系資格の取得等を目指す意欲ある成績優秀な学生を対象に、少人数かつ双方向型の授業科目を提供することにより、法科大学院及び法学系大学院への進学、公務員試験、法律系資格試験等に対応できる法的知識を身に付けること、かつ、社会に生起する諸問題を解決できる法的思考力を有する人材を養成することを目的とする。

（クラスの設置）

第３条　前条の目的を達成するため、プログラムに一般クラス及び法曹連携基礎クラス（以下「法曹クラス」という。）を置く。

２　前項のクラスの履修内容等は、次の各号に掲げるクラスに応じ、当該各号に掲げるものとする。

⑴　一般クラス　法曹、研究者、公務員、法律系資格の取得等を目指す学生が、特講科目及び特別演習科目の授業を通じて、憲法、行政法、民法及び刑法を体系的かつ段階的に履修する。

⑵　法曹クラス　法学部における教育及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）第６条第１項に基づき法曹養成連携協定を締結する法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）における教育との円滑な接続を図るため、連携法第６条第２項に定める連携法曹基礎課程（法曹コース）として設置し、法科大学院の既修者コースへの進学を目指す学生が、法学部と連携法科大学院の協力の下で編成する教育課程を体系的かつ段階的に履修し、修了者には連携法科大学院の既修者コース入学試験の特別選抜の受験資格が与えられることを内容とする。

３　プログラムの履修者は、法学部法律学科に在籍する学生とし、一般クラス又は法曹クラスのいずれかのクラスにおいて履修しなければならない。

第２章　一般クラス

（履　　修）

第４条　一般クラスのプログラムの履修を希望する者は、在学１年目終了時又は在学２年目終了時の所定の期間内にプログラム（一般クラス）履修願を提出しなければならない。

２　一般クラスの履修者の選考は、法学部教授会がこれを行う。

３　前項の選考における基準は、次の各号の出願年次の区分に応じ、原則として当該各号に掲げるいずれかの要件を満たすこととする。

⑴　在学１年目終了時に出願する者

ア　専門教育科目における必修科目の平均点が80点以上

イ　履修した全授業科目（教職課程教育科目を除く。）の平均点が80点以上

⑵　在学２年目終了時に出願する者

ア　第２年次までに履修した専門教育科目の平均点が80点以上

イ　第２年次までに履修した全授業科目（教職課程教育科目を除く。）の平均点が80点以上

（履修の撤回）

第５条　一般クラスの履修者は、２年次又は３年次の後期試験終了後の所定の期間内に届け出ることにより、プログラムの履修を撤回することができる。

（修　　了）

第６条　一般クラスの履修者（法曹クラスの履修者のうち、第９条第１項各号に掲げる修了要件を満たすことができなかった者を含む。）が、福岡大学学則（以下「学則」という。）第34条第２項に定める必要な単位を修得し、かつ、「憲法特講」、「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」、「刑事法特講Ⅰ」、「刑事法特講Ⅱ」、「行政特別演習Ⅰ」、「行政特別演習Ⅱ」の授業科目のうちから５科目以上の単位を修得したときは、法学部教授会の議を経て、プログラムを修了したと認めるものとする。

２　前項の規定により一般クラスのプログラムを修了した者には、法学部長が当該クラスのプログラムの修了証を授与する。

第３章　法曹連携基礎クラス

（履　　修）

第７条　法曹クラスのプログラムの履修を希望する者は、在学１年目終了時又は在学２年目終了時の所定の期間内にプログラム（法曹クラス）履修願を提出しなければならない。この場合において、一般クラスを第２希望とすることができる。

２　法曹クラスの定員は、各学年につき10人以内とする。

３　法曹クラスの履修者の選考は、第１項の出願年次の区分に応じ、第４条第３項に定める各要件を満たす者のうちから、成績及び必要に応じて実施する筆記試験又は面接試験の結果に基づき、法学部教授会がこれを行う。

４　前項の選考において不合格となった者が第１項後段の規定により一般クラスを第２希望としていた場合において、第４条第３項に定める各要件を満たし、かつ、法学部教授会が承認したときは、一般クラスを履修する。

（履修の撤回及び一般クラスへの変更）

第８条　法曹クラスの履修者は、２年次又は３年次の後期試験終了後の所定の期間内に届け出ることにより、プログラムの履修の撤回又は一般クラスへの変更を行うことができる。

（修　　了）

第９条　法曹クラスの履修者が、学則第34条第２項に定める必要な単位を修得し、かつ、次の各号に掲げる全ての要件を満たしたときは、法学部教授会の議を経て、法曹クラスのプログラムを修了したと認めるものとする。

⑴　「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」、「行政法Ⅰ」、「民法入門」、「民法総則」、「債権法Ⅰ」、「債権法Ⅱ」、「債権法Ⅲ」、「物権法Ⅰ」、「物権法Ⅱ」、「親族法」、「相続法」、「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「憲法特講」、「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」、「刑事法特講Ⅰ」、「刑事法特講Ⅱ」、「行政特別演習Ⅰ」の全ての単位を修得すること。

⑵　「憲法Ⅲ」、「会社法Ⅰ」、「会社法Ⅱ」、「商法総則」、「商行為法」、「経済法」、「労働法」、「消費者法」、「演習Ⅰ」のうちから６単位以上を修得すること。

⑶　「行政法Ⅱ」、「刑事訴訟法」、「知的財産法」、「民事執行・保全法」、「倒産処理法」、「不動産登記法」、「商業登記法」、「国際私法」、「演習Ⅱ」、「演習Ⅱａ」、「演習Ⅱｂ」、「行政特別演習Ⅱ」のうちから６単位以上を修得すること。

⑷　「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「憲法特講」、「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」、「刑事法特講Ⅰ」、「刑事法特講Ⅱ」、「行政特別演習Ⅰ」の全科目の評点の平均が90点以上であること。

２　前項の規定により法曹クラスのプログラムを修了した者には、法学部長が当該クラスのプログラムの修了証を授与する。

附　則

この内規は、令和２年４月１日から施行する。

法学部経営法学科の企業法務特修プログラムに関する内規

【令和５年度以降入学生適用】

（趣　　旨）

第１条　福岡大学学科履修規程第６条の２に規定する法学部経営法学科の企業法務特修プログラム（以下「プログラム」という。）については、この内規に定めるところによる。

（目　　的）

第２条　プログラムは、意欲ある成績優秀な学生を対象に、少人数かつ双方向型の授業科目を提供するとともに、企業法及び隣接法分野に関する授業科目の体系的な履修を促すことにより、企業法務に必要な知識及び法的思考力を身に付けること、かつ、産業界のリーダーとなる人材を養成することを目的とする。

（履　　修）

第３条　プログラムを履修することができる者は、法学部経営法学科に在籍する学生とする。

２　プログラムの履修開始の時期は、在学２年目又は在学３年目の学年の始めとする。

３　プログラムの履修を希望する者は、在学１年目終了時又は在学２年目終了時の所定の期間内にプログラム履修願を提出しなければならない。

４　第２項の規定にかかわらず、法学部教授会が認めるときは、プログラムの開始時期を在学２年目又は在学３年目の後期の始めとすることができる。

５　プログラムの履修者の選考は、法学部教授会がこれを行う。

６　前項の選考における基準は、次の各号の出願年次の区分に応じ、原則として当該各号に掲げるいずれかの要件を満たすこととする。

⑴　在学１年目終了時に出願する者

ア　第１年次までに履修した専門教育科目における必修科目の平均点が80点以上

イ　第１年次までに履修した全授業科目（教職課程科目及び合否のみで成績評価を行う科目を除く。）の平均点が80点以上

⑵　在学２年目終了時に出願する者

ア　第２年次までに履修した専門教育科目の平均点が80点以上

イ　第２年次までに履修した全授業科目（教職課程科目及び合否のみで成績評価を行う科目を除く。）の平均点が80点以上

７　第４項の規定により後期から開始するプログラムの履修者の選考基準は、前項の基準に準じ、法学部教授会において都度定めるものとする。

（履修の撤回）

第４条　プログラムの履修者は、２年次又は３年次の後期試験終了後の所定の期間内に届け出ることにより、プログラムの履修を撤回することができる。

（修　　了）

第５条　プログラムの履修者が、福岡大学学則第34条第２項に定める必要な単位を修得し、かつ、次の各号に掲げる全ての要件を満たしたときは、法学部教授会の議を経て、プログラムを修了したと認めるものとする。

⑴　「会社法Ⅰ」、「会社法Ⅱ」、「企業法務特別演習」の単位を全て修得すること。

⑵　「企業法総論」、「企業取引法」、「企業金融法」、「企業取引決済法」、「金融商品取引法」のうちから６単位以上を修得すること。

⑶　「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」のうちから４単位以上を修得すること。

⑷　「経済法」、「労働法」、「消費者法」、「知的財産法」、「商業登記法」、「税法Ⅱ A」、「税法Ⅱ B」のうちから４単位以上を修得すること。

２　前項の規定によりプログラムを修了した者には、法学部長が当該プログラムの修了証を授与する。

附　則

この内規は、令和７年４月１日から施行し、令和５年度入学生から適用する。

法学部経営法学科の企業法務特修プログラムに関する内規

【令和２年度から令和４年度入学生適用】

（趣　　旨）

第１条　福岡大学学科履修規程第６条の２に規定する法学部経営法学科の企業法務特修プログラム（以下「プログラム」という。）については、この内規に定めるところによる。

（目　　的）

第２条　プログラムは、意欲ある成績優秀な学生を対象に、少人数かつ双方向型の授業科目を提供するとともに、企業法及び隣接法分野に関する授業科目の体系的な履修を促すことにより、企業法務に必要な知識及び法的思考力を身に付けること、かつ、産業界のリーダーとなる人材を養成することを目的とする。

（履　　修）

第３条　プログラムを履修することができる者は、法学部経営法学科に在籍する学生とする。

２　プログラムの履修を希望する者は、在学１年目終了時又は在学２年目終了時の所定の期間内にプログラム履修願を提出しなければならない。

３　プログラムの履修者の選考は、法学部教授会がこれを行う。

４　前項の選考における基準は、次の各号の出願年次の区分に応じ、原則として当該各号に掲げるいずれかの要件を満たすこととする。

⑴　在学１年目終了時に出願する者

ア　専門教育科目における必修科目の平均点が80点以上

イ　履修した全授業科目（教職課程教育科目を除く。）の平均点が80点以上

⑵　在学２年目終了時に出願する者

ア　第２年次までに履修した専門教育科目の平均点が80点以上

イ　第２年次までに履修した全授業科目（教職課程教育科目を除く。）の平均点が80点以上

（履修の撤回）

第４条　プログラムの履修者は、２年次又は３年次の後期試験終了後の所定の期間内に届け出ることにより、プログラムの履修を撤回することができる。

（修　　了）

第５条　プログラムの履修者が、福岡大学学則第34条第２項に定める必要な単位を修得し、かつ、次の各号に掲げる全ての要件を満たしたときは、法学部教授会の議を経て、プログラムを修了したと認めるものとする。

⑴　「会社法Ⅰ」、「会社法Ⅱ」、「企業法務特別演習」の単位を全て修得すること。

⑵　「企業法総論」、「企業取引法」、「企業金融法」、「企業取引決済法」、「金融商品取引法」のうちから６単位以上を修得すること。

⑶　「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」のうちから４単位以上を修得すること。

⑷　「経済法」、「労働法」、「消費者法」、「知的財産法」、「商業登記法」、「税法Ⅱ A」、「税法Ⅱ B」のうちから４単位以上を修得すること。

２　前項の規定によりプログラムを修了した者には、法学部長が当該プログラムの修了証を授与する。

附　則

この内規は、令和２年４月１日から施行する。

福岡大学法学部における法科大学院の授業科目早期履修制度に関する申合せ

1　趣　　旨

福岡大学（以下「本学」という。）の法学部の学生のうち、福岡大学学則第33条の５の６第２項に定める者（以下「早期卒業予定者」という。）又は４年次以上の卒業見込者で、本学の法曹実務研究科法務専攻専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）へ進学を希望する者は、法学部長及び法科大学院長の許可を得て、法科大学院の授業科目を履修することができる。

2　目　　的

⑴　この制度は、法科大学院への進学を奨励するものである。

⑵　法学部３年次又は４年次から法科大学院授業科目を履修することによって、法科大学院進学希望者に目的意識と計画性を持たせ、あわせて、専門性を備えた法曹の養成を図る。

⑶　法学部３年次又は４年次在学中に修得した法科大学院授業科目について、法科大学院に入学後、当該授業科目の単位を法科大学院の修了要件単位として認定することにより、ゆとりのある学習時間を確保する。

3　履修資格

法科大学院授業科目を履修することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

⑴　法科大学院へ進学を希望する者

⑵　早期卒業予定者又は本学法学部４年次以上の卒業見込者

4　法科大学院授業科目の履修、成績及び単位認定等の取扱い

⑴　履修できる法科大学院授業科目は、法科大学院が指定する授業科目に限る。

⑵　法科大学院が指定する授業科目数は任意とし、非常勤講師が担当する授業科目も指定することができる。

⑶　法科大学院授業科目の履修を希望する学生は、法科大学院授業科目履修願により、所定の期間内に履修登録手続をしなければならない。

⑷　学生が履修することのできる授業科目は、法科大学院授業科目の履修要項によって周知し、その講義内容は、シラバスに掲載する。

⑸　履修することができる法科大学院授業科目の単位数は、30単位を限度とし、福岡大学学科履修規程第５条第２項に定める年間の履修単位数に含めないものとする。

⑹　法科大学院授業科目の受講料は、徴収しない。

⑺　履修する法科大学院授業科目の成績評価は、担当教員が授業シラバスで示す評価の方法によって行う。

⑻　法科大学院授業科目の成績は、学部卒業要件としての単位数には算入しない。

⑼　学生が法科大学院入学後、学部学生として履修した法科大学院授業科目を法科大学院の修了要件単位として認定申請した場合は、前号の成績に基づき、認定する。修了要件単位としての認定申請に期間の制限は設けないが、カリキュラム変更等により単位認定ができないと判断される場合は、認定しない。

⑽　学生が前号の申請を行わないで、法科大学院入学後にすでに履修した法科大学院授業科目を重複履修することを妨げない。

5　実 施 日

この申合せは、令和７年４月１日から実施する。

福岡大学における単位互換等の取扱いに関する規程

（趣　　旨）

第１条　福岡大学学則（以下「学則」という。）第34条の３に基づき、本学が他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協定により、本学及び他大学等で開講し、履修ができると認められた授業科目（本学及び他大学等において共同で開講する授業科目を含む。以下「単位互換科目等」という。）を履修し、修得した単位を学生が所属する本学の学部及び他大学等において認定する単位互換の取扱い、並びに学則第53条に定める特別聴講学生の取扱いその他必要な事項について、別に定めある場合を除き、この規程による。

（定　　義）

第２条　この規程における用語の定義は、次の各号に定める。

⑴　単位互換科目履修生とは、本学に在籍する２年次以上の学部学生で、単位互換科目等の履修を志願し、他大学等においてその履修が許可された者をいう。

⑵　特別聴講学生とは、他大学等に在籍する学生で、本学における単位互換科目等の履修を志願し、本学がその履修を許可した者をいう。

（他大学等における単位互換科目等の決定）

第３条　単位互換科目履修生が受講できる単位互換科目等は、教務委員会が適当と認める授業科目とする。

２　前項の授業科目が単位互換科目履修生が所属する学部において共通教育科目以外の科目である場合は、当該学部教授会で審議し、所定の時期までに単位互換科目等として決定するものとする。

３　第１項の授業科目が単位互換科目履修生が所属する学部において共通教育科目である場合は、当該学部教授会のほか、教務委員会においても審議し、所定の時期までに単位互換科目等として決定するものとする。

（履修登録単位数）

第４条　単位互換科目履修生の履修登録単位数については、各年度８単位以内、合計20単位（共通教育科目８単位、共通教育科目以外の科目12単位）以内を限度とし、別に定める。

２　前項の履修登録単位数は、１年間に履修する単位数に含めるものとする。

（手　　続）

第５条　単位互換科目履修生として単位互換科目等の履修を志願する学生は、所定の期日までに科目履修願を教務部長に提出しなければならない。

（許　　可）

第６条　教務部長は、前条の学生を他大学等に通知し、履修の許可を得なければならない。

２　学長は、他大学等から履修を許可された学生を単位互換科目履修生として許可する。

（履修の時期及び期間）

第７条　単位互換科目履修生として履修する時期及び期間は、協定で定めた時期及び期間とする。

（授 業 料）

第８条　単位互換科目履修生は協定に基づき、他大学等における授業料を免除する。

（単位の認定）

第９条　単位互換科目履修生が履修した単位互換科目等の単位については、教務委員会の議を経て、当該学部教授会で認定する。

２　前項の認定は、前期集中講義科目及び前期完結科目については後期に、後期集中講義科目、後期完結科目及び通年科目については翌年度の前期に行う。ただし、卒業する学期において履修した科目の単位は認定しない。

３　単位互換科目履修生が履修できる単位互換科目等の認定を実施する学部、学科その他必要な事項については、別に定める。

（単位互換科目履修生の責務）

第10条　単位互換科目履修生は、この規程のほか、履修が許可された他大学等の諸規則を遵守しなければ

ならない。

（履修許可の取消）

第11条　学長は、単位互換科目履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、他大学等と協議した上で、教授会の議を経てその許可を取り消すことができる。

⑴　成績不振等で成業の見込みがないと認められるとき。

⑵　単位互換科目履修生としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（受入の時期）

第12条　特別聴講学生として受入れる時期及び期間は、協定で定めた学期又は学年の始めとする。

（本学における単位互換科目等の決定）

第13条　特別聴講学生が受講できる単位互換科目等は、これを開講する学部の教授会で審議し、所定の時期までに単位互換科目等として決定した科目とする。ただし、本学における共通教育科目を単位互換科目等とする場合は、教務委員会において審議し、決定する。

2　前項の単位互換科目等は、原則として講義科目に限るものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

（受入の手続）

第14条　特別聴講学生として単位互換科目等の履修を志願する学生は、所定の期日までに在籍する他大学等を通じて所定の事項を記載した書類を教務部長に提出しなければならない。

（受講の許可）

第15条　前条の学生については、受講を希望する単位互換科目等の担当者及び開講する学部の教授会が了承し、本学の教育に支障のない範囲において、学長が特別聴講学生として許可し、学生が在籍する他大学等へ通知する。

（成績評価）

第16条　特別聴講学生の成績評価は、福岡大学の成績考査規程の定めるところにより行う。

（選考料等）

第17条　特別聴講学生は協定に基づき、本学における選考料及び授業料を免除する。ただし、本学の定めるところにより、教材費その他必要な費用は徴収することができる。

（特別聴講学生証）

第18条　特別聴講学生には、特別聴講学生証を交付する。

2　特別聴講学生が登校するときは、特別聴講学生証を常に携帯しなければならない。

（取　　消）

第19条　特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、履修の許可を取り消す。

⑴　他大学等に在籍しなくなったとき。

⑵　本学の学則等に違反したとき。

（規程の準用）

第20条　この規程に定めるもののほか、特別聴講学生の取扱いについて必要な場合は、学則その他学内規程を準用する。

（そ の 他）

第21条　この規程に定めのない事項については、本学と他大学等との協定に基づき協議する。

附　則

この規程は、令和３年12月１日から施行する。

単位互換科目等の単位の認定を実施する学部・学科その他必要事項

1　福岡大学における単位互換等の取扱いに関する規程第４条及び第９条第３項に基づき、次の表を定める。

学部・学科		履修上限単位数		認定科目区分	
		年間	在学期間計		
人文学部	文化学科	8	20	共通教育科目	関連教育科目
	歴史学科				
	日本語日本文学科				
	教育・臨床心理学科				
	英語学科				
	ドイツ語学科				
	フランス語学科				
	東アジア地域言語学科				
法学部	法律学科	8	8	共通教育科目	
	経営法学科				
経済学部	経済学科	8	20	共通教育科目	関連教育科目
	産業経済学科				
商学部	商学科	8	20	共通教育科目	関連教育科目
	経営学科				
	貿易学科				
商学部第二部	商学科	8	20	共通教育科目	関連教育科目
理学部	応用数学科	8	8	共通教育科目	
	物理科学科	8	20	共通教育科目	関連教育科目（物理科学コース）
	化学科	8	8	共通教育科目	
	地球圏科学科				
工学部	機械工学科	8	8	共通教育科目	
	電気工学科				
	電子情報工学科				
	化学システム工学科				
	社会デザイン工学科				
	建築学科				
医学部	医学科	8	8	共通教育科目	
	看護学科				
薬学部	薬学科	8	8	共通教育科目	
スポーツ科学部	スポーツ科学科	8	8	共通教育科目	
	健康運動科学科				

（注）履修登録単位数は、各年度８単位以内、在学期間通算で20単位（共通教育科目８単位、共通教育科目以外の科目12単位）以内を限度とする。
（注）工・医・スポーツ科学部は、単位互換科目等で取得した単位を卒業要件単位に算入しません。

2　単位互換科目等は、教職課程科目（教育職員免許法施行規則第66条の６に定める科目、教科及び教職に関する科目、養護及び教職に関する科目）として履修登録等をすることはできない。

また、博物館学芸員課程科目、社会教育主事課程科目及び日本語教員課程科目並びに資格取得に係る科目についても同様とする。

福岡大学転部・転科に関する規程

（趣　　旨）

第１条　この規程は、福岡大学学則第23条の２第３項の規定に基づき、転部・転科に関して必要な事項を定める。

（転部・転科年次及び在学期間）

第２条　転部・転科は、原則として当該学部の第２年次又は第３年次として許可し、その時期は学年の始めとする。

２　転部・転科をした学生の在学期間は、本学入学後、原則として通算８年を超えることはできない。ただし、医学部医学科及び薬学部については、原則として通算12年を超えることはできない。

（選　　考）

第３条　転部・転科は、選考の上、決定する。

２　選考の方法は、別に定める。

（志願手続）

第４条　転部・転科を志願する者は、所定の期日までに必要な書類を学長に提出しなければならない。

（合否判定及び単位認定）

第５条　選考試験の合否の判定及び既に修得した授業科目の単位の認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

（許　　可）

第６条　選考試験に合格した者は、別に定める納付金を予定の期日までに納付しなければならない。

２　学長は、前項の手続きを完了した者に転部・転科を許可する。

３　転部・転科を許可された者の授業料等納入金は、別に定める。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

福岡大学授業料その他諸納入金規程

第１条　福岡大学（以下「本学」という。）の学生から徴収する授業料等納入金及び受講料並びに本学の科目等履修生及び研究生から徴収する受講料等については、特に定めがある場合を除き、この規程による。

第２条　授業料等納入金の額は、福岡大学学則又は福岡大学大学院学則の定めるところによる。

２　前項の授業料等納入金の納入は、分割して行うものとし、納入期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、第１期分納入時に全納することを妨げない。

⑴　第１期分　毎年５月31日まで（新入生は、別に定める。）

⑵　第２期分　毎年10月31日まで

第３条　教職課程科目、博物館学芸員課程科目、社会教育主事課程科目、日本語教員課程科目であって、その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない授業科目の受講料は、福岡大学学則又は福岡大学大学院学則の定めるところによりこれを徴収する。

２　科目等履修生及び研究生の受講料等は、福岡大学学則又は福岡大学大学院学則の定めるところによりこれを徴収する。

３　実習又は研修など特別の費用を必要とする授業科目などの実習・研修費等は、別表第１の定めるところによりこれを徴収する。

第４条　学生が退学届を受理され、又は退学を命じられたときは、その納期分の授業料等納入金について、これを徴収する。

２　停学を命ぜられたときは、停学中の授業料等納入金について、これを徴収する。

第５条　休学する場合は、別表第２に定めるところにより在籍料を徴収する。ただし、学長が特に必要と認めたときは、減額することがある。

２　前項ただし書に規定する在籍料の減額は、別に定めるところにより、所定の手続を経て、学長がこれを決定する。

３　休学する場合の授業料及び教育充実費については、次のとおり取り扱うものとする。

⑴　通年休学の場合は、授業料及び教育充実費の全額を徴収しない。

⑵　前期又は後期のみ休学の場合は、授業料及び教育充実費の年額の２分の１を徴収することとし、過納の場合は、その額を返還する。

第６条　前条に定めるもののほか、休学が学資の負担者の罹患、罹災その他やむを得ない事情による学資の調達困難を理由とするときは、在籍料、授業料及び教育充実費の額を減免することができる。

２　前項の減免を受けようとする者は、必要な証明書等を添えて、所定の減免願を学生課に提出しなければならない。

３　第１項の減免の許否は、学生部委員会の議を経て学長がこれを決定する。

第７条　再入学の場合は、再入学年度の入学金を納入しなければならない。

第８条　除籍を受けた者が再入学を願い出るときは、除籍を受けた納期分の授業料等納入金等で未払いの分はこれを納入しなければならない。

第９条　学生が他の学部への転部、他の学科への転科又は他の研究科への転研究科により異動する場合の授業料等納入金については、次のとおり取り扱うものとする。

⑴　入学金は、入学年度における異動先の学部、学科又は研究科の当該金額から入学時の学部、学科又は研究科の当該金額を減じた額を徴収する。ただし、過納の場合は、これを返還しない。

⑵　授業料及び教育充実費は、入学年度における異動先の学部、学科又は研究科の当該金額を徴収する。

第10条　諸証明書の発行を受ける者は、領収書を各所管課（室）に提出しなければならない。

第11条　諸証明書の発行手数料等は、別表第３の定めるところによりこれを徴収する。

２　追試験、再試験及び補助試験の手数料は、別表第４の定めるところによりこれを徴収する。

第12条　授業料等納入金、受講料、在籍料、手数料等の金額及び納入期日は、経済情勢その他の変動により改めることがある。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１　実習・研修費等（第３条第３項）

種別	金額（単位　円）	納期
海外研修費	実費	指定期間内
学外実習費	実費	
病院実習費	40,000	
教育実習費・養護実習費	実費	
博物館実習費	6,000	
社会教育実習費	6,000	
介護等体験費	10,000	
考古学実習費	30,000	
臨床心理学実習費	30,000	

別表第２　在籍料（第５条第１項）　（単位　円）

学部＼区分		通年休学	前期又は後期休学
人文学部		240,000	120,000
法学部			
経済学部			
商学部			
商学部第二部		60,000	30,000
理学部		360,000	180,000
工学部			
医学部	医学科	1,200,000	600,000
	看護学科	360,000	180,000
薬学部		480,000	240,000
スポーツ科学部		300,000	150,000

別表第３　諸証明書発行手数料等（第11条第１項）

種別	発行手数料（円）	発行課（室）
単位修得証明書 （一般･教職･学芸員･社教主事） 成績証明書 卒業見込証明書 成績･卒業見込証明書（就職用） 卒業証明書 在学証明書 教員免許取得見込証明書 学芸員資格取得証明書 在籍証明書 科目等履修生証明書 研究生証明書 健康診断証明書 その他本学所定様式の証明書	１枚につき　200	教務一課 各学部等の教務担当事務課(室) 保健センター事務室
学生証再発行	１枚につき　2,000	学生課

（注）１　英文の証明書は、１枚につき300円とする。
　　２　本学所定様式以外の証明書の発行手数料は、種別にかかわらず１枚につき500円とする。

別表第４　追試験料・再試験料及び補助試験料（第11条第２項）（一部抜粋）

種別	金額（単位　円）	納期
追試験料	１科目につき　2,000	
再試験料	１単位につき　1,000 （ただし、医学部医学科の時間制の専門教育科目については１科目につき4,000円）	指定期間内

令和７年度　学費等納入金表

納　入	第１期	5 月 27 日
期　限	第２期	10 月 27 日

（注）１．金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
２．新入生の第１期分は、入学時に納入していただいております。

（単位　円）

人文・法・経済・商学部

区分		合計	学生納付金				委託徴収金							
			入学金	授業料	教育充実費	小計	父母後援会費	有信会費	学友会入会金	学友会費	学生健康保険互助組合入会金	学生健康保険互助組合費	卒業記念アルバム代	小計
７年度入学（１年）	**年額**	**1,126,710**	**190,000**	**730,000**	**180,000**	**1,100,000**	**8,500**	**7,500**	**1,000**	**5,610**	**100**	**3,000**	**1,000**	**26,710**
	第１期	671,710	190,000	365,000	90,000	645,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
	第２期	455,000		365,000	90,000	455,000								
６年度入学（２年）	**年額**	**935,610**		**730,000**	**180,000**	**910,000**	**8,500**	**7,500**		**5,610**		**3,000**	**1,000**	**25,610**
	第１期	480,610		365,000	90,000	455,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第２期	455,000		365,000	90,000	455,000								
５年度入学（３年）	**年額**	**935,610**		**730,000**	**180,000**	**910,000**	**8,500**	**7,500**		**5,610**		**3,000**	**1,000**	**25,610**
	第１期	480,610		365,000	90,000	455,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第２期	455,000		365,000	90,000	455,000								
４年度入学（４年）	**年額**	**936,110**		**730,000**	**180,000**	**910,000**	**8,500**	**7,500**		**5,610**		**3,000**	**1,500**	**26,110**
	第１期	481,110		365,000	90,000	455,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	第２期	455,000		365,000	90,000	455,000								
７年度編・転学士入学（３年）	**年額**	**1,135,210**	**190,000**	**730,000**	**180,000**	**1,100,000**	**8,500**	**15,000**	**1,000**	**5,610**	**100**	**3,000**	**2,000**	**35,210**
	第１期	680,210	190,000	365,000	90,000	645,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100	3,000	2,000	35,210
	第２期	455,000		365,000	90,000	455,000								
６年度編・転学士入学（４年）	**年額**	**944,610**		**730,000**	**180,000**	**910,000**	**8,500**	**15,000**		**5,610**		**3,000**	**2,500**	**34,610**
	第１期	489,610		365,000	90,000	455,000	8,500	15,000		5,610		3,000	2,500	34,610
	第２期	455,000		365,000	90,000	455,000								

１．学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。
２．５年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。
３．転部および学士入学（本学卒）の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。

令和７年度　学費等納入金表

納　入	第１期	5 月 27 日
期　限	第２期	10 月 27 日

（注）１．金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
２．新入生の第１期分は、入学時に納入していただいております。

（単位　円）

商学部第二部

区分		合計	学生納付金				委託徴収金							
			入学金	授業料	教育充実費	小計	父母後援会費	有信会費	学友会入会金	学友会費	学生健康保険互助組合入会金	学生健康保険互助組合費	卒業記念アルバム代	小計
７年度入学（１年）	**年額**	**472,370**	**60,000**	**310,000**	**80,000**	**450,000**	**7,500**	**7,500**	**300**	**2,970**	**100**	**3,000**	**1,000**	**22,370**
	第１期	277,370	60,000	155,000	40,000	255,000	7,500	7,500	300	2,970	100	3,000	1,000	22,370
	第２期	195,000		155,000	40,000	195,000								
６年度入学（２年）	**年額**	**411,970**		**310,000**	**80,000**	**390,000**	**7,500**	**7,500**		**2,970**		**3,000**	**1,000**	**21,970**
	第１期	216,970		155,000	40,000	195,000	7,500	7,500		2,970		3,000	1,000	21,970
	第２期	195,000		155,000	40,000	195,000								
５年度入学（３年）	**年額**	**411,970**		**310,000**	**80,000**	**390,000**	**7,500**	**7,500**		**2,970**		**3,000**	**1,000**	**21,970**
	第１期	216,970		155,000	40,000	195,000	7,500	7,500		2,970		3,000	1,000	21,970
	第２期	195,000		155,000	40,000	195,000								
４年度入学（４年）	**年額**	**412,470**		**310,000**	**80,000**	**390,000**	**7,500**	**7,500**		**2,970**		**3,000**	**1,500**	**22,470**
	第１期	217,470		155,000	40,000	195,000	7,500	7,500		2,970		3,000	1,500	22,470
	第２期	195,000		155,000	40,000	195,000								
７年度編・転学士入学（３年）	**年額**	**480,870**	**60,000**	**310,000**	**80,000**	**450,000**	**7,500**	**15,000**	**300**	**2,970**	**100**	**3,000**	**2,000**	**30,870**
	第１期	285,870	60,000	155,000	40,000	255,000	7,500	15,000	300	2,970	100	3,000	2,000	30,870
	第２期	195,000		155,000	40,000	195,000								
６年度編・転学士入学（４年）	**年額**	**420,970**		**310,000**	**80,000**	**390,000**	**7,500**	**15,000**		**2,970**		**3,000**	**2,500**	**30,970**
	第１期	225,970		155,000	40,000	195,000	7,500	15,000		2,970		3,000	2,500	30,970
	第２期	195,000		155,000	40,000	195,000								

１．学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。
２．５年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。
３．転部および学士入学（本学卒）の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。

令和７年度　学費等納入金表

納　入	第１期	5 月 27 日
期　限	第２期	10 月 27 日

（注）１．金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
　　２．新入生の第１期分は、入学時に納入していただいております。

（単位　円）

理・工学部

区分		合計	学生納付金				委託徴収金							
			入学金	授業料	教育充実費	小計	父母後援会費	有信会費	学友会入会金	学友会費	学生健康保険互助組合入会金	学生健康保険互助組合費	卒業記念アルバム代	小計
７年度入学（１年）	**年額**	**1,646,710**	**240,000**	**1,000,000**	**380,000**	**1,620,000**	**8,500**	**7,500**	**1,000**	**5,610**	**100**	**3,000**	**1,000**	**26,710**
	第１期	956,710	240,000	500,000	190,000	930,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
	第２期	690,000		500,000	190,000	690,000								
６年度入学（２年）	**年額**	**1,405,610**		**1,000,000**	**380,000**	**1,380,000**	**8,500**	**7,500**		**5,610**		**3,000**	**1,000**	**25,610**
	第１期	715,610		500,000	190,000	690,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第２期	690,000		500,000	190,000	690,000								
５年度入学（３年）	**年額**	**1,405,610**		**1,000,000**	**380,000**	**1,380,000**	**8,500**	**7,500**		**5,610**		**3,000**	**1,000**	**25,610**
	第１期	715,610		500,000	190,000	690,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第２期	690,000		500,000	190,000	690,000								
４年度入学（４年）	**年額**	**1,406,110**		**1,000,000**	**380,000**	**1,380,000**	**8,500**	**7,500**		**5,610**		**3,000**	**1,500**	**26,110**
	第１期	716,110		500,000	190,000	690,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	第２期	690,000		500,000	190,000	690,000								
７年度編・転学士入学（３年）	**年額**	**1,655,210**	**240,000**	**1,000,000**	**380,000**	**1,620,000**	**8,500**	**15,000**	**1,000**	**5,610**	**100**	**3,000**	**2,000**	**35,210**
	第１期	965,210	240,000	500,000	190,000	930,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100	3,000	2,000	35,210
	第２期	690,000		500,000	190,000	690,000								
６年度編・転学士入学（４年）	**年額**	**1,414,610**		**1,000,000**	**380,000**	**1,380,000**	**8,500**	**15,000**		**5,610**		**3,000**	**2,500**	**34,610**
	第１期	724,610		500,000	190,000	690,000	8,500	15,000		5,610		3,000	2,500	34,610
	第２期	690,000		500,000	190,000	690,000								

１．学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。
２．５年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。
３．転部および学士入学（本学卒）の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。

令和７年度　学費等納入金表

納　入	第１期	5 月 27 日
期　限	第２期	10 月 27 日

（注）１．金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
　　２．新入生の第１期分は、入学時に納入していただいております。

（単位　円）

医学部医学科

区分		合計	学生納付金					委託徴収金							
			入学金	特別教育充実費	授業料	教育充実費	小計	父母後援会費	有信会費	学友会入会金	学友会費	学生健康保険互助組合入会金	学生健康保険互助組合費	卒業記念アルバム代	小計
７年度入学（１年）	**年額**	**8,626,710**	**1,000,000**	**3,000,000**	**3,912,000**	**688,000**	**8,600,000**	**8,500**	**7,500**	**1,000**	**5,610**	**100**	**3,000**	**1,000**	**26,710**
	第１期	6,326,710	1,000,000	3,000,000	1,956,000	344,000	6,300,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
	第２期	2,300,000			1,956,000	344,000	2,300,000								
６年度入学（２年）	**年額**	**7,625,610**		**3,000,000**	**3,912,000**	**688,000**	**7,600,000**	**8,500**	**7,500**		**5,610**		**3,000**	**1,000**	**25,610**
	第１期	5,325,610		3,000,000	1,956,000	344,000	5,300,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第２期	2,300,000			1,956,000	344,000	2,300,000								
５年度入学（３年）	**年額**	**7,625,610**		**3,000,000**	**3,912,000**	**688,000**	**7,600,000**	**8,500**	**7,500**		**5,610**		**3,000**	**1,000**	**25,610**
	第１期	5,325,610		3,000,000	1,956,000	344,000	5,300,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第２期	2,300,000			1,956,000	344,000	2,300,000								
４年度入学（４年）	**年額**	**4,626,110**			**3,912,000**	**688,000**	**4,600,000**	**8,500**	**7,500**		**5,610**		**3,000**	**1,500**	**26,110**
	第１期	2,326,110			1,956,000	344,000	2,300,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	第２期	2,300,000			1,956,000	344,000	2,300,000								
３年度入学（５年）	**年額**	**4,617,110**			**3,912,000**	**688,000**	**4,600,000**	**8,500**			**5,610**		**3,000**		**17,110**
	第１期	2,317,110			1,956,000	344,000	2,300,000	8,500			5,610		3,000		17,110
	第２期	2,300,000			1,956,000	344,000	2,300,000								
２年度入学（６年）	**年額**	**4,617,110**			**3,912,000**	**688,000**	**4,600,000**	**8,500**			**5,610**		**3,000**		**17,110**
	第１期	2,317,110			1,956,000	344,000	2,300,000	8,500			5,610		3,000		17,110
	第２期	2,300,000			1,956,000	344,000	2,300,000								

１．学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。
２．７年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。

令和７年度　学費等納入金表

納　入	第１期	5 月 27 日
期　限	第２期	10 月 27 日

（注）１．金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
２．新入生の第１期分は、入学時に納入していただいております。

（単位　円）

医学部看護学科

区分		合計	学生納付金				委託徴収金							
			入学金	授業料	教育充実費	小計	父母後援会費	有信会費	学友会入会金	学友会費	学生健康保険互助組合入会金	学生健康保険互助組合費	卒業記念アルバム代	小計
７年度入学（１年）	**年額**	**1,806,710**	**270,000**	**1,040,000**	**470,000**	**1,780,000**	**8,500**	**7,500**	**1,000**	**5,610**	**100**	**3,000**	**1,000**	**26,710**
	第１期	1,051,710	270,000	520,000	235,000	1,025,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
	第２期	755,000		520,000	235,000	755,000								
６年度入学（２年）	**年額**	**1,535,610**		**1,040,000**	**470,000**	**1,510,000**	**8,500**	**7,500**		**5,610**		**3,000**	**1,000**	**25,610**
	第１期	780,610		520,000	235,000	755,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第２期	755,000		520,000	235,000	755,000								
５年度入学（３年）	**年額**	**1,535,610**		**1,040,000**	**470,000**	**1,510,000**	**8,500**	**7,500**		**5,610**		**3,000**	**1,000**	**25,610**
	第１期	780,610		520,000	235,000	755,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第２期	755,000		520,000	235,000	755,000								
４年度入学（４年）	**年額**	**1,536,110**		**1,040,000**	**470,000**	**1,510,000**	**8,500**	**7,500**		**5,610**		**3,000**	**1,500**	**26,110**
	第１期	781,110		520,000	235,000	755,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	第２期	755,000		520,000	235,000	755,000								

１．学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。
２．５年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。

令和７年度　学費等納入金表

納　入	第１期	5 月 27 日
期　限	第２期	10 月 27 日

（注）１．金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
　　２．新入生の第１期分は、入学時に納入していただいております。

（単位　円）

薬学部

区分		合計	学生納付金				委託徴収金							
			入学金	授業料	教育充実費	小計	父母後援会費	有信会費	学友会入会金	学友会費	学生健康保険互助組合入会金	学生健康保険互助組合費	卒業記念アルバム代	小計
７年度入学（１年）	**年額**	**2,066,710**	**400,000**	**1,350,000**	**290,000**	**2,040,000**	**8,500**	**7,500**	**1,000**	**5,610**	**100**	**3,000**	**1,000**	**26,710**
	第１期	1,246,710	400,000	675,000	145,000	1,220,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
	第２期	820,000		675,000	145,000	820,000								
６年度入学（２年）	**年額**	**2,095,610**		**1,350,000**	**720,000**	**2,070,000**	**8,500**	**7,500**		**5,610**		**3,000**	**1,000**	**25,610**
	第１期	1,060,610		675,000	360,000	1,035,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第２期	1,035,000		675,000	360,000	1,035,000								
５年度入学（３年）	**年額**	**2,095,610**		**1,350,000**	**720,000**	**2,070,000**	**8,500**	**7,500**		**5,610**		**3,000**	**1,000**	**25,610**
	第１期	1,060,610		675,000	360,000	1,035,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第２期	1,035,000		675,000	360,000	1,035,000								
４年度入学（４年）	**年額**	**2,096,110**		**1,350,000**	**720,000**	**2,070,000**	**8,500**	**7,500**		**5,610**		**3,000**	**1,500**	**26,110**
	第１期	1,061,110		675,000	360,000	1,035,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	第２期	1,035,000		675,000	360,000	1,035,000								
３年度入学（５年）	**年額**	**2,087,110**		**1,350,000**	**720,000**	**2,070,000**	**8,500**			**5,610**		**3,000**		**17,110**
	第１期	1,052,110		675,000	360,000	1,035,000	8,500			5,610		3,000		17,110
	第２期	1,035,000		675,000	360,000	1,035,000								
２年度入学（６年）	**年額**	**2,087,110**		**1,350,000**	**720,000**	**2,070,000**	**8,500**			**5,610**		**3,000**		**17,110**
	第１期	1,052,110		675,000	360,000	1,035,000	8,500			5,610		3,000		17,110
	第２期	1,035,000		675,000	360,000	1,035,000								

１．学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。
２．７年次以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。
３．転部および学士入学（本学卒）の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。

令和７年度　学費等納入金表

納　入	第１期	5 月 27 日
期　限	第２期	10 月 27 日

（注）１．金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
２．新入生の第１期分は、入学時に納入していただいております。

（単位　円）

スポーツ科学部

区分		合計	学生納付金				委託徴収金							
			入学金	授業料	教育充実費	小計	父母後援会費	有信会費	学友会入会金	学友会費	学生健康保険互助組合入会金	学生健康保険互助組合費	卒業記念アルバム代	小計
7年度入学（1年）	年額	1,476,710	300,000	800,000	350,000	1,450,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
	第1期	901,710	300,000	400,000	175,000	875,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
	第2期	575,000		400,000	175,000	575,000								
6年度入学（2年）	年額	1,175,610		800,000	350,000	1,150,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第1期	600,610		400,000	175,000	575,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第2期	575,000		400,000	175,000	575,000								
5年度入学（3年）	年額	1,175,610		800,000	350,000	1,150,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第1期	600,610		400,000	175,000	575,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第2期	575,000		400,000	175,000	575,000								
4年度入学（4年）	年額	1,176,110		800,000	350,000	1,150,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	第1期	601,110		400,000	175,000	575,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	第2期	575,000		400,000	175,000	575,000								
7年度編・転学士入学（3年）	年額	1,485,210	300,000	800,000	350,000	1,450,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100	3,000	2,000	35,210
	第1期	910,210	300,000	400,000	175,000	875,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100	3,000	2,000	35,210
	第2期	575,000		400,000	175,000	575,000								
6年度編・転学士入学（4年）	年額	1,184,610		800,000	350,000	1,150,000	8,500	15,000		5,610		3,000	2,500	34,610
	第1期	609,610		400,000	175,000	575,000	8,500	15,000		5,610		3,000	2,500	34,610
	第2期	575,000		400,000	175,000	575,000								

１．学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。
２．５年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。
３．転部および学士入学（本学卒）の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。